

## ○選挙無効請求事件

(平成26年(行ツ)第155号、第156号一部破棄自判)  
(同年11月26日大法廷判決一部棄却)

**【第155号上告人】**原告 山口邦明ほか6名  
**【第156号被上告人】**代理人 森 徹 ほか

**【第155号被上告人】**被告 東京都選挙管理委員会 ほか1名  
**【第156号上告人】**代理人 都築政則 ほか

**【第 1 番】**東京高等裁判所 平成25年12月25日判決

### ○判示事項

公職選挙法14条、別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の合憲性

### ○判決要旨

平成25年7月21日施行の参議院議員通常選挙当時において、公職選挙法14条、別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の下で、選挙区間における投票価値の不均衡は平成24年法律第94号による改正後も違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったが、上記選挙までの間に更に上記規定の改正がされなかつたことをもつて国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、上記規定が憲法14条1項等に違反するに至っていたということはできない。

(補足意見及び反対意見がある。)

**【参照】**憲法14条1項 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

同法15条1項、3項 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

同法43条1項 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

同法44条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。  
但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

公職選挙法14条 参議院（選挙区選出）議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表第3で定める。

2 地方自治法第6条の2第1項の規定による都道府県の廃置分合があつても、参議院（選挙区選出）議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、なお従前の例による。

同法別表第3（第14条関係）

大京滋三愛静岐長山福石富新神東千崎群栃茨福山秋宮岩青北  
阪都賀重知岡阜野梨井川山潟川奈京葉玉馬木城島形田城手森海  
府府県県県県県県県県県県都県県県県県県県道選挙区

別表第三

（第十四条関係）

八四二二六四二四二二二四八十六六二二四二二二四二二四  
人人人人人人人人人人人人人人人人人人人議員數

沖鹿宮大熊長佐福高愛香徳山広岡島鳥和奈兵  
綱兒崎分本崎賀岡知媛川島口島山根取山良庫  
県県県県県県県県県県県県県県県県県県

二二二二二二二四二二二二二四二二二二二四  
人人人人人人人人人人人人人人人人人

## ○主 文

- 1 原審被告らの上告に基づき、原判決を次のとおり変更する。  
原審原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 原審原告らの上告を棄却する。
- 3 訴訟の総費用は原審原告らの負担とする。

## ○ 理由

原審原告兼平成26年(行ツ)第155号上告代理人森徹ほか及び原審原告野々山哲郎の各上告理由並びに同年(行ツ)第156号上告代理人築政則ほかの上告理由について

1 本件は、平成25年7月21日施行の参議院議員通常選挙（以下「本件選挙」という。）について、東京都選挙区及び神奈川県選挙区の選挙人である原審原告らが、公職選挙法14条、別表第3の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定（以下、数次の改正の前後を通じ、平成6年法律第2号による改正前の別表第2を含め、「定数配分規定」という。）は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 参議院議員選挙法（昭和22年法律第11号）は、参議院議員の選挙について、参議院議員250人を全国選出議員100人と地方選出議員150人に区分し、全国選出議員については、全都道府県の区域を通じて選出されるものとする一方、地方選出議員については、その選挙区及び各選挙区における議員定数を別表で定め、都道府県を単位とする選挙区において選出されるものとし、各選挙区ごとの議員定数については、定数を偶数としてその最小限を2人とする方針の下に、各選挙区の人口に比例する形で、2人ないし8人の偶数の議員定数を配分した。昭和25年に制定された公職選挙法の定数配分規定は、上記の参議院議員選挙法の議員定数配分規定をそのまま引き継いだものであり、その後に沖縄県選挙区の議員定数2人が付加されたほかは、平成6年法律第47号による公職選挙法の改正（以下「平成6年改正」という。）まで、上記定数配分規定に変更はなかった。なお、昭和57年法律第81号による公職選挙法の改正（以下「昭和57年改正」と

いう。)により、参議院議員の選挙についていわゆる拘束名簿式比例代表制が導入され、参議院議員 252人は各政党等の得票に比例して選出される比例代表選出議員 100人と都道府県を単位とする選挙区ごとに選出される選挙区選出議員 152人とに区分されることになったが、この選挙区選出議員は、従来の地方選出議員の名称が変更されたものにすぎない。その後、平成 12 年法律第 118 号による公職選挙法の改正(以下「平成 12 年改正」という。)により、比例代表選出議員の選挙制度がいわゆる非拘束名簿式比例代表制に改められるとともに、参議院議員の総定数が 10 人削減されて 242 人とされ、比例代表選出議員 96 人及び選挙区選出議員 146 人とされた。

(2) 参議院議員選挙法制定当時、選挙区間における議員 1 人当たりの人口の最大較差(以下、各立法当時の「選挙区間の最大較差」というときは、この人口の最大較差をいう。)は 2.62 倍(以下、較差に関する数値は、全て概数である。)であったが、人口変動により次第に拡大を続け、平成 4 年に施行された参議院議員通常選挙(以下、単に「通常選挙」といい、この通常選挙を「平成 4 年選挙」という。)当時、選挙区間における議員 1 人当たりの選挙人数の最大較差(以下、各選挙当時の「選挙区間の最大較差」というときは、この選挙人数の最大較差をいう。)が 6.59 倍に達した後、平成 6 年改正における 7 選挙区の定数を 8 増 8 減する措置により、平成 2 年 10 月実施の国勢調査結果による人口に基づく選挙区間の最大較差は 4.81 倍に縮小し、いわゆる逆転現象(人口又は選挙人数において少ない選挙区が多い選挙区よりも多くの議員定数を配分されている状態)は消滅した。その後、平成 12 年改正における 3 選挙区の定数を 6 減する措置により、平成 6 年改正後に再び生じたいわゆる逆転現象は消滅し、また、この措置及び平成 18 年法律第 52 号による公職選挙法の改正(以下「平成 18 年改正」という。)における 4 選挙区の定数を 4 増 4 減する措置

の前後を通じて、平成13年から同19年までに施行された各通常選挙当時の選挙区間の最大較差は5倍前後で推移した。

しかるところ、当裁判所大法廷は、定数配分規定の合憲性に関し、最高裁昭和54年（行ツ）第65号同58年4月27日大法廷判決・民集37巻3号345頁において後記3の基本的な判断枠組みを示した後、選挙区間の最大較差が6.59倍に達した平成4年選挙について、違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態が生じていた旨判示したが（最高裁平成6年（行ツ）第59号同8年9月11日大法廷判決・民集50巻8号2283頁），平成6年改正後の定数配分規定の下で施行された2回の通常選挙については、上掲最高裁昭和58年4月27日大法廷判決（以下「昭和58年大法廷判決」という。）において昭和52年に施行された通常選挙（以下「昭和52年選挙」という。）について判示したことと同様に、上記の状態に至っていたとはいえない旨判示した（最高裁平成9年（行ツ）第104号同10年9月2日大法廷判決・民集52巻6号1373頁、最高裁平成11年（行ツ）第241号同12年9月6日大法廷判決・民集54巻7号1997頁）。その後、平成12年改正後の定数配分規定の下で施行された2回の通常選挙及び平成18年改正後の定数配分規定（以下、平成24年法律第94号による改正前のものを「本件旧定数配分規定」という。）の下で平成19年に施行された通常選挙（以下「平成19年選挙」という。）のいずれについても、当裁判所大法廷は、上記の状態に至っていたか否かにつき明示的に判示することなく、結論において当該各定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえない旨の判断を示した（最高裁平成15年（行ツ）第24号同16年1月14日大法廷判決・民集58巻1号56頁、最高裁平成17年（行ツ）第247号同18年10月4日大法廷判決・民集60巻8号2696頁、最高裁平成20年（行ツ）第209号同21年9月30日大法廷判決・

民集63巻7号1520頁)。ただし、上掲最高裁平成18年10月4日大法廷判決においては、投票価値の平等の重要性を考慮すると投票価値の不平等の是正について国会における不断の努力が望まれる旨の、上掲最高裁平成21年9月30日大法廷判決(以下「平成21年大法廷判決」という。)においては、当時の較差が投票価値の平等という観点からはなお大きな不平等が存する状態であって、選挙区間における投票価値の較差の縮小を図ることが求められる状況にあり、最大較差の大幅な縮小を図るために現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となる旨の指摘がそれぞれされた。

(3) 上掲最高裁平成16年1月14日大法廷判決を受けて同年12月1日に参議院議長の諮問機関である参議院改革協議会の下に設けられた選挙制度に係る専門委員会が、各種のは正案を検討した上で同17年10月に同協議会に提出した報告書では、現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置により較差のは正を図ったとしても、較差を4倍以内に抑えることは相当の困難がある旨の意見が示された。また、平成18年改正により同報告書の提案に係る前記4増4減の措置が採られた後、平成20年6月に改めて参議院改革協議会の下に設置された専門委員会においては、同22年5月までの協議を経て、同25年に施行される通常選挙に向けて選挙制度の見直しの検討を開始することとされ、同23年中の公職選挙法の改正法案の提出を目途とする旨の工程表が示されたものの、具体的な較差のは正が見送られた結果、同22年7月11日、選挙区間の最大較差が5.00倍に拡大した状況において、本件旧定数配分規定の下で2回目となる通常選挙が施行された(以下「平成22年選挙」という。)。

平成22年選挙後、平成21年大法廷判決の指摘を踏まえた選挙制度の仕組みの見直しを含む制度改革に向けた検討のため、参議院に選

選制度の改革に関する検討会が発足し、その会議において参議院議長から上記改革の検討の基礎となる案が提案され、平成23年以降、各政党からも様々な改正案が発表されるなどしたが、上記改革の方向性に係る各会派の意見は区々に分かれて集約されない状況が続き、同年12月以降の同検討会及びその下に設置された選挙制度協議会における検討を経て、同24年8月に当面の較差の拡大を抑える措置として公職選挙法の一部を改正する法律案が国会に提出された。その内容は、平成25年7月に施行される通常選挙に向けた改正として選挙区選出議員について4選挙区で定数を4増4減するものであり、その附則には、同28年に施行される通常選挙に向けて、選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとする旨の規定が置かれていた（上記4増4減の改正が行われたとしても、同22年10月実施の国勢調査結果による人口に基づく選挙区間の最大較差は、4.75倍であった。）。

このような状況の下で、平成22年選挙につき、最高裁平成23年（行ツ）第51号同24年10月17日大法廷判決・民集66巻10号3357頁は、結論において同選挙当時における本件旧定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえないとしたものの、長年にわたる制度及び社会状況の変化を踏まえ、都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の要求に応えていくことはもはや著しく困難な状況に至っていることなどに照らし、違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態が生じていた旨判示するとともに、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる上記の不平等状態を解消する必要がある旨を指摘した。

(4) 上掲最高裁平成24年10月17日大法廷判決（以下「平成2

「4年大法廷判決」という。)の言渡し後、同年11月16日に上記の公職選挙法の一部を改正する法律案が平成24年法律第94号(以下「平成24年改正法」という。)として成立し、同月26日に施行された(以下、同改正法による改正後の定数配分規定を「本件定数配分規定」という。)。

また、同月以降、選挙制度協議会において平成24年大法廷判決を受けて選挙制度の改革に関する検討が行われ、平成25年6月、選挙制度の改革に関する検討会において、選挙制度協議会の当時の座長から参議院議長及び参議院各会派に対し、平成24年改正法の上記附則の定めに従い、平成28年7月に施行される通常選挙から新選挙制度を適用すべく、平成26年度中に選挙制度の仕組みの見直しを内容とする改革の成案を得た上で、平成27年中の公職選挙法改正の成立を目指して検討を進める旨の工程表が示された。

平成25年7月21日、本件定数配分規定の下での初めての通常選挙として、本件選挙が施行された。本件選挙当時の選挙区間の最大較差は、4.77倍であった。

(5) 本件選挙後の事情についてみると、平成25年9月、参議院において本件選挙後に改めて選挙制度の改革に関する検討会が開かれてその下に選挙制度協議会が設置され、同検討会において、同27年中の公職選挙法改正の成立を目指すことが確認されるとともに、同協議会において、同月以降おおむね月数回ずつ有識者等からの意見や説明の聴取をした上で協議が行われ、同26年4月には選挙制度の仕組みの見直しを内容とする具体的な改正案として座長案が示され、その後に同案の見直し案も示された。これらの案は、基本的には、人口の少ない一定数の選挙区を隣接区と合区してその定数を削減し、人口の多い一定数の選挙区の定数を増やして選挙区間の最大較差を大幅に縮小するというものであるところ、同協議会において、同年5月以降、上

記の案や参議院の各会派の提案等をめぐり検討と協議が行われている（上記各会派の提案の中には、上記の案を基礎として合区の範囲等に修正を加える提案のほか、都道府県に代えてより広域の選挙区の単位を新たに創設する提案等が含まれている。）。

3 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解される。しかしながら、憲法は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするかの決定を国会の裁量に委ねているのであるから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない。

憲法が二院制を採用し衆議院と参議院の権限及び議員の任期等に差異を設けている趣旨は、それぞれの議院に特色のある機能を発揮させることによって、国会を公正かつ効果的に国民を代表する機関たらしめようとするところにあると解される。前記2(1)においてみた参議院議員の選挙制度の仕組みは、このような観点から、参議院議員について、全国選出議員（昭和57年改正後は比例代表選出議員）と地方選出議員（同改正後は選挙区選出議員）に分け、前者については全国（全都道府県）の区域を通じて選挙するものとし、後者については都道府県を各選挙区の単位としたものである。昭和22年の参議院議員選挙法及び同25年の公職選挙法の制定当時において、このような選挙制度の仕組みを定めたことが、国会の有する裁量権の合理的な行使の範囲を超えるものであったということはできない。しかしながら、社会

的、経済的変化の激しい時代にあって不斷に生ずる人口変動の結果、上記の仕組みの下で投票価値の著しい不平等状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合には、当該定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。

以上は、昭和58年大法廷判決以降の参議院議員（地方選出議員ないし選挙区選出議員）選挙に関する累次の大法廷判決の趣旨とするところであり、基本的な判断枠組みとしてこれを変更する必要は認められない。

もっとも、選挙区間の最大較差が5倍前後で常態化する中で、前記2(2)のとおり、平成16年、同18年及び同21年の前掲各大法廷判決においては、上記の判断枠組みは基本的に維持しつつも、選挙制度の仕組み自体の見直しが必要である旨の平成21年大法廷判決の指摘を含め、投票価値の平等の観点から実質的にはより厳格な評価がされるようになっていたところであり、また、平成24年大法廷判決においては、昭和58年大法廷判決が長期にわたる投票価値の大きな較差の継続を許容し得る根拠として挙げていた後記4(1)ウの諸点につき、長年にわたる制度及び社会状況の変化を踏まえ、数十年間にもわたり5倍前後の大きな較差が継続することを正当化する理由としては十分なものとはいえないくなっている旨の指摘がされているところである。

4 上記の見地に立って、本件選挙当時の本件定数配分規定の合憲性について検討する。

(1)ア 憲法は、二院制の下で、一定の事項について衆議院の優越を認める反面、参議院議員につき任期を6年の長期とし、解散もなく、選挙は3年ごとにその半数について行うことを定めている（46条等）。その趣旨は、立法を始めとする多くの事柄について参議院にも衆議院とほぼ等しい権限を与えつつ、参議院議員の任期をより長期とするこ

と等によって、多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとしたものと解される。いかなる具体的な選挙制度によって、上記の憲法の趣旨を実現し、投票価値の平等の要請と調和させていくかは、二院制の下における参議院の性格や機能及び衆議院との異同をどのように位置付け、これをそれぞれの選挙制度にいかに反映させていくかという点を含め、国会の合理的な裁量に委ねられていると解すべきところであるが、その合理性を検討するに当たっては、参議院議員の選挙制度が設けられてから60年余にわたる制度及び社会状況の変化を考慮することが必要である。

前記2の参議院議員の選挙制度の変遷を衆議院議員の選挙制度の変遷と対比してみると、両議院とも、政党に重きを置いた選挙制度を旨とする改正が行われている上、都道府県又はそれを細分化した地域を選挙区とする選挙と、より広範な地域を選挙の単位とする比例代表選挙との組合せという類似した選出方法が採られ、その結果として同質的な選挙制度となってきており、急速に変化する社会の情勢の下で、議員の長い任期を背景に国政の運営における参議院の役割がこれまでにも増して大きくなっているといえることに加えて、衆議院については、この間の改正を通じて、投票価値の平等の要請に対する制度的な配慮として、選挙区間の人口較差が2倍未満となることを基本とする旨の区割りの基準が定められていることにも照らすと、参議院についても、二院制に係る上記の憲法の趣旨との調和の下に、更に適切に民意が反映されるよう投票価値の平等の要請について十分に配慮することが求められるところである。

イ 参議院においては、この間の人口変動により、都道府県間の人口較差が著しく拡大したため、半数改選という憲法上の要請を踏まえて定められた偶数配分を前提に、都道府県を単位として各選挙区の定

数を定めるという現行の選挙制度の仕組みの下で、昭和22年の制度発足時には2.62倍であった選挙区間の最大較差が、昭和52年選挙の時点では5.26倍に拡大し、平成4年選挙の時点では6.59倍にまで達する状況となり、平成6年以降の数次の改正による定数の調整によって若干の較差の縮小が図られたが、5倍前後の較差が維持されたまま推移してきた。

ウ さきに述べたような憲法の趣旨、参議院の役割等に照らすと、参議院は衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する機関としての責務を負っていることは明らかであり、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。昭和58年大法廷判決は、参議院議員の選挙制度において長期にわたる投票価値の大きな較差の継続を許容し得る根拠として、上記の選挙制度の仕組みや参議院に関する憲法の定め等を挙げていたが、これらの諸点も、平成24年大法廷判決の指摘するとおり、上記アにおいてみたような長年にわたる制度及び社会状況の変化を踏まえると、数十年間にもわたり5倍前後の大きな較差が継続することを正当化する理由としては十分なものとはいえないくなっているものといわざるを得ない。殊に、昭和58年大法廷判決は、上記の選挙制度の仕組みに関して、都道府県が歴史的にも政治的、経済的、社会的にも独自の意義と実体を有し、政治的に一つのまとまりを有する単位として捉え得ることに照らし、都道府県を各選挙区の単位とすることによりこれを構成する住民の意思を集約的に反映させ得る旨の指摘をしていたが、この点についても、都道府県が地方における一つのまとまりを有する行政等の単位であるという限度において相応の合理性を有していたことは否定し難いものの、これを参議院議員の各選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はなく、むしろ、都道府県を各選挙区の単位として固定する結果、そ

の間の人口較差に起因して上記のように投票価値の大きな不平等状態が長期にわたって継続している状況の下では、上記の都道府県の意義や実体等をもって上記の選挙制度の仕組みの合理性を基礎付けるには足りなくなっているものといわなければならない。

以上に鑑みると、人口の都市部への集中による都道府県間の人口較差の拡大が続き、総定数を増やす方法を探ることにも制約がある中で、半数改選という憲法上の要請を踏まえて定められた偶数配分を前提に、上記のような都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の実現を図るという要求に応えていくことは、もはや著しく困難な状況に至っているものというべきである。このことは、前記2(3)の平成17年10月の専門委員会の報告書において指摘されており、平成19年選挙当時も投票価値の大きな不平等がある状態であって選挙制度の仕組み自体の見直しが必要であることは、平成21年大法廷判決において特に指摘されていたところでもある。これらの事情の下では、平成24年大法廷判決の判示するとおり、平成22年選挙当時、本件旧定数配分規定の下での前記の較差が示す選挙区間における投票価値の不均衡は、投票価値の平等の重要性に照らしてもはや看過し得ない程度に達しており、これを正当化すべき特別の理由も見いだせない以上、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたというほかはない。

エ 本件選挙は、平成24年大法廷判決の言渡し後に成立した平成24年改正法による改正後の本件定数配分規定の下で施行されたものであるが、上記ウのとおり、本件旧定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあると評価されるに至ったのは、総定数の制約の下で偶数配分を前提に、長期にわたり投票価値の大きな較差を生じさせる要因となってきた都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みが、長年に

わたる制度及び社会状況の変化により、もはやそのような較差の継続を正当化する十分な根拠を維持し得なくなっていることによるものであり、同判決において指摘されているとおり、上記の状態を解消するためには、一部の選挙区の定数の増減にとどまらず、上記制度の仕組み自体の見直しが必要であるといわなければならない。しかるところ、平成24年改正法による前記4増4減の措置は、上記制度の仕組みを維持して一部の選挙区の定数を増減するにとどまり、現に選挙区間の最大較差（本件選挙当時4.77倍）については上記改正の前後を通じてなお5倍前後の水準が続いているのであるから、上記の状態を解消するには足りないものであったといわざるを得ない（同改正法自体も、その附則において、平成28年に施行される通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い結論を得るものとする旨を定めており、上記4増4減の措置の後も引き続き上記制度の仕組み自体の見直しの検討が必要となることを前提としていたものと解される。）。

したがって、平成24年改正法による上記の措置を経た後も、本件選挙当時に至るまで、本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、平成22年選挙当時と同様に違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものというべきである。

(2)ア 参議院議員の選挙における投票価値の較差の問題について、当裁判所大法廷は、これまで、①当該定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否か、②上記の状態に至っている場合に、当該選挙までの期間内にその是正がされなかつたことが国会の裁量権の限界を超えるとして当該定数配分規定が憲法に違反するに至っているか否かといった判断の枠組みを前提として審査を行ってきており、こうした判断の方法が採られてきたのは、憲法の予定している司法権と立

法権との関係に由来するものと考えられる。すなわち、裁判所において選挙制度について投票価値の平等の観点から憲法上問題があると判断したとしても、自らこれに代わる具体的な制度を定め得るものではなく、その是正は国会の立法によって行われることになるものであり、是正の方法についても国会は幅広い裁量権を有しているので、裁判所が選挙制度の憲法適合性について上記の判断枠組みの下で一定の判断を示すことにより、国会がこれを踏まえて自ら所要の適切な是正の措置を講ずることが、憲法上想定されているものと解される。このような憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、上記①において違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っている旨の司法の判断がされれば国会はこれを受けて是正を行う責務を負うものであるところ、上記②において当該選挙までの期間内にその是正がされなかつたことが国会の裁量権の限界を超えるといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた裁量権の行使の在り方として相当なものであったといえるか否かという観点に立って評価すべきものと解される（最高裁平成25年（行ツ）第209号、第210号、第211号同年11月20日大法廷判決・民集67巻8号1503頁参照）。

イ そこで、本件において、本件選挙までに違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態の是正がされなかつたことが国会の裁量権の限界を超えるといえるか否かについて検討する。

参議院議員の選挙における投票価値の不均衡については、平成10年及び同12年の前掲各大法廷判決は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていないとする判断を示し、その後も平成21年

大法廷判決に至るまで上記の状態に至っていたとする判断が示されたことはなかったものであるところ、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っているとし、その解消のために選挙制度の仕組み自体の見直しが必要であるとする当裁判所大法廷の判断が示されたのは、平成24年大法廷判決の言渡しがされた平成24年10月17日であり、国会において上記の状態に至っていると認識し得たのはこの時点からであったというべきである。

この違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態を解消するためには、平成24年大法廷判決の指摘するとおり、単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講ずることが求められていたところである。このような選挙制度の仕組み自体の見直しについては、平成21年及び同24年の前掲各大法廷判決の判示においても言及されているように、参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が求められるなど、事柄の性質上課題も多いため、その検討に相応の時間を要することは認めざるを得ず、また、参議院の各会派による協議を経て改正の方向性や制度設計の方針を策定し、具体的な改正案を立案して法改正を実現していくためには、これらの各過程における諸々の手続や作業が必要となる。

しかるところ、平成24年大法廷判決の言渡しによって選挙区間ににおける投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていることを国会が認識し得た平成24年10月17日の時点から、本件選挙が施行された同25年7月21日までの期間は、約9か月にとどまるものであること、それ以前にも当裁判所大法廷の指摘を踏まえて参議院における選挙制度の改革に向けての検討が行われていたものの、それらはいまだ上記の状態に至っているとの判断がさ

れていない段階での将来の見直しに向けての検討にとどまる上、前記2(3)のとおり上記改革の方向性に係る各会派等の意見は区々に分かれ集約されない状況にあったことなどに照らすと、平成24年大法廷判決の言渡しから本件選挙までの上記期間内に、上記のように高度に政治的な判断や多くの課題の検討を経て改正の方向性や制度設計の方針を策定し、具体的な改正案の立案と法改正の手続と作業を了することは、実現の困難な事柄であったものといわざるを得ない。

他方、国会においては、前記2(4)のとおり、平成24年大法廷判決の言渡し後、本件選挙までの間に、前記4増4減の措置に加え、附則において平成28年に施行される通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い結論を得るものとする旨を併せて定めた平成24年改正法が成立するとともに、参議院の選挙制度の改革に関する検討会及び選挙制度協議会において、平成24年大法廷判決を受けて選挙制度の改革に関する検討が行われ、上記附則の定めに従い、選挙制度の仕組みの見直しを内容とする公職選挙法改正の上記選挙までの成立を目指すなどの検討の方針や工程が示されてきている。このことに加え、前記2(5)のとおり、これらの参議院の検討機関において、本件選挙後も、上記附則の定めに従い、平成24年大法廷判決の趣旨に沿った方向で選挙制度の仕組みの見直しを内容とする法改正の具体的な方法等の検討が行われてきていることをも考慮に入れると、本件選挙前の国会における是正の実現に向けた上記の取組は、具体的な改正案の策定にまでは至らなかったものの、同判決の趣旨に沿った方向で進められていたものということができる。

以上に鑑みると、本件選挙は、前記4増4減の措置後も前回の平成22年選挙当時と同様に違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態の下で施行されたものではあるが、平成24年大法廷判決の言渡しから本件選挙までの約9か月の間に、平成28年に施行され

る通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い結論を得るものとする旨を附則に定めた平成24年改正法が成立し、参議院の検討機関において、上記附則の定めに従い、同判決の趣旨に沿った方向で選挙制度の仕組みの見直しを内容とする法改正の上記選挙までの成立を目指すなどの検討の方針や工程を示しつつその見直しの検討が行われてきているのであって、前記アにおいて述べた司法権と立法権との関係を踏まえ、前記のような考慮すべき諸事情に照らすと、国会における是正の実現に向けた取組が平成24年大法廷判決の趣旨を踏まえた国会の裁量権の行使の在り方として相当なものでなかつたということはできず、本件選挙までの間に更に上記の見直しを内容とする法改正がされなかつたことをもって国会の裁量権の限界を超えるものということはできない。

**要旨** (3) 以上のことおりであつて、本件選挙当時において、本件定数配分規定の下で、選挙区間における投票価値の不均衡は、平成24年改正法による改正後も前回の平成22年選挙当時と同様に違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものではあるが、本件選挙までの間に更に本件定数配分規定の改正がされなかつたことをもって国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということはできない。

参議院議員の選挙制度については、これまで、限られた総定数の枠内で、半数改選という憲法上の要請を踏まえて定められた偶数配分を前提に、都道府県を各選挙区の単位とする現行の選挙制度の仕組みの下で、人口の都市部への集中による都道府県間の人口較差の拡大に伴い、一部の選挙区の定数を増減する数次の改正がされてきたが、これらの改正の前後を通じて長期にわたり投票価値の大きな較差が維持されたまま推移してきた。しかしながら、国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請で

あることや、さきに述べた国政の運営における参議院の役割等に照らせば、より適切な民意の反映が可能となるよう、従来の改正のように単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、国会において、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなどの具体的な改正案の検討と集約が着実に進められ、できるだけ速やかに、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置によって違憲の問題が生ずる前記の不平等状態が解消される必要があるというべきである。

5 原判決は、本件定数配分規定が本件選挙当時憲法に違反するものであったとしつつ、行政事件訴訟法31条1項に示された一般的な法の基本原則に従い、原審原告らの請求をいずれも棄却した上で、当該選挙区における本件選挙が違法であることを主文において宣言したものであるが、原判決は、前記判示と抵触する限度において変更を免れないというべきであって、原審被告らの論旨は上記の趣旨をいうものとして理由がある。他方、本件定数配分規定が本件選挙当時憲法に違反するものであったとした上で本件選挙を無効とすべき旨をいう原審原告らの論旨は、前記判示に照らし、採用することができない。

以上の次第で、原審被告らの上告に基づき、原判決を変更して、原審原告らの請求をいずれも棄却するとともに、原審原告らの上告を棄却することとする。

よって、裁判官大橋正春、同鬼丸かおる、同木内道祥、同山本庸幸の各反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官櫻井龍子、同金築誠志、同岡部喜代子、同山浦善樹、同山崎敏充の補足意見、裁判官千葉勝美の補足意見がある。

裁判官櫻井龍子、同金築誠志、同岡部喜代子、同山浦善樹、同山崎敏充の補足意見は、次のとおりである。

私たちは、多数意見に賛同するものであり、本件選挙当時、本件定

数配分規定の下での選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態（以下「違憲状態」という。）にあったと考えるが、その状態を解消するために必要とされる選挙制度の仕組みの見直しの在り方について、補足して意見を述べておきたい。

現行の参議院議員の選挙制度は、限られた総定数の枠内で、選挙区選出議員の選挙につき、半数改選という憲法上の要請を踏まえて定められた偶数配分を前提に、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定するという仕組みを探っているが、人口の都市部への集中による都道府県間の人口較差の拡大が続き、総定数を増やすことにも制約がある中で、このような都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の実現を図るという要求に応えていくことは、もはや著しく困難な状況に至っているものというべきであり、違憲状態の解消を図るためににはこのような選挙制度の仕組み自体の見直しが必要であることは、多数意見の述べるとおりであって、多数意見の引用する平成24年大法廷判決の指摘するところでもある。

憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、投票価値の不均衡が違憲状態にある旨の司法の判断がされれば、国会は憲法上これを受けて自らその解消に向けて所要の適切な措置を講ずる責務を負うものと解されるところ、平成24年大法廷判決の言渡しの翌月に成立した公職選挙法の改正法（平成24年改正法）が、その附則において、平成28年に施行される参議院議員の通常選挙（以下「平成28年選挙」という。）に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い結論を得るものとする旨を定めているのも、同判決の趣旨に沿って選挙制度の仕組み自体を抜本的に見直す改正法を早期に成立させ、平成28年選挙から実施することを、正に国会自身が上記責務の遂行の方針として具体的に宣言したものということができよ

う。そして、平成24年大法廷判決の言渡し後、参議院の選挙制度の改革に関する検討会の下に設置された選挙制度協議会において、同判決の指摘を前提として、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しの在り方について様々な案の提案と検討が行われ、平成24年改正法の上記附則の定めに従って平成28年選挙までの法改正を実現すべく、それらの提案を踏まえた具体的な改正案の策定に向けて議論が進められてきているのは、国会による上記責務の遂行の取組を示すものといえる。

上記のような選挙制度の仕組みの見直しを内容とする具体的な改正の方法の策定に関しては、投票価値の平等の実現を目的としつつ、二院制に係る憲法の趣旨等との調和の観点も踏まえた総合的な検討や参議院の在り方も踏まえた高度に政治的な判断が求められるなど、事柄の性質上課題も多いためその検討に相応の時間を要することは否定し難い。しかし、投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての国会の活動の正統性を支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題であって、違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、国民全体のために優先して取り組むべき喫緊の課題というべきものである。様々な政治的困難を伴う作業であるとはいえ、国会自身が平成24年改正法の上記附則において主権者である国民に対して自らの責務の遂行の方針として宣言したとおり、今後国会において具体的な改正案の集約と収斂に向けた取組が着実に実行され、同附則の前記の定めに従って、平成24年大法廷判決及び本判決の趣旨に沿った選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置ができるだけ速やかに実現されることが強く望まれるところである。

裁判官千葉勝美の補足意見は、次のとおりである。

私は、多数意見において、本件選挙までに法改正による違憲状態の是正がされなかつたことが国会の裁量権の限界を超えるものというこ

とはできないとしたことに関連して、次のとおり私見を付加しておきたい。

1(1) 最高裁判所大法廷（多数意見）は、最近3回の参議院議員定数訴訟（多数意見の引用する平成18年大法廷判決、平成21年大法廷判決及び平成24年大法廷判決）において、いずれも、選挙区間の投票価値の不平等状態が生じている議員定数配分規定についての合憲性審査を行い、結論としては、国会における裁量権の限界を超えたものと断することはできず合憲であるとしながらも、国会の対応として、投票価値の較差縮小に向けて制度の仕組みを見直す必要がある旨を指摘する付言又は説示を加えている。

具体的には、平成18年大法廷判決と平成21年大法廷判決は、いずれも、投票価値の較差につき違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態（以下「違憲状態」という。）に至っているとの判断は示していないが、前者の判決は、なお書きにおいて、今後も、国会においては、人口の偏在傾向が続く中で、これまでの制度の枠組みの見直しをも含め、投票価値の較差をより縮小するための検討を継続することが憲法の趣旨に沿うものというべきである旨を付言しており、また、後者の判決は、較差の大幅な縮小のためには、各選挙区の定数を振り替える措置によるだけでなく、制度の仕組み自体の見直しが必要であり、国会において速やかに適切な検討が行われることが望まれる旨を付言している。

(2) ところで、憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、司法部により議員定数の配分が違憲状態であるとされた場合は、早期にその是正を図るための措置を執ることは、国会としての憲法上の責務というべきである。他方、違憲状態にまでは至っていないとされた場合には、較差の是正が責務となっているとまではいえないが、投票価値の平等を目指すことは憲法の趣旨に沿うものであるから、

国会としては、あるべき選挙制度を考えていく過程で較差の縮小を検討していくべきであり、また、そのような対応で足りよう。そうすると、司法部が上記2件の大法廷判決において国会に対して一定の対応を求める付言を加えたことの意味が問題になる。

この点は、三権の一翼を担う司法部として、「国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であること」(平成21年大法廷判決理由5参照)を重要な前提にして、大きな較差が長期間にわたって継続し、その是正措置が進んでいないという状況を踏まえ、国会に対しその縮小を検討すべき較差が存在していることを、警告的な意味で注意喚起したものといえる。

(3) 他方、上記3件目の平成24年大法廷判決では、国会において投票価値の較差縮小に向けて制度の仕組みを見直す必要がある旨を指摘するという説示を加えているが、その憲法上の意味は大きく異なるものである。すなわち、平成24年大法廷判決は、対象となる選挙時点での投票価値の不均衡は、もはや看過し得ない程度に達し、違憲状態に至っていたとしている。もっとも、これを是正するために必要とされる期間や是正に向けた国会の取組の状況等から、対象となる選挙時点までに定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えたとはいえないで結論としては定数配分規定が違憲であるとまではしなかったものの、当時の投票価値の較差が違憲状態であるという厳しい判断を示しているのである。そうすると、国会としては、平成24年大法廷判決によって早期にその是正を図るべき憲法上の責務を負ったものであり、司法部の上記の説示は、もはや単なる注意喚起ではなく、国会の裁量権行使の方向性に言及した上で、国会に対してこの憲法上の責務を合理的期間内に果たすべきことを求めたものというべきである。そして、国会は、この時点で、較差是正の憲法上の責務を負っていることを知ったといえるので、以後この方向での立法

裁量権を行使していかなければならぬこととなる。

2(1) 国会においては、平成24年大法廷判決の対象である平成22年7月施行の参議院議員通常選挙後である同24年8月に公職選挙法の一部改正法案（平成24年改正法案）が提出され、そこではいわゆる4増4減の改定案が採られたが、これによつても同22年10月実施の国勢調査結果に基づく選挙区間における議員1人当たりの人口の最大較差は1対4.75にとどまり、是正策としては不十分なものであった。平成24年大法廷判決は、同年10月17日に言い渡され、最大較差1対5.00を違憲状態としたが、国会は、その判決の結果を認識した後である同年11月16日にそれ以上の手を加えることなくこの法案を平成24年改正法として成立させている。そうすると、平成24年改正法を成立させたということは、平成24年大法廷判決が国会に対して示した較差是正のための憲法上の責務を踏まえて、国会において一定の対応をしたものといえる。

そこで4増4減の措置は、平成24年大法廷判決の理由4(3)後段で「単に4選挙区で定数を4増4減するものにとどまる」との評価が既にされていたものであるが、改正法の附則3項の「(検討)」においては、「平成28年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方、選挙区間における議員1人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとする。」とされている。この附則の意味は、平成24年大法廷判決が早期の是正措置を執るべきことを憲法上の責務として示したことを受け、国会が、上記4増4減の当面の暫定措置のほか、自ら期限を切って、憲法上の責務を果たすという意思を表明したものであり、事柄の重大性等に鑑み、国会として司法部の憲法判断に真摯に対応することを宣言したものとして、高く評価されるべきものというべきである。

(2) 本件選挙は、平成24年改正法の成立の約9か月後に施行され、そこでの投票価値の較差は、本件の多数意見の判示するとおり、依然として違憲状態にあるといわざるを得ないが、国会は、既に自ら期限を切って憲法上の責務の履行として是正措置を執ることを上記附則において宣言したのであり、その結果、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ違憲状態を解消する対応を探ることが、法的に義務付けられている状態（更にいえば自ら法的に義務付けた状態）にあるといえよう。

現時点では、参議院の選挙制度協議会等で平成28年の参議院議員通常選挙から新選挙制度を適用するとの「工程表」に基づき、選挙制度の仕組みの見直しに向けた検討が行われているが、この点については憲法における二院制の本質的な機能・役割を踏まえた参議院の在り方、そして、今日の社会的・政治的状況を踏まえた衆参両議院議員の選挙制度等のあるべき姿など制度の本質的な点をも含む検討をも行うのであれば十分な検討時間を確保する必要があろう（そのためには、選挙制度の法原理的観点からの吟味、二院制に関する政治哲学、諸外国の二院制議会の現状分析と評価、グローバルな視点を保持した上での我が国の社会や産業等の構造的な分析等を踏まえた上で、二院制に係る憲法の趣旨や参議院の役割・機能を捉えた制度設計が求められるものというべきである。この点につき、平成24年大法廷判決の当職の補足意見参照）。しかし、平成24年大法廷判決及び本件大法廷判決の判示を受けた後は、平成24年改正法附則3項は、遅くとも、平成28年の参議院議員通常選挙の施行までの間に、少なくとも、投票価値の較差是正という違憲状態解消のための制度的見直しを実現していくことを最優先事項としたものと思われる。そして、これは、紛れもなく、憲法上の責務の履行であるから、このことをしっかりと踏まえ

た着実な対応、すなわち制度の見直しの実現が求められるところである。

3(1) 多数意見は、判決理由2(5)において、本件選挙後の事情として、上記工程表を踏まえ、参議院の選挙制度協議会等における選挙制度の仕組みの見直しをめぐる検討状況を摘示し、判決理由4(2)イでは、このような国会での検討は、平成24年大法廷判決の趣旨に沿った方向で進められていたと判示した上で、これらの事情をも考慮した上で、本件選挙までに較差是正がされなかったとしても国会の裁量権の限界を超えるものではないと結論付けている。ここで摘示されている本件選挙後の国会の検討状況は、本件選挙時点を合憲性判断の基準時とする以上、基準時後の事情であって、本来その判断における直接の考慮要素にはならない。しかし、上記摘示の事情は、本件選挙前に示されていた上記工程表が、単に形だけのものではなく、その後も引き続きそれに従った検討が続けられてきであることからして、当初から国会としては平成24年大法廷判決の趣旨に沿った較差是正の姿勢を有していたことの裏付けとなるものであり、そのような間接的な事情として参酌されるものといえる。他方で、これから行われる是正のための努力も含め、平成24年改正法附則3項に基づく制度改革のための国会における一連の検討状況とその結果としての改正内容は、次の平成28年施行の参議院議員通常選挙における定数配分規定の憲法適合性との関係においては、違憲状態か否か、国会の立法裁量権の限界を超えるものかどうかについての司法判断の直接的な考慮要素となる重要な事項であるといえよう。

また、本件の多数意見は、平成24年大法廷判決と同様に、限られた議員定数の枠内では、偶数配分を前提に、都道府県を各選挙区の単位とする現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置によって違憲状態が解消される必要がある旨を説示しているが、こ

の説示は、本件選挙時点の較差は、このような現行の選挙制度の仕組みの下における一部の選挙区の定数の増減によってでは違憲状態が解消されない程度の大きなものとなっていることを示したものであり、逆にいえば、違憲状態の評価を脱するためには現状の較差の大幅な縮小がされなければならないのである。

なお、参議院の選挙区選出議員の選挙制度については、衆議院議員の選挙とは異なり、都道府県を単位とする地域代表的な性格を有するものとすることに合理性があり、半数改選という憲法上の要請を踏まえて定められた偶数配分等を前提とする以上、選挙区間である程度の投票価値の較差が生ずるのはやむを得ないとする見解がないではない。しかし、参議院議員の選挙制度には地域代表的性格を保有させるべきであるという見解は、政策的観点からは相応の合理性は認められるが、それは憲法上の要請ではなく、投票価値の平等という憲法上の原則を支える人口比例原則に優越するものではないというべきである（この点につき、平成24年大法廷判決の当職の補足意見参照）。

(2) 平成24年改正法附則3項に基づく制度改正においては、これらの点を十分に考慮に入れた国会の適切な裁量権の行使が求められるところであり、私としては、国権の最高機関たる国会において、自ら設定した期限までに制度の仕組みの見直しを内容とする抜本的な改革がされることを、今後の進捗状況を含めて期待をもって注視していきたいと考えている。

裁判官大橋正春の反対意見は、次のとおりである。

私は、多数意見と異なり、本件定数配分規定は本件選挙当時において憲法に違反し、本件選挙は違法であると考えるものである。

1 本件定数配分規定は、平成24年改正法による公職選挙法の改正（以下「平成24年改正」という。）において定められたものであるが、平成24年改正は、平成24年大法廷判決によって違憲の問題が

生ずる程度の著しい不平等状態（以下「違憲状態」ともいう。）に至っていたとされた平成18年改正による定数配分規定につき、従前の選挙制度の仕組みに変更を加えることなく4選挙区で定数を4増4減して較差の縮小を図ったもので、平成22年選挙当時1対5.00であった最大較差が本件選挙当時には1対4.77に縮小したものの、平成24年大法廷判決が指摘した違憲状態は同改正によっても解消されたとはいえないことは多数意見の指摘するとおりである。

そこで、本件選挙までに憲法の要求する投票価値の平等の実現を図らなかつたことが国会の裁量権の限界を超えるといえるかが問題となる。多数意見は、国会が、本件定数配分規定が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていることを認識し得たのは平成24年大法廷判決の言渡しがされた平成24年10月17日であり、この時点を起算日として本件選挙までに不平等状態の是正がなされなかつたことが国会の裁量権の限界を超えるか否かが判断の対象となるとしている。しかし、国会（これを構成する個々の国会議員）は憲法尊重擁護義務を負うものであるから、司法により憲法適合性についての判断がなされた場合にこれを受けて是正を行う責務があるだけでなく、司法判断の有無にかかわらず客観的に違憲状態にある場合にはこれを是正する責務を負うものである。したがって、国会が裁量権の限界を超えたか否かの判断において司法部による違憲状態の判断がされたことは決定的な要素ではあるものの、基本的には、客観的な違憲状態が生じた時から本件選挙までの間に是正措置が採られたか否かを判断すべきものと考える。ただし、以下では、多数意見に従って平成24年大法廷判決時を起算点として国会の裁量権について検討するものとする。

本件選挙までに違憲状態の是正がなされなかつたことが国会の裁量権の限界を超えていといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず多数意見が指摘するような諸般の事情を総合考

慮することが必要であることには異論がない。私は、この点について、次の3点を特に指摘しておきたい。

第1に、国会の裁量権を考えるに当たっては、国会が問題の根本的解決のために真摯な努力を行っていることが前提となる。

第2に、多数意見の引用する平成16年大法廷判決、平成18年大法廷判決及び平成21年大法廷判決において当該定数配分規定を違憲とする反対意見が付されただけでなく、憲法に違反しないとする多数意見に加わった裁判官の中からも国会の改正作業について厳しい意見が述べられたことも、国会の裁量権に関して判断するに際して重要な要素として考慮されるべきである。

第3に、国会が真摯な努力を行っているか否かの判断においては、国会が自ら行った過去の検討の成果をどのように利用しているかが重要な要素となるというべきである。

参議院選挙区選出議員の選挙区の定数是正について、国会は、平成16年大法廷判決後、平成17年7月に施行される参議院議員通常選挙までの間に較差を是正することは困難であるとして較差是正を見送り、従来の定数配分規定によって平成17年の通常選挙が施行された。同選挙後の検討の結果成立した平成18年改正においても、平成19年7月施行の参議院議員通常選挙に向けた当面の是正策として4増4減の措置が実施されただけであり、根本的解決は同選挙後の検討に先送りされた。平成18年改正による定数配分規定について平成21年大法廷判決は投票価値の不平等の是正については国会における不断の努力が望まれると指摘したが、国会は選挙制度の見直しを平成22年7月施行の参議院議員通常選挙後に先送りしただけでなく、同選挙に向けての当面の較差是正をも見送り、同選挙を対象とした平成24年大法廷判決で定数配分規定は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたと指摘されることになった。そして、同選挙前に目

標とされた平成23年度中に参議院議員選挙の抜本的改革を内容とする公職選挙法の改正法案の提出は実現されず、平成24年11月16日に成立した平成24年改正法においても、平成25年7月施行の参議院議員通常選挙に向けた当面の是正措置として4選挙区で4増4減措置を定めたにすぎず、抜本的な改革は平成28年7月施行の参議院議員通常選挙まで再び先送りされた。こうした国会の改正作業について、私は平成24年大法廷判決の反対意見において、「平成18年改正の4増4減措置は、表向きは暫定的なものとされていたものの、その真意は、それを実質的に改革作業の終着駅とし、しかも、最大較差5倍を超えないための最小限の改革に止めるという意図によるものであったと評価せざるを得ない。」と述べたが、平成24年改正についても、国会が過去の検討結果を利用して審議を促進させようとの動きを見ることはできず、国会の真摯な努力については疑問を持たざるを得ない。

関係者の主観的意図は別として、国会の行動は、外形容的には、定数配分規定の憲法適合性が問題になると当面の選挙を対象とした暫定的措置を探って抜本的改革は先送りし、次の選挙が近づき定数配分規定の憲法適合性が問題になるとまた暫定的措置を探るのみで抜本的改革を先送りするということを繰り返しているように見える。平成24年大法廷判決の判示するとおり参議院の定数配分の違憲状態を解消するためには選挙制度の仕組み自体の見直しが不可欠である以上、このような暫定的措置と抜本的改革の先送りを繰り返すだけでは、違憲状態が解消されるものではなく、制度の仕組み自体の見直しを内容とする改正の真摯な取組がされないまま期間が経過していくことは国会の裁量権の限界を超えるとの評価を免れないというべきである。

上記の諸事情を考慮すれば、本件選挙までに憲法の要求する投票価値の平等の実現を図らなかったことは国会の裁量権の限界を超えたものといわなければならない（そもそも、違憲の問題が生ずる程度の著

しい不平等状態に至っていたとされる状態を是正することは国会の憲法上の責務であり、裁量の問題とすることには違和感を覚える。当審は、最高裁昭和49年（行ツ）第75号同51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁（以下「昭和51年大法廷判決」という。）以降、衆議院議員の選挙における投票価値の較差について、投票価値の平等の観点から憲法上問題があると判断した場合の次の判断事項として、「憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたといえるか否か」と判示して期間の問題であることを明示しているが、参議院議員選挙についてもこれと同様の問題の捉え方が適切であると考えられる。）。したがって、本件定数配分規定は、本件選挙当時において憲法に違反するものであったことになる。

2 参議院議員の選挙における投票価値の較差に関する憲法適合性判断の枠組み及びこうした判断の方法が採られてきたのが、憲法の予定している司法権と立法権の関係に由来するものと考えられることは、多数意見が指摘するとおりである。また、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っている旨の司法の判断がなされれば国会はこれを受けて是正の責務を負うものであることも、多数意見が指摘するところである。ただし、客観的に違憲状態にある場合には司法判断の有無にかかわらず国会はこれを是正する責務を負うとの私の考えは前記1において述べたとおりである。

上記の国会の負う責務は、憲法尊重擁護義務を負う国会議員から構成される国会の憲法上の義務であり、法的な義務と理解される。同時に、定数配分規定及びこれに基づく参議院議員通常選挙の憲法適合性は、当該選挙によって選出される個々の議員及びこれにより構成される国会の正統性に関わる問題であり、国会及び各議員は、その正統性を回復するために速やかにこれを是正する政治的な義務を負うものと考えられ、他方で主権者である国民は選挙権の行使その他法令上認め

られた権利を行使して違憲状態の是正を求める政治上の権能を有するものであるから、上記のは正に係る国会の裁量権は、この主権者による政治的な権能の行使による監視・制約を前提にするものであることをお付言しておきたい。

3 前記1に述べた枠組みによる判断の結果定数配分規定が憲法に違反するとされた場合においても、具体的な事情により当該定数配分規定によって行われた選挙を無効としないものとすることがあり得る（昭和51年大法廷判決参照）。このいわゆる事情判決の法理については、行政事件訴訟法の規定に含まれる法の一般原則に基づくものと理解されているが、私は、また、これは違憲判決の効果の範囲・内容を定めるについて裁判所の有する裁量権（最高裁平成24年（ク）第984号、第985号同25年9月4日大法廷決定・民集67巻6号1320頁参照）の表れの一つであると考えるものである。殊に、定数配分規定の違憲を理由とする選挙無効訴訟は、公職選挙法204条の選挙の効力に関する訴訟の形式を借りて新たな憲法訴訟の方式を当審が創設したという実質を有するものであり（最高裁昭和59年（行ツ）第339号同60年7月17日大法廷判決・民集39巻5号1100頁の4名の裁判官の補足意見参照），その効果を定めるについて裁判所の裁量を認める余地は大きいものということができよう。勿論、憲法上保障される個人の基本的権利の侵害が問題になっている場合には、違憲の効力を制限することには慎重であるべきだが、本件はいわゆる客觀訴訟でありそのような問題は生じない。

上記のように考えた場合には、裁判所は、昭和51年大法廷判決のいう違法であることを判示するにとどめて選挙自体は無効としないとすることや、上記の昭和60年大法廷判決の補足意見のいう選挙を無効とするがその効果は一定期間経過後に初めて発生するものとすることが可能であるだけでなく、全ての選挙区について選挙無効とするの

ではなく、一定の合理的基準（例えば較差が一定以上）に基づいて選択された一部の選挙区についてのみ選挙を無効とし、その他の選挙区については違法を宣言するにとどめることも可能であると考える。

「投票価値の不平等が、かくも広く長期にわたって改善されない現状は、事情判決を契機として、国会によって較差の解消のための作業が行われるであろうという期待は、百年河清を待つに等しいといえる。」

(平成16年大法廷判決の深澤武久裁判官の追加反対意見)との指摘について、私としても同感するところが少なくなく、本件においては、少なくとも較差が4倍を超える6つの選挙区については選挙を無効とすべきではないかとも考えるところである。しかしながら、民主主義は本来的に非効率的な面を有する制度であることや、一部の選挙区についてのみ選挙を無効とすることができますという考え方についてはまだ十分な議論がなされていないこと、参議院において現在も一定の改正作業が進行しており、今後の情勢は不透明ではあるが、選挙制度協議会において当審判決を前提に較差を2倍未満とする座長案が提案されるなど、少なくとも国会の中にも当審がこれまでの判決に込めたメッセージを受け止めてこれに対応しようと努力する動きがあることなどに照らすと、現時点で直ちに国会の自主的判断による是正の実現は期待できないと断ずるのは早すぎると考える。平成24年改正法が附則において平成28年に施行される通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて結論を得る旨明記して国会が改革を実現する意思を自ら公に示していると理解できること、主権者である国民がその様々な政治上の権能を行使して国会にその改革を実現するよう働きかけることが期待できること等を考慮し、本件においては選挙を無効としないことを選択するのが相当であると考える。

4 以上により、私は、本件定数配分規定は、本件選挙當時、違憲であり、いわゆる事情判決の法理により、請求を棄却した上で、主文

において本件選挙が違法である旨を宣言すべきであると考える。

裁判官鬼丸かおるの反対意見は、次のとおりである。

私は、多数意見とは異なり、本件定数配分規定は憲法に違反するものであり、本件定数配分規定に基づいて施行された本件選挙も違法であるから、その違法を宣言すべきであると考える。このような見解に至った理由を以下に述べる。

### 1 投票価値の平等について

参議院議員の選挙においても、衆議院議員の選挙と同様に、国民の投票価値につき、憲法はできる限り1対1に近い平等を基本的に保障しているというべきである。その理由は次のとおりである。

(1) 日本国憲法は、その前文冒頭において、国会は主権者たる国民からの厳肅な信託により国民を代表して民主主義による国政を行うものであって、代表者は正当に選挙されることを要請していること、そして13条、14条1項、15条1項、44条ただし書において、衆参両議院の議員の選挙における人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地、教育、財産又は収入による差別の禁止等を定めていることから、憲法は、両議院議員の選挙における国民の投票価値を平等とすることを基本原則としているというべきである。そして、両議院議員の選挙における投票価値の平等原則は憲法の要請であるから、国会はその有する立法権限の下に選挙制度を構築するに当たっては、投票価値の平等原則にのっとることが求められているのであって、投票価値に較差が生ずるについては、較差の存在及び較差の程度を是認するに足りる合理的な理由を要するというべきである。

(2) 参議院は、内閣総理大臣の指名、予算案の議決、条約の承認、法律案の再議決等については衆議院に優越されるものの（59条ないし61条、67条、69条）、衆議院とともに立法機関として国民を代表して民主主義による国政を行うのであるから、投票価値について衆

議院議員の選挙と異にする理由はなく、参議院議員の選挙においても、原則として選挙人は1人1票の等価値の選挙権を有するとすることが憲法の要請するところであると解する。

## 2 参議院議員選挙における投票価値の較差を許容し得る理由の存否

投票価値の平等原則は、憲法の要請であるとともに、当裁判所の判決も、次のとおり要請しているところである。

当裁判所の昭和58年大法廷判決は、都道府県を選挙区とした参議院議員選挙区選挙における投票価値の較差を許容したが、その判決文中には、憲法は選挙人の投票の有する価値の平等を要求していることが明記されている。多数意見の引用するその後の大法廷判決のうち、平成8年大法廷判決においては、投票価値の平等の重要性を考慮すると違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態であることが、平成18年大法廷判決においては、投票価値の平等の重要性を考慮すると投票価値の不平等のは是正については国会における不断の努力が望まれることが、平成21年大法廷判決においては、平成19年選挙施行当時の較差が投票価値の平等という観点からはなお大きな不平等が存する状態であることが、各判示されている。

他方、当裁判所の過去の各判決及び本件判決の多数意見においては、投票価値の平等は国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるとされ、国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、各選挙時における選挙人の投票価値について1対1に近い等価値が憲法上求められるとまではされてこなかったが、私は、以下に述べるとおり、衆議院議員選挙と同様に、参議院議員選挙においても、投票価値の大きな較差を許容し得る合理的理由はなく、選挙区及び定数配分の具体的な設定に当たっても、前記1の基本原則

のとおり、できる限り 1 対 1 に近い投票価値の平等の実現が憲法上求められると考えるものである。もっとも、投票価値の較差の最小化を図るべきとの憲法上の要請を前提にして国会が配慮を尽くしても、人口変動による選挙人の基礎人口の変化、特に新たな選挙区の単位とされる区域間の人口の増減といった、社会的な事情及びその変動に伴ういわば技術的に不可避というべき較差が生ずることは許容せざるを得ないと考えるが、それでも毎回の選挙ごとにこれを最小化してできる限り投票価値を 1 対 1 に近づける努力が継続される必要があるというべきである。

(1) 参議院議員は全国民を代表するものであって(憲法 43 条 1 項), 当該議員が選出された選挙区の地域や居住者の利益等、国民の一部の利益を代表する者ではない。人口の少ない地域（以下「少人口地域」という。）の居住者の声を国会に届けることの重要性を否定するものではないが、それは全国民の代表である参議院議員一人一人が国民の代表として考慮すべき一事柄である。参議院議員選挙法が施行された時期においては、地域情勢や地域住民の声を国会に届ける手段に乏しい実情があったことは否めないところである。しかし、通信や交通の手段が格段に発達し、全国各地の情報を速やかに入手することが極めて容易になった近年においては、少人口地域等の投票価値を重くし、少人口地域等から選出される議員の当選可能得票数を他の地域の当選可能得票数より著しく少なくすることにより議員選出を容易にする方法を探らなければ、少人口地域の情勢や声が国会に伝わらないというような事情は既に解消されているのであって、ここに投票価値の較差を設けるべき合理的理由を見いだすことは困難である。

(2) 国会が対応すべき課題は多数かつ多様であり、配慮を要すべきは少人口地域の問題に限られるものではない。また、選挙人側についても考慮を要する要素は、少人口地域の居住者という要素に限られず

多々あるのであって、無数ともいえる考慮されるべき要素が、立法や政策課題ごとに関係性の強弱を変えて関わるのである。少人口地域の居住者という要素のみを投票価値に反映させることに合理性を認めることには、著しい困難があるといえよう。

選挙人にも多種多様な考慮すべき要素が存在し、国政にも多種多様な課題の存することを考慮すれば、参議院議員の選挙の投票価値は、民主主義の基本原理に立ち戻り、原則として1対1の等価とすべきである。

(3) 憲法が二院制を採用し、第二院として参議院を置いたのは、参議院に地域代表の要素という独自性を持たせることにあるという考え方もあるところである。

しかし、地方選出議員（昭和57年法律第81号による公職選挙法の改正後は、選挙区選出議員）の意義に関して、憲法制定過程において、参議院選挙制度に地域代表的性格を持たせたことはなく、むしろ有用多種な人材を確保する意図であったとされており、このことは、平成21年大法廷判決の田原睦夫裁判官の反対意見においても詳細に述べられているとおりである。

確かに、昭和22年に参議院議員選挙法が制定された時期には、第二次世界大戦後の国の大転換期に当たり早急に国の体制を完成する必要があったこと、都道府県という既存の行政区に存在意義があったこと、また都道府県等の機能を活用することに便宜があったこと等の諸事情が存したことは否めず、結果的に投票価値の較差がある程度生ずることはやむを得ない状況にあったと認められる。しかし、憲法に参議院の存在意義を都道府県等の地域性に置く旨の規定は存在せず、第1回の参議院地方選出議員の選挙において生じた最大較差2.62倍という投票価値の較差は、国会が参議院の独自性を都道府県等の地域代表性に求めた結果であるということもできないと解される。

その後、都道府県を選挙区の単位とする定数配分規定は基本的に維持されたが、一方で人口が地方から都会へと集中した結果、選挙区間の最大較差が著しく広がることとなった。このような結果は、国会が立法政策をもって投票価値の較差を決定したことによるのではなく、人口変動により招かれた投票価値の較差を是正しなかったという消極的対応の結果とみるほかはないであろう。

このような経過をみれば、国会が参議院の独自性に基づき選挙人の居住地域による投票価値の較差を設けたということはできないと考えるものである。

(4) 参議院が衆議院議員と同等の人口比例原則による選出を基盤とした議員により構成されるならば、両院の選出基盤の同質化が進むことになり、憲法が採用した二院制の趣旨が生かされないという別の憲法上の問題を生ずるという考え方や、参議院と衆議院があいまって機能することにより一つの国会の機能を果たすのであるから、1議院については投票価値に較差を設けることを許容して、異なる基準により選挙する方法が選択可能であるという考え方等も存するところである。

しかし、憲法は、二院制の下で、一定の事項について衆議院の優越を認める（59条ないし61条、67条、69条）反面、参議院には解散（54条）のない6年の任期を定め、半数改選の定めを置く（46条）以外には、衆議院と異なる定めは置いていないのであって、上記のような考え方を支持する規定は存在しない。

我が国は連邦制を採用していない单一国家であり、国会は、憲法の条文及び投票価値の平等などの憲法の要請や趣旨に反しない限り、立法裁量の範囲内で、いかなる二院制を構築するか、参議院にどのような独自性を持たせるか等の制度の設計が可能であり、投票価値を等価にしても選出方法を似通ったものにしない工夫をする権限も有するのである。したがって、投票価値が等価であるからといって、二院制の

存在意義が失われるということはできないと解する。

(5) 本件選挙は本件定数配分規定に基づき行われたが、選挙施行前から選挙区間の最大較差は5倍弱に達することが避けられないことは明らかであったところ、選挙施行時の選挙区間の最大較差は4.77倍であった。本件選挙施行時の日本全国の状況を見ると、選挙区間の較差が4倍以上となる都道府県は9存在し、3倍以上4倍未満となるのは11府県、2倍以上の選挙区間の較差が見られるのは合計30都道府県に達した。さらに、1.7倍以上の較差の存する都道府県を数えれば40にも達する。日本の人口の大半を占める30ないし40の都道府県の有権者が、人口最小県に居住する選挙人の選挙権の1.7分の1ないし2分の1以下の投票価値しか有しないのである。

以上のとおり、大きな投票価値の較差を設けるにつき、合理的な理由があると解されない本件定数配分規定の下において生じた本件選挙時における上記の投票価値の較差は、平成24年大法廷判決や本判決の多数意見のように近年の制度及び社会状況の変化を論ずるまでもなく、憲法の投票価値平等の要請に違反し、違憲状態にあったと考えるものである。

### 3 本件定数配分規定の憲法適合性と本件選挙の効力について

(1) そこで、上記のとおり投票価値の較差において違憲状態にある定数配分の下で行われた本件選挙の当時、本件定数配分規定は、当該選挙までには正されなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとして、違憲の評価を受けるかにつき検討する。

ア 多数意見の理由2(2)に昭和58年以降の当裁判所判決の経緯が記載されているように、当裁判所はそれ以前を含めて平成24年大法廷判決まで14回の参議院の選挙無効訴訟に係る判決をしているが、いずれも結論としては合憲の判断をしている。しかし、昭和58年大法廷判決において、投票価値の著しい不平等状態が相当期間継続して

いる場合には、国会の裁量的権限の限界を超えると判断される場合があり、定数配分規定が憲法に違反するに至ることもあり得るとの判断が示されて以降、当裁判所の判決にはほぼ毎回反対意見が付され、平成8年大法廷判決では、多数意見においても当該選挙は違憲状態にあることが示された。そして、平成18年大法廷判決においては、投票価値の平等の重要性を考慮すると、選挙区間における選挙人の投票価値の不平等の是正については、国会において不斷の努力をすることが望まれるとの判示がされた。当裁判所の13回目の判断になるところの平成21年大法廷判決の多数意見では、現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置によるだけでは、最大較差の大幅な縮小を図ることは困難であり、これを行おうとすれば、現行の選挙制度の見直しが必要となると指摘されている。

以上の当裁判所の判示の経緯を見れば、国会は、遅くとも平成21年大法廷判決が示された平成21年9月30日の時点で、選挙制度の仕組み自体の見直しが必要であることを認識し得たということができる。平成24年大法廷判決は、投票価値の不均衡が違憲状態に至っている旨の判断を示すとともに、平成21年大法廷判決に判示された選挙制度の仕組みの見直しの在り方を具体的な方法の例示も含めて明示したものであり、仕組みの見直しの必要性については平成21年大法廷判決に既に示されていたというべきである。私は、前記1、2に述べたところから、平成21年大法廷判決の対象とされた平成19年選挙当時の投票価値の不均衡は、その較差の状況（最大較差4.86倍）に照らし、既に違憲状態に至っていたと考えるものである。

憲法の予定する立法権と司法権の関係に照らせば、憲法適合性に問題があり制度の見直しが必要との判断があったときには、国会は自ら適切な措置を講ずる責務を負うと解される。しかるに、国会においては、平成21年大法廷判決の後に公職選挙法の改正をすることなく、

したがって定数配分規定も改正しないまま、違憲状態の定数配分に基づき本件選挙の施行に至ったのである。

イ 平成21年大法廷判決後の状況を見ると、国会においては、参議院に「選挙制度の改革に関する検討会」が発足し、平成22年12月頃には西岡元参議院議長より改革のたたき台が提案された。この案は、参議院議員の総定員を全国9ブロックに分けて選挙を施行する案であり、ブロックの選挙区間の最大較差を1.153倍とするものであった。翌23年には、各政党からも改革案が提出されたが、それらの改革案の中にも、選挙区間最大較差を1.066倍ないし1.385倍とする案が存在した。ところが、現実には、前回の平成22年選挙後に、当面の改革案として、選挙区間の最大較差が4.75倍になると見込まれるところの、4選挙区の議員定数の4増4減を内容とする公職選挙法の一部を改正する法律案が国会に提出され、平成24年大法廷判決後に成立した。本件選挙は、この改正法による改正（4増4減）後の定数配分規定に基づき施行されたものである。なお、この改正法には平成28年に予定される通常選挙に向けて抜本的な見直しの検討を行う旨の附則が付されている。

しかし、上記のとおり平成21年大法廷判決後に選挙区間の最大較差を1.385倍以下に抑える改革案が複数提案されていたという経緯に着目すれば、国会において、参議院議員選挙の投票価値の平等を図ることが求められているとの認識が既に広まっていたこと、投票価値の平等を基本とした参議院議員選挙制度の設計が構築可能であったことを表していると評価し得よう。

ウ 以上のア、イから見れば、国会は、遅くとも平成21年大法廷判決の後、速やかに投票価値の平等の実現に向け選挙制度の仕組みの改革に着手し、法改正を行うべき責務を負ったものであって、本件選挙までには約3年9か月の期間があったのであるから、投票価値の平

等を基本とする公職選挙法改正は実現可能であったというほかはない。

(2) 以上のとおり、本件選挙までの間に投票価値の平等を基本とする定数配分規定の改正による違憲状態の是正がされなかつたことは、国会の裁量権の限界を超えるものとの評価を免れず、本件選挙当時、本件定数配分規定は憲法に違反するに至っていたものというべきである。違憲の定数配分規定に基づき行われた本件選挙は違法というべきであるので、その選挙結果の効力が問題となる。

ア この点については、上記の帰結として選挙を無効とすることもあり得るところであり、本件選挙を無効とするとの結論に至ったとしても、本件訴訟の対象となっていない比例代表選出議員や非改選の選挙区選出議員 73 人については、判決の効力は及ばず、本件選挙によって選出された議員だけが議席を失うことになり、参議院には非改選の選挙区選出議員と比例代表選出議員の議席は維持されるから、議事を開き議決するための定足数に欠けることにはならず（憲法 56 条）、参議院が議決の機能を失うことはない。また、各選挙区から選出された 1 名以上の非改選議員の議席にも影響が及ばないのであるから、いずれかの選挙区の選出議員が欠損するという不都合を生ずることもない。このような事情に着目すれば、本件選挙を無効とすることにより、直ちに公の利益に著しい障害を生じさせるとまではいい得ないと思われる。

イ しかし一方、平成 24 年大法廷判決を受け、国会においては、平成 28 年の参議院議員通常選挙に向けて、参議院選挙制度の抜本的見直しについて引き続き検討を行い結論を得るものとすると平成 24 年改正法の附則に明記して、この旨を国民に約しており、この自らの言に基づいて参議院選挙制度の抜本的見直しの検討が続けられているところである。もはや当面の手直しとしか評価されないような法改正が許容される状況にないことは、国会が上記の附則に記したとおり明

らかであり、過去には国会内でも投票価値の等価を基本にした改正案が検討された経緯もあることからすれば、本判決の指摘も受けて、平成24年改正法の附則の定めに従い、平成28年の参議院議員通常選挙までに、国会において投票価値の等価を原則とした是正策が採られる可能性がある状況にあるといえる。両議院の議員定数や選挙区、投票方法等の選挙に関する事項を決する権限は立法府に専権的に属するのであり、参議院議員にとっては、自らを国民の代表者であるとする正統性の基盤が危ぶまれる状態に陥っているのであるから、自ら早急に法改正を実現し、代表者としての正統性を取り戻すことが重大な責務であることは明らかである。したがって、今回、違憲の結論を探るに当たっては、憲法の予定する立法権と司法権の関係に鑑み、司法が直ちに選挙を無効とするとの結論を出すのではなく、まず国会自らによる是正の責務の内容及びこれを速やかに実現する必要性を明確に示すことが相当であると思料される。そして、今後の進捗の状況等を注視し、その是正が速やかに行われない場合には、司法が選挙の効力に関して上記の結論につき決する新たな段階に歩を進めるのが相当であろう。

以上のことから、本件については、選挙を無効とすることなく、本件選挙は違法であると宣言することにとどめるのが相当であるとの結論を探るものである。

裁判官木内道祥の反対意見は、次のとおりである。

私は、平成24年改正法によるいわゆる4増4減の措置を経た後も、本件定数配分規定の下での選挙区間の投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態（以下、違憲状態ともいう。）にあつたとする多数意見に賛同するものであるが、その違憲状態が本件選挙までには是正されなかつたことが国会の裁量権の限界を超えるか否かについては、多数意見と異なり、国会の裁量権の限界を超えるものであ

り、本件選挙時において本件定数配分規定は違憲であったと解するものである。そして、議員一人当たりの選挙人数の少ない選挙区の順に選挙無効とする選挙区を裁判所が定め、それ以外の選挙区の選挙については、いわゆる事情判決の法理により違法を宣言するにとどめるのが本来であるが、選挙無効とする選挙区を選定する規律が熟していないことに鑑み、今回については、全ての選挙区の選挙について選挙無効とすることなく違法を宣言するにとどめることが相当であると考えるものである。

以下、その理由を述べる。

### 1 参議院議員選挙と投票価値の平等

衆議院議員の選挙区選挙について、選挙区間の人口較差が2倍未満となることを基本とする区割りの基準が定められているところ、憲法の定める二院制の趣旨に応じて、参議院においても、更に適切に民意が反映されるよう投票価値の平等の要請について十分な配慮が必要であること、参議院議員の選挙であること自体から直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由がないことは、多数意見の述べるとおりである。

選挙制度の決定に当たって、投票価値の平等は、それが唯一絶対の基準ではないことは当然であるが、このような憲法上の価値を内容とするものである以上、非人口的要素によって投票価値の平等に譲歩を求めるについては、その理由が憲法上の価値による合理的なものでなければならない。投票価値に一定の較差を生じさせる選挙制度が国会の正当に考慮できる目的との関連において投票価値の平等の要請と調和的に実現されたか否かの判定を内容とする選挙制度の憲法適合性の審査は、そのような較差を生じさせる事由について、上記の観点からの合理性の検証をする。この点においても、参議院議員の選挙であると衆議院議員の選挙であるとを問わないものである。

## 2 選挙区の単位を都道府県とすることと投票価値の平等

(1) 平成24年大法廷判決において、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法措置を講じ、できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる程度の著しい投票価値の不平等状態を解消する必要があることが判示されたが、都道府県を単位として各選挙区の定めをすることが投票価値の不平等の原因であることは、それ以前の大法廷判決でも指摘されてきたことである（以下、多数意見の引用する大法廷判決をそれぞれ「平成8年大法廷判決」のようにいう。）。

偶数配分制を前提とする都道府県単位の選挙区の定めが投票価値の較差の原因であるところ、選挙区の単位を都道府県とするという事実上の都道府県代表的要素を選挙制度に加味することが投票価値の不平等を合理化することにも限度があることは、平成8年大法廷判決が示しており、平成10年及び同12年大法廷判決のそれぞれ5名の裁判官の反対意見が、事実上の都道府県代表的な要素は、憲法上、投票価値の平等のはるかに劣位にあるにすぎず、都道府県を単位とする選挙区の定めが投票価値の平等を著しく損なうことにならざるを得ないと述べ、平成16年大法廷判決では、事実上の都道府県代表的な要素を投票価値平等の原則を修正する合理的な根拠とする上記各判決の多数意見と同旨を述べるのは、補足意見1の5名の裁判官のみであった。平成18年大法廷判決では、参議院改革協議会の下に設けられた選挙制度に係る専門委員会の平成17年10月21日付け「参議院改革協議会専門委員会（選挙制度）報告書」（以下、専門委員会報告書ともいう。）への言及があり、平成21年大法廷判決では、上記の専門委員会報告書に表れた意見にもあるとおり、現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置によるだけでは、最大較

差の大幅な縮小を図ることは困難であり、これを行おうとすれば、現行の選挙制度の仕組みの見直しが必要となることは否定できないと判断するに至っているのである。

(2) 昭和58年以降の当裁判所大法廷判決が、都道府県を選挙区とすることについて述べるところを概観すると、次のとおりである。

昭和58年大法廷判決は、都道府県が歴史的にも政治的、経済的、社会的にも独自の意義と実体を有し一つの政治的まとまりを有する単位としてとらえ得ることから、これを構成する住民の意思を集約的に反映させるという事実上の都道府県代表的な意義ないし機能を有する要素を加味することも、国会に委ねられた裁量権の合理的行使としては認め得るものである以上、投票価値の平等の要求は一定の譲歩、後退を免れないとした。都道府県を選挙区の単位とすることによる事実上の都道府県代表的な要素が投票価値の平等の後退を求める要素として相当程度に評価されているものといえる。

平成8年大法廷判決の多数意見は、昭和58年大法廷判決と同趣旨を述べるもの、投票価値の平等の要求は憲法14条に由来し、国会が選挙制度の仕組みを定めるに当たっても重要な考慮要素となり、国会の立法裁量権にもおのずから一定の限界があり、都道府県を選挙区とし偶数配分制を探る選挙制度の下では投票価値の較差の是正を図ることには技術的な限界があることなどを考慮しても、違憲の問題が生ずる程度の著しい投票価値の不平等状態が生じていたとした。1名の裁判官の追加反対意見では、参議院を都道府県単位の代表として構成しようとする立場は憲法の採るところではないから、地域代表的性格の加味による較差の許容限度は衆議院と大きく異なるのが本則とされた。

平成10年及び同12年の各大法廷判決の多数意見は、いずれも従前の大法廷判決の多数意見とほぼ同趣旨を述べた上で、平成6年改正

後の当該各選挙当時は上記の状態に達していなかったとしたのに対し、それぞれ5名の裁判官の反対意見が、事実上の都道府県代表的な要素は憲法に直接その地位を有するものではなく、投票価値の平等に対比しはあるかに劣位にあるにすぎず、この要素を加味した仕組みが投票価値の不平等が生じた原因であり、この仕組みを維持する限り、不平等は拡大するほかない状態となっていたとして、都道府県を単位とする選挙区の定めが投票価値の平等を著しく損なうことにならざるを得ない旨を述べた。

平成16年大法廷判決では、多数意見は、平成12年改正が国会の立法裁量権の限界を超えるものでなく、平成13年施行の参議院議員選挙当時の定数配分規定が憲法に違反するに至っていたものとすることはできないという結論を示す数行のものにとどまった。5名の裁判官の補足意見1は、偶数配分制又は都道府県単位の選挙区の定めを改めることにより較差の是正が可能であるという論旨を、そのような選挙区の定めが従来のものに比して憲法の趣旨により適合する合理的なものであることが明らかであるとまでいうことはできないとして斥けた。これに対して、4名の裁判官の補足意見2は、偶数配分制を維持し、地域の固有性を反映させることを前提に投票価値の較差を改善するには、現行制度の在り方、すなわち選挙区として都道府県を唯一の単位とする制度の在り方自体を変更しなければならなくなることは自明のことであるとし、反対意見を述べた6名の裁判官も、都道府県単位の選挙区と偶数配分制は憲法上の要請ではなく、これをもって投票価値の平等原則を修正することが国会の裁量権の範囲内にあるとはいえないとした。補足意見2と反対意見の合計10名の裁判官が、選挙区として都道府県を唯一の単位とする制度の在り方自体を変更する必要があることを指摘していたのである。

平成18年大法廷判決の多数意見は、都道府県を各選挙区の単位と

し、偶数の定数配分を行う従前の選挙制度の仕組みの下では、選挙区間における投票価値の較差の是正を図ることが容易でないことは明らかであるとしたが、平成16年大法廷判決の言渡しから同年の参議院議員選挙までの期間が約6か月にすぎず、是正措置を講ずるための期間として十分なものでなかったこと、当該選挙後に参議院改革協議会の下に選挙制度に係る専門委員会が設けられ、各種の是正案が具体的に検討されて平成18年の公職選挙法の改正法が成立したことなどを考慮して、当該選挙までに定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えたものと断することはできないとした。なお、上記の専門委員会から、前記の平成17年10月21日付け「参議院改革協議会専門委員会（選挙制度）報告書」が提出され、それによると、都道府県単位の選挙区設定と定数の偶数配分制を維持したまでは4倍以上の較差が存在することが明らかであることは、1名の裁判官の反対意見において指摘されている。

平成21年大法廷判決の多数意見は、上記の専門委員会報告書に言及し、現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置により較差の是正を図ったとしても、較差を1対4以内に抑えることは困難であり、最大較差の大幅な縮小を図ろうとすれば現行の選挙制度の見直しが必要となることは否定できないとした。ここでは、見直しが必要となるとされる現行の選挙制度の仕組みの内容を表す言葉が用いられていないが、それが「都道府県単位の選挙区」と「偶数配分」であることは明らかである。

そして、平成24年大法廷判決の多数意見に至って、都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の実現を図るという要求に応えていくことがもはや著しく困難であることは上記の専門委員会報告書で指摘されており、選挙制度の仕組み自体の見直しが必要であることは、平成21年大法廷判決において特に指摘され

ていたところであるとして、平成22年選挙当時、違憲の問題が生ずる程度の著しい投票価値の不平等状態に至っており、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる上記の不平等状態を解消する必要があるとしたものである。

### 3 憲法判断の枠組みと国会の裁量権

#### (1) 改正内容の裁量権と改正時期の裁量権

多数意見4(2)アが述べるとおり、当裁判所大法廷は、①投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか（違憲状態か否か）、②この違憲状態が当該選挙までの期間内に是正されなかつたことが国会の裁量権の限界を超えているか（裁量権の範囲内か否か）といった判断の枠組みを前提として審査を行ってきた。

この判断枠組み②の国会の裁量権については、国会が立法により定める選挙制度の改正の方法ないし内容に関する裁量権と改正の時期に関する裁量権を区別して考える必要がある。改正の方法ないし内容に関しては、文字どおり、国会は幅広い裁量権を有しているものであるが、改正の時期については、違憲状態が長期間にわたって継続することが許容されることは当然であり、国会の持つ裁量権はごく限られたものとなるはずである。

本件で問題とされているのは、定数配分規定が本件選挙までの期間内に改正されなかつたことの合憲性であり、改正の時期についての裁量の当否である。多数意見は、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要な手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して裁量権の行使の在り方として相当なものであったといえるか否かという観点に立って評価すべきものと解されるとするが、改正の時期に関する裁量の当否の判断に

当たって考慮を許されるのは、選挙制度の改正を国会が行うに当たって国会に合理的に期待される所要期間の幅であり、改革の方向性に係る参議院の各会派の意見の集約が実際にどのように進行しているかなどの具体的な政治の情勢までも考慮の対象とすべきではない。既に、参議院の各会派から選出された専門委員からなる専門委員会が、平成17年10月に、現行の選挙制度の仕組みを維持する限り較差を1対4以内に抑えることは困難であることを報告しているにもかかわらず、参議院における意見の集約がなされないために、その後も本件選挙に至るまで、1対4を超える較差による選挙が続いているのである。

多数意見は、裁量権の限界を超えたか否かの判断について、上記のような諸般の事情を総合考慮すべき根拠が、憲法の予定する司法権と立法権の関係にあるとし、裁判所が選挙制度について投票価値の平等の観点から憲法上問題があると判断したとしても自らこれに代わる具体的な制度を定め得るものではなくその是正は国会の立法によって行われることになること、裁判所が選挙制度の憲法適合性について一定の判断を示し、国会がそれを踏まえて自ら所要の適切な是正の措置を講ずることが憲法上想定されていることを挙げるが、これは、法制度の合憲性が問われるときに原則的に当てはまる所以であり、選挙制度の是正について特有のものとはいえない。

## (2) 裁量権の限界を超えたか否か

多数意見4(2)イは、国会の裁量権の限界を超えるか否かを検討するにつき、違憲状態の解消のために選挙制度の仕組み自体の見直しが必要であるとする平成24年大法廷判決の言渡しがされた平成24年10月17日が、国会が違憲状態に至っていることを認識し得た時点であり、本件選挙の施行までの期間は約9か月にとどまり、その間に、改正の方向性や制度設計の方針を策定し、具体的な改正案の立案と法改正の手続と作業を了することは実現の困難な事柄であったとする。

平成24年大法廷判決の多数意見においても、平成21年大法廷判決において選挙制度の構造的問題及びその仕組み自体の見直しの必要性を指摘したのは選挙の約9か月前のことであると判示されていた。平成16年、同18年及び同21年の各大法廷判決は、前記の判断枠組み①の違憲状態か否かについては判断を示すことなく、判断枠組み②において裁量権の限界を超えるとはいえないとしたが、本来、違憲状態にないのであれば、判断枠組み②の裁量権の行使の当否に言及する必要はないのであり、少なくとも、違憲状態でないとは断言できないと考えていたものと解することができよう。そして、平成18年大法廷判決が投票価値の不平等の是正について国会の不斷の努力が望まれる旨を述べ、平成21年大法廷判決が現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要であると述べている。そうすると、国会が違憲状態にあることを平成24年大法廷判決の言渡しに至るまで認識することができなかつたと断ずることが相当とは思われない。

もともと、国会として認識し得た時点を確定すること自体がいわば擬制的なものといわざるを得ないのであり、国会の裁量権の限界を検討するに当たって、国会の選挙制度の見直しに関する具体的な立法能力あるいは立法意欲を国会の外から推し量ることは行うべきではないと思われる。要は、国会の合理的な立法活動として、投票価値の較差の是正が本件選挙までになされなかつたことを、違憲状態の解消はできるだけ速やかになされるべきであるという観点から是認できるか否かという問題であり、そういう事柄として判断すべきものである。

平成24年大法廷判決が対象とした定数配分規定の改正措置としてその後に成立した平成24年改正法は、その附則において選挙制度の抜本的見直しには該当しないことを自認するものといえる4増4減を内容とする改正にすぎない。国会が違憲状態にあることを認識し得た時点がいつかを求めるまでもなく、投票価値の較差の是正が本件選挙

までにされなかつたことは国会の裁量権の限界を超えたものというべきであり、本件定数配分規定は違憲である。

#### 4 選挙無効といわゆる事情判決の法理

平成25年大法廷判決は、平成24年12月16日施行の衆議院議員総選挙の選挙区割規定の合憲性についてのものであるが、そこでの私の反対意見において「一般に、どの範囲で選挙を無効とするかは、前述のように、憲法によって司法権に委ねられた範囲内において裁判所が定めることができると考えられるのであるから、従来の判例に従って、区割規定が違憲とされるのは選挙区ごとではなく全体についてであると解しても、裁判所が選挙を無効とするか否かの判断をその侵害の程度やその回復の必要性等に応じた裁量的なものと捉えれば、訴訟の対象とされた全ての選挙区の選挙を無効とするのではなく、裁判所が選挙を無効とする選挙区をその中で投票価値平等の侵害のごく著しいものに限定し、衆議院としての機能が不全となる事態を回避することは可能であると解すべきである。」と述べた。

この私の意見は、衆議院としての機能が不全とならない範囲で選挙区の選挙を無効とし、それ以外の選挙区の選挙を、いわゆる事情判決の法理により無効とせず違法の宣言にとどめることが可能であるというものである。いわゆる事情判決の法理は、およそ選挙無効の判決を回避するために用いられるというものではなく、国会の機能不全を回避すべく選挙無効とする選挙区を一部のものに限定するについても機能するものと解される。

本件の参議院の選挙についても、参議院としての機能が不全とならない範囲で選挙区の選挙を無効とし、それ以外の選挙区の選挙を、いわゆる事情判決の法理により無効とせず違法の宣言にとどめることが可能であることは同様であるが、一部の選挙区の選挙に限定して選挙を無効とするについては、選挙を無効とする選挙区を選択する基準を

必要とする。

各選挙区における選挙人各人の投票価値平等の侵害の程度を考えると、選挙人としての権利の侵害の最も大きな選挙区は議員一人当たりの選挙人数の最も多い選挙区である。しかし、その選挙区の選挙を無効とした場合、投票価値の較差を是正する公職選挙法の改正が行われて再度の選挙が行われない限り、その選挙区の選挙人が選出する議員はゼロとなる。これでは、選挙を無効とすることが、当該選挙区の選挙人が被っている権利侵害を回復することにはならない。

法改正により較差が是正されれば、選挙人の投票価値平等の侵害は解消されるのであるから、選挙を無効とする選挙区の選定に当たって考慮すべきは、法改正による較差のは正までの間の選挙人の権利侵害である。このような観点からすると、議員一人当たりの選挙人数が多いことによる選挙人の権利侵害は、その選挙人数の絶対数の問題ではなく、より選挙人数の少ない他の選挙区の選挙人との比較の問題であるから、議員一人当たりの選挙人数が最も多い選挙区の選挙人の権利侵害を著しくしているのは、議員一人当たりの選挙人数が少なくとも議員を選出できる選挙区の存在であり、この選挙区の選挙を無効とすれば、残る議員についての投票価値の較差は縮小する。したがって、限定した範囲の選挙区の選挙を無効とすることによって選挙人としての権利の侵害を少なくするためにには、議員一人当たりの選挙人数が少ない選挙区からその少ない順位に従って選挙を無効とする選挙区を選定すべきである。

議員一人当たりの選挙人数の少ない選挙区の順に選挙無効とする場合、どの選挙区までを無効とするかは、憲法によって司法権に委ねられた範囲内において、この訴訟を認めた目的と必要に応じて、裁判所がこれを定めることができるものである（昭和60年大法廷判決の4名の裁判官の補足意見参照）。議員一人当たりの選挙人数が少ない選挙

区からその少ない順位に従って裁判所が選挙を無効とする選挙区をどれだけ選定すべきかの規律は、選挙を無効とされない選挙区の間における投票価値の較差の程度を最も重要なメルクマールとすべきと思われるが、この規律は、いまだ熟しているということはできない。

そこで、本件選挙については、一部の選挙区の選挙のみを無効とすることは控えることとし、全ての選挙区の選挙について違法を宣言するにとどめることとするのが相当である。

裁判官山本庸幸の反対意見は、次のとおりである。

1　日本国憲法は、その前文において「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、(略) 主権が国民に存することを宣言し、(略) そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」とし、代表民主制に支えられた国民主権の原理を宣言している。そして国を構成する三権の機関のうち、国会が国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関と規定する(41条)。したがって、このような民主国家の要となる国会を構成する衆議院及び参議院の各議員は、文字どおり公平かつ公正な選挙によって選出されなければならない。憲法43条1項が「両議院は、全国人民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」と規定するのは、この理を表している。その中でも本件にも関わる「公平な選挙」は、憲法上必須の要請である。すなわち、いずれの国民も平等に選挙権を行使できなければ、この憲法前文でうたわれている代表民主制に支えられた国民主権の原理など、それこそ画餅に帰してしまうからである。例えば国政選挙に際して特定の地域の一票の価値と他の地域の一票の価値とを比べて数倍の較差があったとすると、その数倍の一票の価値のある地域の国民が、もう一方の一票の価値が数分の一にとどまる地域の国民に対して、その較差の分だけ強い政治力を及ぼしやすくなる

ことは自明の理である。これでは、せっかく主権が国民に存するといつても、「その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」とはとてもいえないと考える。その意味で、国政選挙の選挙区や定数の定め方については、法の下の平等（14条）に基づく投票価値の平等が貫かれているかどうかが唯一かつ絶対的な基準になるものと解される。

2 なるほど多数意見のいうように「憲法は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするかの決定を国会の裁量に委ねているのであるから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。」として国会の裁量を広く認める見解を探った上で、衆議院議員選挙の場合であれば2倍程度の一票の価値の較差を許容する考え方もある。しかし、国民主権と代表民主制の本来の姿からすれば、投票価値の平等は、他に優先する唯一かつ絶対的な基準として、あらゆる国政選挙において真っ先に守られなければならないものと考える。これが実現されて初めて、我が国の代表民主制が国民全体から等しく支持される正統なものとなるのである。また、衆議院議員選挙の場合であれば2倍程度の一票の価値の較差でも許容され、これをもって法の下の平等が保たれていると解する考え方があるが、私は賛成しかねる。というのは、一票の価値に2倍の較差があるといつても、例えばそれがある選挙では2倍であったが、次の選挙では逆に0.5倍になるなどと、何回かの選挙を通じて巨視的に観察すれば地域間又は選挙区間でそうした較差の発生がおおむね平均化しているというのであれば、辛うじて法の下の平等の要請に合致しているといえなくもない。ところが、これまでの選挙の区割りをみると、おおむね、人口が流出する地域については議

員定数の削減が追いつかずの一票の価値の程度は常に高く、人口が流入する地域については議員定数の増加が追いつかずの一票の価値の程度は常に低くなってしまうということの繰り返しである。これでは後者の地域の国民の声がそれだけ国政に反映される度合いが一貫して低くなっていることを意味し、代表民主制の本来の姿に合致しない状態が継続していることを示している。したがって、私は、現在の国政選挙の選挙制度において法の下の平等を貫くためには、一票の価値の較差など生じさせることなく、どの選挙区においても投票の価値を比較すれば1.0となるのが原則であると考える。その意味において、これは国政選挙における唯一かつ絶対的な基準といって差し支えない。ただし、人口の急激な移動や技術的理由などの区割りの都合によっては1～2割程度の一票の価値の較差が生ずるのはやむを得ないと考えるが、それでもその場合に許容されるのは、せいぜい2割程度の較差にとどまるべきであり、これ以上の一票の価値の較差が生ずるような選挙制度は法の下の平等の規定に反し、違憲かつ無効であると考える。

3 他方、憲法上、内閣が解散権を有する衆議院に比べると、3年に一度の選挙が規定されている参議院の特殊性からすれば、参議院の場合には一票の価値の較差がある程度生ずるのはやむを得ないとする考え方もあり得ないわけではない。しかしながら、参議院も衆議院並みに政党化が進んでいるほか、最近ではいわゆる「ねじれ国会」すなわち衆議院における多数派と参議院における多数派とが異なる国会の状況が続いたことがあり、その間は憲法上、衆議院は参議院に優越する規定があるものの、実際にはそれとは逆に参議院が国政の鍵を事实上握るような事態が見受けられたのは周知の事実である。こうした経験を踏まえれば、国政における参議院の重要性が再認識されたわけである。そうであれば、参議院の寄って立つ選挙制度も衆議院の場合と同様、代表民主制にふさわしく、一票の価値の較差が生じないように

するべきであると考える。

4 さきに述べたように一票の価値について原則は1.0であるが例外的に2割程度の較差が生ずることはやむを得ないものの、これを超えた場合には当該選挙は無効になると考える次第であるが、その場合、第一に「判決により無効とされた選挙に基づいて選出された議員によって構成された参議院又は衆議院が既に行つた議決等の効力」及び第二に「判決により無効とされた選挙に基づいて選出された議員の身分の取扱い」の二つが主に問題となる。このような場合、いわゆる事情判決の法理を用いて、当該「選挙が憲法に違反する公職選挙法の選挙区及び議員定数の定めに基づいて行われたことにより違法な場合であっても、それを理由として選挙を無効とする判決をすることによって直ちに違憲状態が是正されるわけではなく、かえって憲法の所期するところに必ずしも適合しない結果を生ずる判示のような事情などがあるときは、行政事件訴訟法31条1項の基礎に含まれている一般的な法の基本原則に従い、選挙を無効とする旨の判決を求める請求を棄却するとともに当該選挙が違法である旨を主文で宣言すべきである。」(最高裁昭和49年(行ツ)第75号同51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁の判決要旨)とする考え方がある。しかし、国政選挙という代表民主制を支える最も重要な制度の合憲性が争われる争訟において、裁判所がこれを違憲と判断しながら当該選挙を無効とせずに単に違法の宣言にとどめるということが、法律上の明文の根拠もなく許されるものであるかどうか、私には甚だ疑問に思えてならない。現にこれまでの経緯を振り返ると、選挙区の区割りや定数に関する幾たびかの法改正や国会における検討を経てもなお、一票の価値の平等という代表民主制を支える根幹の原理が守られておらず、その改善は遅々として進まないという状況にあって、選挙制度の憲法への適合性を守るべき立場にある裁判所としては、違憲であることを

明確に判断した以上はこれを無効とすべきであり、そうした場合に生じ得る問題については、経過的にいかに取り扱うかを同時に決定する権限を有するものと考える。

例えば、先ほどの二つの問題のうち、第一の「判決により無効とされた選挙に基づいて選出された議員によって構成された参議院又は衆議院が既に行つた議決等の効力」については、それが判決前にされた議決等であれば、裁判所による選挙無効の判決の効力は将来に向かってのみ発生し、過去に遡及するものではないから、当該議決等の効力に影響を及ぼす余地はなく、当該議決は当然に有効なものとして存続することとなることは、いうまでもない。それに加えて、判決後においても、裁判所による選挙無効の判断を受けて一票の価値の平等を実現する新たな選挙制度が制定されこれに基づく選挙が行われて選出された議員で構成される参議院又は衆議院が成立するまでの間を含めて、後述のとおり一定数の身分の継続する議員で構成される院により議決等を有効に行なうことが可能となるので、その点で国政に混乱が生ずる余地はない。また仮に、判決の直後に判決前と同じ構成の院が議決等を行つたとしても、国政の混乱を避けるために、当該議決等を有効なものとして扱うべきである。

次に、先ほどの二つの問題のうち、第二の「判決により無効とされた選挙に基づいて選出された議員の身分の取扱い」については、参議院の場合、本件のように全選挙区が訴訟の対象とされているときは、その無効とされた選挙において一票の価値（各選挙区の有権者数の合計を各選挙区の定数の合計で除して得られた全国平均の有権者数をもって各選挙区の議員一人当たりの有権者数を除して得られた数。以下同じ。）が0.8を下回る選挙区から選出された議員は、全てその身分を失うものと解すべきである。なぜなら、一票の価値が許容限度の0.8より低い選挙区から選出された議員がその身分を維持しつつ他の選

選挙区の議員と同様に国会の本会議や委員会において議事に加わることは、そもそも許されないと解されるからである。ちなみにそれ以外の選挙区から選出された議員については、選挙は無効になるものの、議員の身分は継続し、引き続きその任期終了までは参議院議員であり続けることができる。参議院議員は3年ごとにその半数が改選される（憲法46条）ので、このように解することにより、参議院はその機能を停止せずに活動することができるだけでなく、必要な場合には緊急集会の開催も可能である（注1）（注2）。

（注1）平成25年9月2日現在の選挙人名簿登録者（在外を含む。）

の参議院選挙区選出議員の定数146人中、一票の価値が0.8を下回る選挙区の定数は、試算によると50人余であり、これらの議員が欠けたとしても、院の構成には特段の影響はないものと考えられる。

（注2）他方、衆議院の場合、選挙無効の判決がされると、訴訟の対象とされた選挙区から選出された議員のうち、同じく一票の価値が0.8を下回る選挙区から選出された議員は、全てその身分を失うが、それ以外の選挙区から選出された議員は、選挙は無効になるものの、議員の身分は継続し、引き続きその任期終了又は解散までは衆議院議員であり続けることができる。このように解することによって、衆議院は経過的に、一票の価値が0.8以上の選挙区から選出された議員及び訴訟の対象とされなかった選挙区がある場合にあってはその選挙区から選出された議員のみによって構成されることになり、これらの議員によって構成される院で、一票の価値の平等を実現する新しい選挙区の区割り等を定める法律を定めるべきである。仮にこれらの議員によっては院の構成ができないときは、衆議院が解散されたとき（憲法54条）に準じて、内閣が求めて参議院の緊急集

会を開催し、同緊急集会においてその新しい選挙区の区割り等を定める法律を定め、これに基づいて次の衆議院議員選挙を行うべきものと解される。

なお、一票の価値の平等を実現するための具体的な選挙区の定め方に関しては、もとより新しい選挙区の在り方や定数を定める法律を定める際に国会において十分に議論されるべき事柄であるが、都道府県又はこれを細分化した市町村その他の行政区画などを基本単位としていては、策定が非常に困難か、事実上不可能という結果となることが懸念される。その最大の障害となっているのは都道府県であり、また、これを細分化した市町村その他の行政区画などもその大きな障害となり得るものと考えられる。したがって、これらは、もはや基本単位として取り扱うべきではなく、細分化するにしても例えば投票所単位など更に細分化するか、又は細分化とは全く逆の発想で全国を単一若しくは大まかなブロックに分けて選挙区及び定数を設定するか、そのいずれかでなければ、一票の価値の平等を実現することはできないのではないかと考える。

(裁判長裁判官 寺田逸郎 裁判官 櫻井龍子 裁判官 金築誠志  
裁判官 千葉勝美 裁判官 白木 勇 裁判官 岡部喜代子  
裁判官 大谷剛彦 裁判官 大橋正春 裁判官 山浦善樹 裁判官  
小貫芳信 裁判官 鬼丸かおる 裁判官 木内道祥 裁判官  
山本庸幸 裁判官 山崎敏充 裁判官 池上政幸)

## ○選挙無効請求事件

(平成27年(行ツ)第253号 裁却)  
同年11月25日大法廷判決

【上告人】原告 竹村眞史 ほか7名 代理人 山口邦明 ほか

【被上告人】被告 東京都選挙管理委員会 ほか1名

代理人 定塚誠 ほか

【第1審】東京高等裁判所 平成27年3月25日判決

### ○判示事項

衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りを定める公職選挙法13条1項、別表第1の規定の合憲性

### ○判決要旨

平成26年12月14日施行の衆議院議員総選挙当時において、公職選挙法13条1項、別表第1の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、前回の平成24年12月16日施行の衆議院議員総選挙当時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえず、上記規定が憲法14条1項等に違反するものということはできない。

(補足意見、意見及び反対意見がある。)

【参照】憲法14条1項 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

同法15条1項、3項 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

同法43条1項 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

同法44条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。ただし、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

公職選挙法13条1項 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、別表第1で定め、各選挙区において選挙すべき議員の数は、1人とする。

同法別表第1（第13条関係）

別表第一

版別市

西津輕郡

大青  
葉  
二區

—

一  
鄆山  
文





第四十区、入谷五丁目、入谷	六丁目、入谷七丁目、入谷
丁目、鷺ノ丁目、鷺三丁目	八丁目、入谷九丁目、鷺一
興野一丁目、興野二丁目	丁目、鷺ノ丁目、鷺三丁目
小台一丁目、小台二丁目、	興野一丁目、興野二丁目
加賀一丁目、加賀二丁目、	小台一丁目、小台二丁目、
江北一丁目、江北二丁目、	加賀一丁目、加賀二丁目、
江北三丁目、江北四丁目、	江北一丁目、江北二丁目、
江北五丁目、江北六丁目、	江北三丁目、江北四丁目、
江北七丁目、鹿沼一丁目、	江北五丁目、江北六丁目、
鹿沼二丁目、鹿沼三丁目、	江北七丁目、鹿沼一丁目、
鹿沼四丁目、鹿沼五丁目、	鹿沼二丁目、鹿沼三丁目、
鹿沼六丁目、鹿沼七丁目、	鹿沼四丁目、鹿沼五丁目、
新田一丁目、新田二丁目、	鹿沼六丁目、鹿沼七丁目、
新田三丁目、寺一丁目、寺	新田一丁目、新田二丁目、
二丁目、舍人公園、舍人町、	新田三丁目、寺一丁目、寺
舍人一丁目、舍人二丁目、	二丁目、舍人公園、舍人町、
舍人三丁目、舍人四丁目、	舍人一丁目、舍人二丁目、
舍人五丁目、舍人六丁目、	舍人三丁目、舍人四丁目、
西新井安町三丁目、西新井	舍人五丁目、舍人六丁目、
本町一丁目、西新井本町二	西新井安町三丁目、西新井
丁目、西新井本町三丁目、	本町一丁目、西新井本町二
西新井本町四丁目、西新井	丁目、西新井本町三丁目、
本町五丁目、本町六丁目、	西新井本町四丁目、西新井
城之内一丁目、宮城一丁目、	本町五丁目、本町六丁目、
宮城二丁目、本木北町、本	城之内一丁目、宮城一丁目、
木西町、本木東町、本木南	宮城二丁目、本木北町、本
町、本木一丁目、本木二	木西町、本木東町、本木南
目、谷在家二丁目、谷在家	町、本木一丁目、本木二
三丁目	目、谷在家二丁目、谷在家
第十三区	三丁目
足立区	三丁目
第十二区に属しない区域	三丁目
第十四区	三丁目
墨田区	三丁目
荒川区	三丁目
第十五区	三丁目
江東区	三丁目
第十六区	三丁目
江戸川区	三丁目
本所管内(上二色三丁目に 属する区域を除く。)	三丁目
江戸川区小松川事務所管内	三丁目
江戸川区葛西事務所管内	三丁目
江戸川区東部事務所管内	三丁目





郷町東阿保、四郷町本郷  
四郷町見野、四郷町山脇  
東裏町一丁目、東裏町二丁目  
四丁目、東裏町三丁目、東裏町四丁目  
雲町六丁目、志町、佐佐木町  
下手野一丁目、下手野二丁目、下手野三丁目、下手野四丁目  
手野六丁目、寺町、下寺町、十  
所前町、庄町、城東町五軒町  
東町原町、台町、城東町五軒町  
城東町清水、城東町竹之頭  
城東町中河原、城東町野町  
城東町里沙波、城東町里沙波  
丁目、城北新町一丁目、  
北新町三丁目、城北本町  
書写、書写台一丁目、書写台二丁目  
台二丁目、書写台三丁目、白園  
白園、白園一丁目、白園  
丁目、白園二丁目、白園  
宇佐崎北三丁目、白浜町  
佐崎北三丁目、白浜町  
佐崎北二丁目、白浜町  
崎中三丁目、白浜町宇佐  
見台一丁目、白浜町宇佐  
二丁目、白浜町神田一丁目、  
白浜町神田二丁目、白浜  
寺家一丁目、白浜町寺家  
丁目、白浜町瀬谷、白銀瀬  
見台一丁目、城見台二丁目、  
城見台三丁目、新在家一  
目、新在家二丁目、新在家  
四丁目、新在家中の町  
在家本町一丁目、新在家  
町二丁目、新在家本町三  
目、新在家本町四丁目、  
高尾町、鹿町、竹田町  
町口一丁目、神和町、  
總社本町、大黒老了町、  
寿台一丁目、大寿台一丁目、  
大喜町、井田井、高岡新町  
在家本町一丁目、新在家

日、南軒町二丁目、野里上  
野里上野町一丁目、野里上  
野里新町一丁目、野里五丘  
町、野里寺町、野里町、野里  
東同心町、野里東町、野里  
堀留町、野里大和町、延末  
延末一丁目、白鳥台一丁目、  
白鳥台二丁目、白鳥台三丁  
目、博労町、櫻之町、花影  
町一丁目、花影町二丁目  
花影町三丁目、花田町一本松、花田町  
花田町一本松、花田町一本  
小川、花田町加納原田、花田  
田町上原田、花田町高木  
花田町勤員、林田町大坂、  
林田町佐見、林田町上伊  
勢、林田町上横、林田町口  
佐見、林田町久賀、林田町  
田町谷、林田町松山、林田  
町新町、林田町中横、林田  
町中山下、林田町林田、林  
町伊勢、林田町下横、林田  
町新前町、東延末一丁目、東  
延末二丁目、東延末三丁目  
延末二丁目、東延末三丁目、  
東延末四丁目、東延末、東  
延末一丁目、東延末二丁目、東  
延末三丁目、東延末四丁  
目、東延末五丁目、  
東寧前台一丁目、東寧前  
二丁目、東寧前台三丁目、  
東寧前台四丁目、東寧宿  
一丁目、東寧宿六丁目、東  
寧宿七丁目、東寧宿八丁  
目、日出町一丁目、日出町二  
丁目、日出町三丁目、平野町  
一丁目、廣畠区西畠町一丁目、  
廣畠区西畠町二丁目、廣畠  
区西畠町三丁目、廣畠区西  
畠町三丁目、廣畠区大町一  
丁目、廣畠区大町二丁目、  
廣畠区大町三丁目、廣畠区  
蒲田、广畠区蒲田一丁目、  
广畠区蒲田二丁目、广畠区  
蒲田三丁目、广畠区蒲田四  
丁目、广畠区蒲田五丁目、  
广畠区北河原町、广畠区北

野町一丁目、広畑区北野町  
二丁目、広畑区京見町、広  
畑小坂、広畑区小坂町  
丁目、広畑区小坂町二丁目、  
広畑区松小坂町一丁目、広畑  
水町三丁目、広畑区城山町、  
小区小松町四丁目、広畑区才、  
広畑区清水町一丁目、広畑  
区清水町二丁目、広畑区清  
水町三丁目、広畑区城山町、  
広畑区末広町一丁目、広畑  
区末広町二丁目、広畑区正  
庄町一丁目、広畑区正庄町  
一丁目、広畑区正門通二丁  
目、広畑区正門通三丁目、  
広畑区正門通四丁目、広畑  
区高浜町一丁目、広畑区高  
浜町二丁目、広畑区高浜町  
三丁目、広畑区高浜町四丁目、  
区高浜町五丁目、広畑区高  
浜町六丁目、広畑区高浜町  
七丁目、広畑区西蒲田、広畑  
区西蒲田八丁目、広畑区西  
夢前町五丁目、広畑区西夢  
前町六丁目、広畑区西夢前  
町七丁目、広畑区西夢前  
町八丁目、広畑区新町一丁  
目、広畑区新町二丁目、  
広畑区東新町二丁目、広畑  
区東夢前町四丁目、広畑区  
南町二丁目、広畑区早瀬町  
一丁目、広畑区早瀬町二  
丁目、広畑区西蒲田、  
丁目、広畑区西蒲田一丁目、  
広畑区本町二丁目、  
広畑区本町三丁目、  
広畑区本町四丁目、  
広峰町一丁目、広峰町二丁  
目、船橋町一丁目、船橋町二  
丁目、船橋町三丁目、  
船橋町四丁目、船橋町五  
丁目、船橋町六丁目、別

所町東真町、別所町北宿  
別所町小林、別所町佐土  
佐土二丁目、別所町佐土一丁目、別所町  
別所町佐土新、別所町佐土新五丁目、  
別所町別所、別所町別所一丁目、別所町  
別所町別所、別所町別所三丁目、別所町  
北条、北条一丁目、北条機  
原町、北条一丁目、北条  
口二丁目、北条口二丁目、  
北条口四丁目、北条口五丁目、  
目、北条永良町、北条音の  
町、保城、坊主町、峰南町、  
本町、増位新町一丁目、增  
位新町二丁目、増位本町一  
丁目、増位本町二丁目、  
丁福屋、本町一丁目、  
尾町、御国野町形の分、丸  
国野町御着、御国野町西御  
者、御国野町深志野、神子  
岡前一丁目、神子岡前二  
目、神子岡前三丁目、神子  
岡前四丁目、御立北一丁目、  
御立北二丁目、御立北三丁目、  
御立北四丁目、御立中  
八丁目、御立四丁目、御立中  
一丁目、御立十二丁目、御  
立十二丁目、御立西三丁目、  
御立東五丁目、御立東六丁  
目、御立西六丁目、御立東  
目、南今宿、南駅前町、南  
車崎一丁目、南車崎二丁目、  
西町四丁目、避越、元坂町  
富上町一丁目、富上町二丁  
目、富西町一丁目、富西町  
二丁目、宮西町三丁目、宮  
西町一丁目、南車崎一丁目、  
元町、八坂、八木町、八代  
八代寮光寺町、八代本町一

第一区  
吉高宇字五桜橋  
和野市陀陀峰井原  
第二区  
和歌山区  
歌郡郡郡市市市市  
第三区  
伊海岩紀有捕海  
田本南川区  
第四区  
第一区  
吉高宇字五桜橋  
和野市陀陀峰井原  
第二区  
和歌山区  
歌郡郡郡市市市市

第一区に属しない区域		江田島市	
第二区に属しない区域		尾道市	
第三区に属しない区域		第五区及び第五区に属しない区域	
第四区に属しない区域		第一区に属しない区域	
第五区に属しない区域		第六区	
第六区		第七区	
第七区		第一区	
第八区		第二区	
第九区		第三区	
第十区		第四区	
第十一区		第五区	
第十二区		第六区	
第十三区		第七区	
第十四区		第一区	
第十五区		第二区	
第十六区		第三区	
第十七区		第四区	
第十八区		第五区	
第十九区		第六区	
第二十区		第七区	
第二十一区		第一区	
第二十二区		第二区	
第二十三区		第三区	
第二十四区		第四区	
第二十五区		第五区	
第二十六区		第六区	
第二十七区		第七区	
第二十八区		第一区	
第二十九区		第二区	
第三十区		第三区	
第三十一区		第四区	
第三十二区		第五区	
第三十三区		第六区	
第三十四区		第七区	
第三十五区		第一区	
第三十六区		第二区	
第三十七区		第三区	
第三十八区		第四区	
第三十九区		第五区	
第四十区		第六区	
第四十一区		第七区	
第四十二区		第一区	
第四十三区		第二区	
第四十四区		第三区	
第四十五区		第四区	
第四十六区		第五区	
第四十七区		第六区	
第四十八区		第七区	
第四十九区		第一区	
第五十区		第二区	
第五十一区		第三区	
第五十二区		第四区	
第五十三区		第五区	
第五十四区		第六区	
第五十五区		第七区	
第五十六区		第一区	
第五十七区		第二区	
第五十八区		第三区	
第五十九区		第四区	
第六十区		第五区	
第六十一区		第六区	
第六十二区		第七区	
第六十三区		第一区	
第六十四区		第二区	
第六十五区		第三区	
第六十六区		第四区	
第六十七区		第五区	
第六十八区		第六区	
第六十九区		第七区	
第七十区		第一区	
第七十一区		第二区	
第七十二区		第三区	
第七十三区		第四区	
第七十四区		第五区	
第七十五区		第六区	
第七十六区		第七区	
第七十七区		第一区	
第七十八区		第二区	
第七十九区		第三区	
第八十区		第四区	
第八十一区		第五区	
第八十二区		第六区	
第八十三区		第七区	
第八十四区		第一区	
第八十五区		第二区	
第八十六区		第三区	
第八十七区		第四区	
第八十八区		第五区	
第八十九区		第六区	
第九十区		第七区	
第九十一区		第一区	
第九十二区		第二区	
第九十三区		第三区	
第九十四区		第四区	
第九十五区		第五区	
第九十六区		第六区	
第九十七区		第七区	
第九十八区		第一区	
第九十九区		第二区	
第一百区		第三区	
第一百零一区		第四区	
第一百零二区		第五区	
第一百零三区		第六区	
第一百零四区		第七区	
第一百零五区		第一区	
第一百零六区		第二区	
第一百零七区		第三区	
第一百零八区		第四区	
第一百零九区		第五区	
第一百十区		第六区	
第一百十一区		第七区	
第一百十二区		第一区	
第一百十三区		第二区	
第一百十四区		第三区	
第一百十五区		第四区	
第一百十六区		第五区	
第一百十七区		第六区	
第一百十八区		第七区	
第一百十九区		第一区	
第一百二十区		第二区	
第一百二十一区		第三区	
第一百二十二区		第四区	
第一百二十三区		第五区	
第一百二十四区		第六区	
第一百二十五区		第七区	
第一百二十六区		第一区	
第一百二十七区		第二区	
第一百二十八区		第三区	
第一百二十九区		第四区	
第一百三十区		第五区	
第一百三十一区		第六区	
第一百三十二区		第七区	
第一百三十三区		第一区	
第一百三十四区		第二区	
第一百三十五区		第三区	
第一百三十六区		第四区	
第一百三十七区		第五区	
第一百三十八区		第六区	
第一百三十九区		第七区	
第一百四十区		第一区	
第一百四十一区		第二区	
第一百四十二区		第三区	
第一百四十三区		第四区	
第一百四十四区		第五区	
第一百四十五区		第六区	
第一百四十六区		第七区	
第一百四十七区		第一区	
第一百四十八区		第二区	
第一百四十九区		第三区	
第一百五十区		第四区	
第一百五十一区		第五区	
第一百五十二区		第六区	
第一百五十三区		第七区	
第一百五十四区		第一区	
第一百五十五区		第二区	
第一百五十六区		第三区	
第一百五十七区		第四区	
第一百五十八区		第五区	
第一百五十九区		第六区	
第一百六十区		第七区	
第一百六十一区		第一区	
第一百六十二区		第二区	
第一百六十三区		第三区	
第一百六十四区		第四区	
第一百六十五区		第五区	
第一百六十六区		第六区	
第一百六十七区		第七区	
第一百六十八区		第一区	
第一百六十九区		第二区	
第一百七十区		第三区	
第一百七十一区		第四区	
第一百七十二区		第五区	
第一百七十三区		第六区	
第一百七十四区		第七区	
第一百七十五区		第一区	
第一百七十六区		第二区	
第一百七十七区		第三区	
第一百七十八区		第四区	
第一百七十九区		第五区	
第一百八十区		第六区	
第一百八十一区		第七区	
第一百八十二区		第一区	
第一百八十三区		第二区	
第一百八十四区		第三区	
第一百八十五区		第四区	
第一百八十六区		第五区	
第一百八十七区		第六区	
第一百八十八区		第七区	
第一百八十九区		第一区	
第一百九十区		第二区	
第一百九十一区		第三区	
第一百九十二区		第四区	
第一百九十三区		第五区	
第一百九十四区		第六区	
第一百九十五区		第七区	
第一百九十六区		第一区	
第一百九十七区		第二区	

口細山、尾立、蓬台、福井東町  
町、福井西町、福井東町  
池、仁井田、猪崎、土泽  
一丁目、十津一丁目、十津二  
丁目、十津四丁目、十津三  
丁目、十津六丁目、吸江  
五古山、墨原、高须、高島  
一丁目、高島一丁目、高島  
三丁目、高島四丁目、高須  
新町一丁目、高須町一丁  
丁目、十津六丁目、吸江  
目、高須新町一丁目、高須  
本町、高須新町、高須  
大島、布岬町、一宮、新野  
庄屋、久礼野、新野西町  
丁目、新野西町一丁目、高  
野新南町、一宮西町一丁目、  
一宮西町二丁目、一宮西町  
三丁目、一宮北町一丁目、新  
野北町三丁目、新野北町一  
丁目、新野町、新野西町一  
丁目、新野町一丁目、一宮  
中町一丁目、一宮中町一丁  
目、一宮中町二丁目、一宮  
東町一丁目、一宮東町二丁  
目、一宮東町一丁目、一宮  
町、一宮町一丁目、一宮  
町、一宮町二丁目、一宮  
町、一宮町三丁目、一宮  
風、東素养寺、中素养寺、  
三國町、西素养寺、北素养寺  
寺、宇津浦、三谷、七ツ浦  
加賀野井一丁目、加賀野井五  
二丁目、美若山南町、美若山  
町一丁目、美若山町二丁目  
久万、中久万、西久万、南  
南久万、万々、中万々、南  
万々、安曾、円行寺、一ツ  
橋町一丁目、一ツ橋町二丁  
目、みづき一丁目、みづき  
二丁目、みづき三丁目、み  
づき山、大津中、大津乙

第一区	長崎市	本府管内	小ヶ倉文所管内	井伊富文所管内	小浦文所管内	西浦上支所管内	橋田支所管内	深瀬支所管内	日見支所管内	茂木支所管内	式見支所管内	東長崎支所管内	三重支所管内	香焼行政センター管内	伊王島行政センター管内	高島行政センター管内	野母崎行政センター管内	三和行政センター管内							
第二区	長崎市	第一区	長崎市	本府管内	小ヶ倉文所管内	井伊富文所管内	小浦文所管内	西浦上支所管内	橋田支所管内	深瀬支所管内	日見支所管内	茂木支所管内	式見支所管内	東長崎支所管内	三重支所管内	香焼行政センター管内	伊王島行政センター管内	高島行政センター管内	野母崎行政センター管内						
第三区	長崎市	第二区	長崎市	第一区	長崎市	本府管内	小ヶ倉文所管内	井伊富文所管内	小浦文所管内	西浦上支所管内	橋田支所管内	深瀬支所管内	日見支所管内	茂木支所管内	式見支所管内	東長崎支所管内	三重支所管内	香焼行政センター管内	伊王島行政センター管内	高島行政センター管内	野母崎行政センター管内				
第四区	長崎市	第三区	長崎市	第二区	長崎市	第一区	長崎市	本府管内	小ヶ倉文所管内	井伊富文所管内	小浦文所管内	西浦上支所管内	橋田支所管内	深瀬支所管内	日見支所管内	茂木支所管内	式見支所管内	東長崎支所管内	三重支所管内	香焼行政センター管内	伊王島行政センター管内	高島行政センター管内	野母崎行政センター管内		
第五区	長崎市	第四区	長崎市	第三区	長崎市	第二区	長崎市	第一区	長崎市	本府管内	小ヶ倉文所管内	井伊富文所管内	小浦文所管内	西浦上支所管内	橋田支所管内	深瀬支所管内	日見支所管内	茂木支所管内	式見支所管内	東長崎支所管内	三重支所管内	香焼行政センター管内	伊王島行政センター管内	高島行政センター管内	野母崎行政センター管内

第三区	佐世保市	佐世保市役所早岐支所管内
第四区	佐世保市	佐世保市役所松浦支所管内
第五区	老岐市	老岐市
第六区	平戸市	平戸市
第七区	東彼杵郡	東彼杵郡
第八区	南松浦郡	南松浦郡
第九区	北松浦郡	北松浦郡
第一区	熊本市	熊本市
第二区	中央区	中央区
第三区	安政町、井川瀬町、出水 一丁目、出水二丁目、出 水三丁目、出水四丁目、 出水五丁目、出水六丁目、 出水七丁目、出水八丁目、 飯塚町、魚屋町、一丁目、 魚屋町、二丁目、魚屋町三 丁目、内坪井町、江津 丁目、大江本町、大江 丁目、大江二丁目、大江 三丁目、大江四丁目、大 江五丁目、大江六丁目、 岡田町、帶山一丁目、帶 山二丁目、帶山三丁目、 帶山四丁目、帶山五丁目、 帶山六丁目、帶山七丁目、 帶山八丁目、帶山九丁目、 厳治町、上嚴治町、 上京町、上水前町、一丁	第三区内に属しない区域

目、清水石岩金二丁目、  
水見町、清水新地三丁目、  
目、清水新地二丁目、  
水新地三丁目、清水新地  
四丁目、淨空新地五丁目、  
清水新地六丁目、清水新  
地七丁目、清水東町、清  
水本町、清水町大字打盛、  
清水町大字松崎、清水町  
下祝川町、下祝川二丁目、  
大字玉置、清水万石二丁目、  
水万石万石二丁目、清  
高平三丁目、高平二丁目、  
四丁目、清水万石五丁目、  
下祝川町、下祝川二丁目、  
下祝川二丁目、祝川町、  
高平二丁目、高平二丁目、  
高平三丁目、龍田譲内一  
丁目、龍田譲内二丁目、  
龍田二丁目、龍田三丁目、  
龍田三丁目、龍田二丁目、  
龍田三丁目、龍田二丁目、  
龍田四丁目、龍田五丁目、  
龍田六丁目、龍田七丁目、  
龍田八丁目、龍田九丁目、  
太郎追町、津浦町、鶴羽  
町、鶴羽二丁目、鶴羽  
一丁目、徳王二丁目、西  
尾町、榎木一丁目、榎木  
羽田二丁目、鶴羽田三丁  
目、鶴羽田四丁目、鶴羽  
田五丁目、鶴羽田六丁目、  
太郎追町、津浦町、徳王  
町、鶴羽二丁目、鶴羽  
一丁目、徳王二丁目、西  
尾町、榎木一丁目、榎  
木二丁目、榎木三丁目、  
榎木四丁目、榎木五丁目、  
榎木六丁目、榎木七丁目、  
八景水谷一丁目、八景水  
谷二丁目、八景水谷三丁  
目、八景水谷四丁目、八  
丁目、飛田一丁目、飛田  
二丁目、飛田三丁目、飛  
田四丁目、飛田寺町、飛  
町、武藏ヶ丘一丁目、武  
藏ヶ丘二丁目、武藏ヶ丘  
町、飛田一丁目、飛田  
三丁目、武藏ヶ丘四丁目  
武藏ヶ丘五丁目、武藏ヶ  
丘六丁目、武藏ヶ丘七丁

第一区に属しない区域	西	南	中央区	第二区	本町	第三区
会宮町、荒尾町、荒尾一丁目、荒尾二丁目、荒尾三丁目、出仲間一丁目、出仲間二丁目、出仲間三丁目、出仲間四丁目、出仲間五丁目、出仲間六丁目、出仲間七丁目、出仲間八丁目、出仲間九丁目、今町、海路町、荒場町、荒場一丁目、荒場二丁目、荒場三丁目、内田町、江越一丁目、江越二丁目、奥古賀町、上ノ郷一丁目、上ノ郷二丁目、刈草一丁目、刈草二丁目、刈草三丁目、刈草四丁目、刈草五丁目、刈草六丁目、刈草七丁目、川口町、川尻一丁目、川尻二丁目、川尻三丁目、川尻四丁目、川尻五丁目、合志三丁目、合志四丁目、腰塚町、島町一丁目、島町二丁目、島町三丁目、島町四丁目、島町五丁目、十津寺二丁目、十津寺三丁目、白石町、白藤一丁目、白藤二丁目、白藤三丁目、白藤四丁目、白藤五丁目、砂原町、田井島一丁目、田井島二丁目、田井島三丁目、田迎町大字田井島、田迎町大字良町、田迎一丁目、	立福寺町 明徳町、山美一丁目、山美二丁目、山美三丁目、山美四丁目、山美五丁目、山美六丁目、四方寄町、	明徳町、山美一丁目、山美二丁目、山美三丁目、山美四丁目、山美五丁目、山美六丁目、四方寄町、	立福寺町	第三区	本町	第二区

田迎六丁目、田迎三丁目、  
田迎四丁目、田迎五丁目、  
近見一丁目、近見二丁目、  
近見三丁目、近見四丁目、  
近見五丁目、近見六丁目、  
近見七丁目、近見八丁目、  
近見九丁目、土河原町、  
萬町一丁目、萬町二丁目、  
中無田町、並建町、野口  
町、野口一丁目、野口二  
丁目、野口三丁目、野  
田一丁目、野田二丁目、野  
田三丁目、八寺町、八分  
字町、浜口町、日吉一  
丁目、日吉二丁目、平田一  
丁目、平田二丁目、平成  
一丁目、馬成二丁目、孫  
代町、馬盛三丁目、馬渡  
二丁目、美濃三丁目、南高  
江町、南高江一丁目、南高  
江二丁目、南高江三丁  
目、南高江四丁目、南高  
江五丁目、南高江六丁目、  
南高江七丁目、南高水部  
町、御幸木部一丁目、御幸  
木部二丁目、御幸木部  
三丁目、御幸西無田町、  
御幸西一丁目、御幸西二  
丁目、御幸西三丁目、御  
幸西四丁目、御幸田町、  
御幸笛田一丁目、御幸笛  
田二丁目、御幸笛田三丁  
目、御幸笛田四丁目、御  
幸笛田五丁目、御幸笛  
六丁目、御幸笛田七丁目、  
御幸笛田八丁目、無田口  
町、元三町、元三町一丁  
目、元三町二丁目、元三  
町三丁目、元三町四丁目、  
元三町五丁目、八幡一丁  
目、八幡二丁目、八幡三  
丁目、八幡四丁目、八幡  
五丁目、八幡六丁目、八  
幡七丁目、八幡八丁目、  
八幡九丁目、八幡十丁目、  
八幡十一丁目、良町一丁

区。以下同じ。)の区域のうち、支所又は出張所(それぞれは当該区域の一部を所管する市町村の区域の一部を所管するものに限る。)の所管区域及び地方自治法第二百一十条の区域に規定する地域自治区の区域に属しない区域をいう。

○主文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

## ○ 理由

上告人兼上告代理人山口邦明、同國部徹及び同三竿徑彦の上告理由について

1 本件は、平成26年12月14日施行の衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）について、東京都第2区、同第5区、同第6区、同第8区、同第9区及び同第18区並びに神奈川県第12区及び同第15区の選挙人である上告人らが、衆議院小選挙区選出議員の選挙（以下「小選挙区選挙」という。）の選挙区割りに関する公職選挙法の規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であるなどと主張して提起した選挙無効訴訟である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 昭和25年に制定された公職選挙法は、衆議院議員の選挙制度につき、中選挙区単記投票制を採用していたが、平成6年1月に公職選挙法の一部を改正する法律（平成6年法律第2号）が成立し、その

後、平成6年法律第10号及び同第104号によりその一部が改正され、これらにより、衆議院議員の選挙制度は、従来の中選挙区単記投票制から小選挙区比例代表並立制に改められた（以下、上記改正後の当該選挙制度を「本件選挙制度」という。）。

本件選挙施行当時の本件選挙制度によれば、衆議院議員の定数は475人とされ、そのうち295人が小選挙区選出議員、180人が比例代表選出議員とされ（公職選挙法4条1項）、小選挙区選挙については、全国に295の選挙区を設け、各選挙区において1人の議員を選出するものとされ（同法13条1項、別表第1。以下、後記の改正の前後を通じてこれらの規定を併せて「区割規定」という。）、比例代表選出議員の選挙（以下「比例代表選挙」という。）については、全国に11の選挙区を設け、各選挙区において所定数の議員を選出するものとされている（同法13条2項、別表第2）。総選挙においては、小選挙区選挙と比例代表選挙とを同時に行い、投票は小選挙区選挙及び比例代表選挙ごとに1人1票とされている（同法31条、36条）。

(2) 平成6年1月に上記の公職選挙法の一部を改正する法律と同時に成立した衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下、後記の改正の前後を通じて「区画審設置法」という。）によれば、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区画審」という。）は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとされている（同法2条）。平成24年法律第95号による改正前の区画審設置法3条（以下「旧区画審設置法3条」という。）は、上記の選挙区の区割りの基準（以下、後記の改正の前後を通じて「区割基準」という。）につき、①1項において、上記の改定案を作成するに当たっては、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることを基本とし、

行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならぬものと定めるとともに、②2項において、各都道府県の区域内の選挙区の数は、各都道府県にあらかじめ1を配当することとし（以下、このことを「1人別枠方式」という。）、この1に、小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とすると定めていた（以下、この区割基準を「旧区割基準」といい、この規定を「旧区割基準規定」ともいう。）。本件選挙制度の導入の際に上記の1人別枠方式を含む旧区画審設置法3条2項所定の定数配分の方式を定めることについて、区画審設置法の法案の国会での審議においては、法案提出者である政府側から、各都道府県への選挙区の数すなわち議員の定数の配分については、投票価値の平等の確保の必要性がある一方で、過疎地域に対する配慮、具体的には人口の少ない地方における定数の急激な減少への配慮等の視点も重要であることから定数配分上配慮したものである旨の説明がされていた。

選挙区の改定に関する区画審の勧告は、統計法5条2項本文（平成19年法律第53号による改正前は4条2項本文）の規定により10年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に行うものとされ（区画審設置法4条1項），さらに、区画審は、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは、勧告を行うことができるものとされている（同条2項）。

（3）区画審は、平成12年10月に実施された国勢調査（以下「平成12年国勢調査」という。）の結果に基づき、平成13年12月、衆議院小選挙区選出議員の選挙区に関し、旧区画審設置法3条2項に従って各都道府県の議員の定数につきいわゆる5増5減を行った上で、同条1項に従って各都道府県内における選挙区割りを策定した改定案を作成して内閣総理大臣に勧告し、これを受けて、同14年7月、そ

の勧告どおり選挙区割りの改定を行うことなどを内容とする公職選挙法の一部を改正する法律（平成14年法律第95号）が成立した。平成21年8月30日施行の衆議院議員総選挙（以下「平成21年選挙」という。）の小選挙区選挙は、同法により改定された選挙区割り（以下「旧選挙区割り」という。）の下で施行されたものである（以下、平成21年選挙に係る衆議院小選挙区選出議員の選挙区を定めた上記改正後（平成24年法律第95号による改正前）の公職選挙法13条1項及び別表第1を併せて「旧区割規定」という。）。

(4) 平成14年の上記改正の基礎とされた平成12年国勢調査の結果による人口を基に、旧区割規定の下における選挙区間の人口の較差を見ると、最大較差は人口が最も少ない高知県第1区と人口が最も多い兵庫県第6区との間で1対2.064（以下、較差に関する数値は、全て概数である。）であり、高知県第1区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は9選挙区であった。また、平成21年選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、選挙人数が最も少ない高知県第3区と選挙人数が最も多い千葉県第4区との間で1対2.304であり、高知県第3区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は45選挙区であった。

このような状況の下で旧選挙区割りに基づいて施行された平成21年選挙について、最高裁平成22年（行ツ）第207号同23年3月23日大法廷判決・民集65巻2号755頁（以下「平成23年大法廷判決」という。）は、選挙区の改定案の作成に当たり、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満になるように区割りをすることを基本とすべきものとする旧区画審設置法3条1項の定めは、投票価値の平等の要請に配慮した合理的な基準を定めたものであると評価する一方、平成21年選挙時において、選挙区間の投票価値の較差が上記のとおり拡大していたのは、各都道府県にあらかじめ1の選挙区数を割り当てる

同条2項の1人別枠方式がその主要な要因となっていたことが明らかであり、かつ、人口の少ない地方における定数の急激な減少への配慮等の視点から導入された1人別枠方式は既に立法時の合理性が失われていたものというべきであるから、旧区割基準のうち1人別枠方式に係る部分及び旧区割基準に従って改定された旧区割規定の定める旧選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたと判示した。そして、同判決は、これらの状態につき憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえず、旧区割基準規定及び旧区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということはできないとした上で、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に上記の状態を解消するために、できるだけ速やかに旧区割基準中の1人別枠方式を廃止し、旧区画審設置法3条1項の趣旨に沿って旧区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかねう立法的措置を講ずる必要があると判示した。

(5) その後、平成23年大法廷判決を受けて行われた各政党による検討及び協議を経て、平成24年6月及び7月に複数の政党の提案に係る改正法案がそれぞれ国会に提出され、これらの改正法案のうち、旧区画審設置法3条2項の削除及びいわゆる0増5減（各都道府県の選挙区数を増やすことなく議員1人当たりの人口の少ない5県の各選挙区数をそれぞれ1減することをいう。以下同じ。）を内容とする改正法案が、同年11月16日に平成24年法律第95号（以下「平成24年改正法」という。）として成立した。平成24年改正法は、附則において、旧区画審設置法3条2項を削除する改正規定は公布日から施行するものとする一方で、各都道府県の選挙区数の0増5減を内容とする改正後の公職選挙法の規定は次回の総選挙から適用する（公職選挙法の改正規定は別に法律で定める日から施行する）ものとし、上記0増5減を前提に、区画審が選挙区間の人口の較差が2倍未満となる

ように選挙区割りを改める改定案の勧告を公布日から 6 月以内に行い、政府がその勧告に基づいて速やかに法制上の措置を講すべき旨を定めた。上記の改正により、旧区画審設置法 3 条 1 項が同改正後の区画審設置法 3 条（以下「新区画審設置法 3 条」という。）となり、同条においては前記①の基準のみが区割基準として定められている（以下、この区割基準を「新区割基準」という。）。

平成 24 年改正法の成立と同日に衆議院が解散され、その 1 か月後の平成 24 年 12 月 16 日に衆議院議員総選挙（以下「平成 24 年選挙」という。）が施行されたが、同選挙までに新たな選挙区割りを定めることは時間的に不可能であったため、同選挙は平成 21 年選挙と同様に旧区割規定及びこれに基づく旧選挙区割りの下で施行されることとなった。

(6) 平成 24 年改正法の成立後、同法の附則の規定に従って区画審による審議が行われ、平成 25 年 3 月 28 日、区画審は、内閣総理大臣に対し、選挙区割りの改定案の勧告を行った。この改定案は、平成 24 年改正法の附則の規定に基づき、各都道府県の選挙区数の 0 増 5 減を前提に、選挙区間の人口の較差が 2 倍未満となるように 17 都県の 42 選挙区において区割りを改めることを内容とするものであった。

上記勧告を受けて、平成 25 年 4 月 12 日、内閣は、平成 24 年改正法に基づき、同法のうち上記 0 増 5 減を内容とする公職選挙法の改正規定の施行期日を定めるとともに、上記改定案に基づく選挙区割りの改定を内容とする公職選挙法の改正事項（旧区割規定の改正規定及びその施行期日）を定める法制上の措置として、平成 24 年改正法の一部を改正する法律案を国会に提出し、平成 25 年 6 月 24 日、この改正法案が平成 25 年法律第 68 号（以下「平成 25 年改正法」という。）として成立した。平成 25 年改正法は同月 28 日に公布されて施行され、同法による改正後の平成 24 年改正法中の上記 0 増 5 減及び

これを踏まえた区画審の上記改定案に基づく選挙区割りの改定を内容とする公職選挙法の改正規定はその1か月後の平成25年7月28日から施行されており、この改正により、各都道府県の選挙区数の0増5減とともに上記改定案のとおりの選挙区割りの改定が行われた（以下、上記改正後の公職選挙法13条1項及び別表第1を併せて「本件区割規定」といい、本件区割規定に基づく上記改定後の選挙区割りを「本件選挙区割り」という。）。

上記改定の結果、本件選挙区割りの下において、平成22年10月1日を調査時とする国勢調査（以下「平成22年国勢調査」という。）の結果によれば選挙区間の人口の最大較差は1対1.998となるものとされたが、平成25年3月31日現在及び同26年1月1日現在の各住民基本台帳に基づいて総務省が試算した選挙区間の人口の最大較差はそれぞれ1対2.097及び1対2.109であり、上記試算において較差が2倍以上となっている選挙区はそれぞれ9選挙区及び14選挙区であった。

平成24年改正法が成立した日の衆議院解散により施行された平成24年選挙につき、最高裁平成25年（行ツ）第209号、第210号、第211号同年11月20日大法廷判決・民集67巻8号1503頁（以下「平成25年大法廷判決」という。）は、同選挙時において旧区割規定の定める旧選挙区割りは平成21年選挙時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものではあるが、前記(5)のような平成24年選挙までの間の国会における是正の実現に向けた取組が平成23年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものでなかったとはいえないから、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいはず、旧区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということはできないとした上で、国会においては今後も新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙

制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があると判示した。

(7) 平成26年11月21日の衆議院解散に伴い、同年12月14日、前記0増5減の措置による改定を経た本件選挙区割りの下において本件選挙が施行された。本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の較差を見ると、選挙人数が最も少ない選挙区（宮城県第5区）と比べて、選挙人数が最も多い選挙区（東京都第1区）との間で1対2.129であり、その他12の選挙区との間で較差が2倍以上となっていた（なお、本件選挙当日において、東京都第1区の選挙人数は、宮城県第5区、福島県第4区、鳥取県第1区、同第2区、長崎県第3区、同第4区、鹿児島県第5区、三重県第4区、青森県第3区、長野県第4区、栃木県第3区及び香川県第3区の12選挙区の各選挙人数のそれぞれ2倍以上となっていた。）。

このような状況において本件選挙区割りの下で施行された本件選挙について、本件区割規定が憲法に違反するとして各選挙区における選挙を無効とすることを求める選挙無効訴訟が8高等裁判所及び6高等裁判所支部に提起され、平成27年3月から同年4月までの間に、本件の原判決を含む各判決が言い渡された。上記各判決のうち、4件の判決においては、前記0増5減の措置による改定を経た本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいえないとされ、13件の判決においては、上記改定後も本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとされ、後者のうち、12件の判決においては、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいはず、本件区割規定は憲法の規定に違反するに至っているとはいえないとされ、1件の判決においては、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとして、本件区割規定は憲法の規定に違反するに至っており、本件選挙の違法を宣言す

べきであるとされた。

(8) 平成25年改正法の成立の前後を通じて、国会においては、今後の人口異動によっても憲法の投票価値の平等の要求に反する状態とならないようにするための制度の見直しについて、総定数の削減の要否等を含め、引き続き検討が続けられ、平成26年6月には、衆議院に、有識者により構成される検討機関として衆議院選挙制度に関する調査会が設置され、同調査会において衆議院議員選挙の制度の在り方の見直し等が進められており、衆議院議院運営委員会において同調査会の設置の議決がされた際に、同調査会の答申を各会派において尊重するものとする旨の議決も併せてされている。同調査会においては、同年9月以降、本件選挙の前後を通じて、定期的な会合が開かれ、投票価値の較差の更なる縮小を可能にする定数配分等の制度の見直しを内容とする具体的な改正案などの検討が行われている。

3(1) 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解される。他方、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、47条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。

衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと

解されるのであって、具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がかかる選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである。

以上は、衆議院議員の選挙に関する最高裁昭和49年（行ツ）第75号同51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁以降の累次の大法廷判決の趣旨とするところであって（上掲最高裁昭和51年4月14日大法廷判決、最高裁昭和56年（行ツ）第57号同58年11月7日大法廷判決・民集37巻9号1243頁、最高裁昭和59年（行ツ）第339号同60年7月17日大法廷判決・民集39巻5号1100頁、最高裁平成3年（行ツ）第111号同5年1月20日大法廷判決・民集47巻1号67頁、最高裁平成11年（行ツ）第7号同年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1441頁、最高裁平成11年（行ツ）第35号同年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1704頁、最高裁平成18年（行ツ）第176号同19年6月13日大法廷判決・民集61巻4号1617頁、平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決参照）、これを変更する必要は認められない。

(2) 上記の見地に立って、本件選挙当時の本件区割規定及びこれに基づく本件選挙区割りの合憲性について検討する。

平成23年大法廷判決は、上記の基本的な判断枠組みに立った上で、旧区割基準のうち1人別枠方式に係る部分は、前記のとおり平成6年の選挙制度改革の実現のための人口比例の配分により定数の急激かつ大幅な減少を受ける人口の少ない県への配慮という経緯に由来するもので、その合理性には時間的な限界があったところ、本件選挙制度がその導入から10年以上を経過して定着し安定した運用がされていた平成21年選挙時には、その不合理性が投票価値の較差としても現れ、その立法時の合理性が失われていたにもかかわらず、投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすものとして、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っており、上記の状態にあった同方式を含む旧区割基準に基いて定められた旧選挙区割りも、前記2(4)のような平成21年選挙時における選挙区間の較差の状況の下において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた旨判示したものである。

また、平成25年大法廷判決は、平成24年選挙が上記のように平成21年選挙時に既に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた旧選挙区割りの下で再び施行されたものであること、選挙区間の選挙人数の較差は平成21年選挙時よりも更に拡大して最大較差が1対2.425に達していたこと等に照らし、平成24年選挙時において、平成21年選挙時と同様に、旧選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものといわざるを得ない旨を判示したものである。

そして、平成23年大法廷判決を受けて、旧区画審設置法3条2項の削除及び各都道府県の選挙区数の0増5減を内容とする平成24年改正法が制定され、更に上記0増5減を前提に選挙区間の人口の較差が2倍未満となるように17都県の42選挙区において区割りを改め

ることを内容とする平成25年改正法が成立し、同法による改正後の平成24年改正法（以下「平成25年改正後の平成24年改正法」という。）により改定された本件選挙区割りの下で本件選挙が施行されたものであるところ、前記2(6)のとおり、本件選挙区割りにおいては、上記0増5減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県について旧区割基準に基づいて配分された定数の見直しを経ておらず、1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項が削除された後の新区割基準に基づいた定数の再配分が行われていないことから、いまだ多くの都道府県において、そのような再配分が行われた場合に配分されるべき定数とは異なる定数が配分されているということができる。

しかるところ、前記2(6)及び(7)のとおり、本件選挙区割りにおいては、平成25年改正法成立の2年半以上前（本件選挙の4年以上前）の平成22年10月1日を調査時とする平成22年国勢調査の結果によれば選挙区間の人口の最大較差は1対1.998となるものとされたが、同国勢調査後の人口変動の結果として、上記成立の約3か月前の平成25年3月31日現在及び約6か月後の同26年1月1日現在の各住民基本台帳に基づいて総務省が試算した選挙区間の人口の最大較差は既にそれぞれ1対2.097及び1対2.109であり、上記試算において較差が2倍以上となっている選挙区はそれぞれ9選挙区及び14選挙区となっており、さらに、本件選挙時における選挙区間の選挙人数の最大較差は1対2.129に達し、較差2倍以上の選挙区も13選挙区存在していたものである（本件選挙時における選挙区間の選挙人数の較差の詳細は前記2(7)に掲示したとおりである。）。このような投票価値の較差が生じた主な要因は、いまだ多くの都道府県において、新区割基準に基づいて定数の再配分が行われた場合とは異なる定数が配分されていることがあるというべきであり、このことは、前記2(7)で本件選挙当日において東京都第1区の選挙人数が2倍以上

となっていた選挙区として指摘した 12 選挙区がいずれも上記定数削減の対象とされた県以外の都道府県に属しており、この 12 選挙区の属する県の多くが旧区割基準により相対的に有利な定数の配分を受けているものと認められることからも明らかである。そして、このような投票価値の較差が生じたことは、全体として新区画審設置法 3 条の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたとはいえないとの表れというべきである。

以上のような本件選挙時における投票価値の較差の状況やその要因となっていた事情などを総合考慮すると、平成 25 年改正後の平成 24 年改正法による選挙区割りの改定の後も、本件選挙時に至るまで、本件選挙区割りはなお憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものといわざるを得ない。

(3)ア 衆議院議員の選挙における投票価値の較差の問題について、当裁判所大法廷は、これまで、①定数配分又は選挙区割りが前記のような諸事情を総合的に考慮した上で投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否か、②上記の状態に至っている場合に、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとして定数配分規定又は区割規定が憲法の規定に違反するに至っているか否か、③当該規定が憲法の規定に違反するに至っている場合に、選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめるか否かといった判断の枠組みを前提として審査を行ってきており、こうした判断の方法が採られてきたのは、憲法の予定している司法権と立法権との関係に由来するものと考えられる。すなわち、裁判所において選挙制度について投票価値の平等の観点から憲法上問題があると判断したとしても、自らこれに代わる具体的な制度を定め得るものではなく、その是正は国会の立法によって行われることになるものであり、是正の方法についても国会は幅広い裁量権を有しているので、

裁判所が選挙制度の憲法適合性について上記の判断枠組みの下で一定の判断を示すことにより、国会がこれを踏まえて自ら所要の適切な是正の措置を講ずることが、憲法上想定されているものと解される。このような憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、上記①において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている旨の司法の判断がされれば国会はこれを受けたては是正を行う責務を負うものであるところ、上記②において憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点に立って評価すべきものと解される（平成25年大法廷判決、平成26年（行ツ）第155号、第156号同年11月26日大法廷判決・民集68巻9号1363頁参照）。

イ そこで、本件において、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたといえるか否かについて検討する。

1人別枠方式を含む旧区割基準に基づいて定められた旧選挙区割りについては、前掲最高裁平成19年6月13日大法廷判決までは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていないとする当審の判断が続けられており、これらが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているとする当裁判所大法廷の判断が示されたのは、平成23年大法廷判決の言渡しがされた平成23年3月23日であり、国会においてこれらが上記の状態に至っていると認識し得たのはこの時点からであったというべきである（平成25年大法廷判決参照）。

これらの憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を解消するためには、旧区画審設置法3条2項を削除した上で、同条1項の趣旨に沿

って各都道府県への選挙区の数すなわち議員の定数の配分を見直し、それを前提として多数の選挙区の区割りを改定することが求められ、その一連の過程を実現していくことは、平成6年の法改正の際に人口の少ない県における定数の急激かつ大幅な減少への配慮等の視点から設けられた1人別枠方式を含む同条2項所定の定数配分の方式によりそれらの県に割り当てられた定数の再配分を行うもので、制度の仕組みの見直しに準ずる作業を要するものといえ、立法の経緯等にも鑑み、国会における合意の形成が容易な事柄ではないといわざるを得ない。また、このような定数配分の見直しの際に、議員の定数の削減や選挙制度の抜本的改革といった基本的な政策課題が定数配分の見直しと併せて議論の対象とされていることも、この問題に関する議論の收れんを困難にする要因となることも否定し難い。

こうした中で、まず憲法の投票価値の平等の要求に反する状態の是正が最も優先されるべき課題であるとの認識の下に法改正の作業が進められ、旧区画審設置法3条2項の規定の削除と選挙区間の人口の較差を2倍未満に抑えるための前記0増5減による定数配分の見直しが行われ、平成24年改正法及び平成25年改正法の成立によってこれらが実現したものであり、これにより改定された本件選挙区割りの下における選挙区間の投票価値の較差も、本件選挙時においてなお最大1対2.129で2倍以上の選挙区が13選挙区あったものの、上記改定の時点では平成22年国勢調査の結果に基づく人口によれば最大1対1.998まで縮小しており、前回の平成24年選挙時に最大1対2.425で2倍以上の選挙区が72選挙区に及んでいたのと比較すると、一定の縮小がみられたものである。このように、平成21年選挙に関する平成23年大法廷判決を受けて、立法府における是正のための取組が行われ、本件選挙までの間に是正の実現に向けた一定の前進と評価し得る法改正及びこれに基づく選挙区割りの改定が行われ

たものということができる。

もとより、前記(2)で述べたとおり、上記①増5減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県については、旧区割基準に基づいて配分された定数が見直しを経ていないため、本件選挙時には較差が2倍以上の選挙区が出現し増加しており、これは、全体として新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されているとはいえないことの表れといわざるを得ない。しかしながら、平成25年大法廷判決の判示するとおり、この問題への対応や合意の形成に前述の様々な困難が伴うことを踏まえ、同条の趣旨に沿った選挙制度の整備については、上記のような漸次的な見直しを重ねることによってこれを実現していくことも国会の裁量に係る現実的な選択として許容されていると解されるところ、前記2(6)から(8)までのとおり、本件選挙は、前回の平成24年選挙から約1年1ヶ月後の衆議院解散に伴い、平成25年改正後の平成24年改正法の施行による選挙区割りの改定から約1年5ヶ月後に施行されたものであり、その改定後も国会においては引き続き選挙制度の見直しが行われ、衆議院に設置された検討機関において投票価値の較差の更なる縮小を可能にする制度の見直しを内容とする具体的な改正案などの検討が続けられていることなどを併せ考慮すると、平成23年大法廷判決の言渡しから本件選挙までの国会における是正の実現に向けた取組は、上記改正法の施行後に更なる法改正にまでは至らなかつたものの、同判決及び平成25年大法廷判決の趣旨に沿った方向で進められていたものということができる。

以上に鑑みると、本件選挙は平成23年大法廷判決の言渡しから2回目の衆議院解散に伴い施行された総選挙ではあるが、本件選挙までに、2回の法改正を経て、旧区画審設置法3条2項の規定が削除されるとともに、直近の平成22年国勢調査の結果によれば全国の選挙区

間の人口の較差が2倍未満となるように定数配分と選挙区割りの改定が行われ、本件選挙時の投票価値の最大較差は前回の平成24年選挙時よりも縮小し、更なる法改正に向けて衆議院に設置された検討機関において選挙制度の見直しの検討が続けられているのであって、前記アにおいて述べた司法権と立法権との関係を踏まえ、前記のような考慮すべき諸事情に照らすと、国会における是正の実現に向けた取組が平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものでなかったということはできず、本件において憲法上要求される合理的期間を超過したものと断ずることはできない。

**要旨** (4) 以上のとおりであって、本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、前回の平成24年選挙時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものではあるが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいはず、本件区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということはできない。

国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であること等に照らせば、より適切な民意の反映が可能となるよう、国会においては、今後も、前記のとおり衆議院に設置された検討機関において行われている投票価値の較差の更なる縮小を可能にする制度の見直しを内容とする具体的な改正案の検討と集約が早急に進められ、新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があるというべきである。

4 なお、論旨は、公職選挙法が衆議院議員選挙について重複立候補制を採用し、小選挙区選挙において落選した者であっても比例代表選挙の名簿順序によっては同選挙において当選人となることができる

としたことが憲法14条1項等の憲法の規定に違反するともいいうが、重複立候補制に関して定めた公職選挙法86条の2及び95条の2の規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものではなく、また、衆議院議員総選挙のうち小選挙区選挙の無効を求める訴訟において比例代表選挙の仕組みの憲法適合性を問題とすることはできないことは、最高裁平成11年（行ツ）第8号同年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1577頁の判示するところであるか、又はその趣旨に徴して明らかである。

5 以上の次第であるから、本件区割規定が本件選挙当時憲法に違反するに至っていたということはできず、重複立候補制に関する公職選挙法の規定に所論の違憲はないとした原審の判断は、是認することができる。論旨はいずれも採用することができない。

よって、判示3について裁判官大橋正春、同鬼丸かおる、同木内道祥の各反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、判示3について、裁判官千葉勝美の補足意見、裁判官櫻井龍子、同池上政幸の意見がある。

#### 裁判官千葉勝美の補足意見は、次のとおりである。

私は、憲法上要求される投票価値の平等と定数訴訟ないし選挙無効訴訟との関係について、多数意見に付加して、次のとおり私見を述べておきたい。

##### 1 投票価値の較差についての憲法上の評価の推移

(1) 当審における昭和51年大法廷判決以降の累次の大法廷判決（多数意見をいう。以下同じ。）の趣旨によれば、定数配分及び選挙区割りの決定に際しては、憲法上、投票価値の平等の要請は、最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているものであるが、本件では、平成24年改正法及び平成25年改正法による選挙区割りの変更の結果、選挙区間の最大較差は、平成22年国勢調査による選挙区間

の人口によれば1.998倍となったものの、本件選挙時における選挙区間の選挙人数によれば、これが2.129倍と拡大し、較差2倍以上の選挙区も13存在している。

ところで、本件訴訟は、公職選挙法204条が適用される選挙無効訴訟として捉えられており、その無効事由の存否は、選挙区割り決定時ではなく、選挙時において判断されるものであるから、上記1.998倍ではなく、2.129倍の最大較差を憲法上どのように評価するかによって決せられることになる。

(なお、平成25年大法廷判決は、対象となる平成24年12月16日施行の衆議院議員総選挙の時点で、較差が違憲状態であるとした上で、それが合理的な期間内における是正がされなかつたかどうかを検討する過程において、立法府における平成24年改正法の後にされた取組も視野に入れると較差是正の実現に向けた一定の前進と評価し得る法改正も成立しているといえるが、他方、いわゆる1人別枠方式の残滓は解消されていないと指摘し、その上で、事柄の性質を鑑みるとこれを一気に解消するのではなく漸次的な見直しを重ねて対処すること等も許されると説示している。すなわち、平成25年大法廷判決は、上記1.998倍の最大較差をもたらした平成25年改正法の成立が、対象となる選挙時点での立法府の較差是正に対する真摯な姿勢を推測させるいわば事後的・付加的事情であり、その意味で合理的な期間を経過したか否かの考慮要素ともなるため、摘要したものであり、審理の対象外である0増5減を実現した平成25年改正法自体（特に投票価値の較差）についての合憲性判断をしているわけではない。)

(2) ところで、昭和51年大法廷判決以降、これまで、当審においては、投票価値の較差の問題について、中選挙区制の時代には、最大較差2.92倍（昭和63年第二小法廷判決の事案）や同2.82倍（平成7年第一小法廷判決の事案）であっても違憲状態とはせず、ま

た、現行の衆議院議員選挙の小選挙区比例代表並立制の下においても、平成19年大法廷判決までは較差が2倍を超えて（平成19年大法廷判決では、最大較差2.171倍であった。）これを投票価値の平等の要請に反せず違憲状態とはいえないとする判断を続けてきた。しかしながら、その後、平成23年大法廷判決では、人口比例原則とは相いれない1人別枠方式（当時の区画審設置法3条2項）を改めて取り上げ、これまでこの方式の憲法適合性を肯定する論拠としていた、小選挙区制導入という大きな選挙制度の変革の際のいわば激変緩和措置としての合理性は、もはや失われるに至ったとして憲法適合性を否定し、また、同法3条1項が選挙区間の人口の最大較差が2倍未満になるように区割りをすることを基本としているが、これは投票価値の平等の要請に配慮した合理的な基準を定めたものであるとする基本姿勢を示した上で、最大較差2.304倍を違憲状態とした。次の平成25年大法廷判決でも、この平成23年大法廷判決の基本姿勢を踏襲した上で、最大較差2.425倍を違憲状態としている。そして、今回は、最大較差2.129倍について、平成19年大法廷判決の較差よりも小さいにもかかわらずやはり違憲状態と評価している。このように、当審は、平成23年大法廷判決を契機として、従前よりも投票価値の較差の評価を厳しく行う姿勢に転じてきているといえよう。

## 2 投票価値の較差の評価が厳しくなった理由等

- (1) 憲法は、国民1人1人が選挙を通じて平等に国政に参与し得るという基本的権利の保障として、1人1票を予定していると解される（14条、15条等）。このことは、純理論的には、国政の選挙制度において、いわゆる各人の投票価値に差異が生じそれが最大2倍以上となるときには、実質的に他の倍以上の数の選挙権を与えたという評価が生ずることになり、上記の基本的権利の保障との観点からは避けるべき事態であるといえよう（昭和58年大法廷判決における中村治朗

裁判官の反対意見参照。もっとも、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、他の考慮要素と調和的に実現されるべきである点は留意が必要である。)。

(2) また、平成6年に衆議院議員選挙について小選挙区比例代表並立制が導入されるに際し、選挙区画を定める区画審設置法3条1項は、選挙区割りの改定案の作成の基準として、各選挙区間の人口の均衡を図り、人口における較差が2倍以上とならないことを基本とするべきことを規定しており、これは、各選挙区間の投票価値の較差が2倍以上となる事態は避けるべきものであるという認識を踏まえて立法的対応をしたものであって、全国民の民意を代表すべき国会自身が投票価値の平等の問題を重視したことの表れであろう(なお、同条2項の定める1人別枠方式については、同条1項の趣旨とは異なるが、その後削除された。)。

(3) さらに、有権者において、小選挙区における選挙行動(投票)を幾たびか経験することにより、自己の投票が対象となる候補者の当落に直結し、当該選挙区における当選議員がそれで全て決まることが明らかになることから、各人の投票の持つ意味、すなわち投票こそが国民としての国政への参加の証であるという参政権行使の現実的かつ憲法的な意味が実感されることになり、その結果、投票価値の平等の憲法上の重要性の認識が格段に広まってきたといえよう(近時、投票価値の平等やそれをめぐる訴訟に関連するマスコミ報道が大きく展開される傾向にあるのは、その表れであろう。)。

(4) 以上を踏まえて、更に次の点が指摘できよう。

民主主義国家の基本原理である代表民主制は、選挙により選ばれた議員が多数決原理により国の重要政策を決定するものであるところ、我が国において、近時、多くの価値観が鋭く対立する政策課題が増え、社会における利害状況が複雑化し、他方、社会や経済の流動化やグロ

ーバル化が進み、国際的な緊密化も進展する中で、どのように国民的意見を集約して国政を運営するかが深刻に問われる状況が出現しているが、これらは、国民各自の自覚的で明確な判断によるべきであるという主権者意識を強く生じさせるようになり、その結果、代表民主制の原理の持つ意味がますます重要性を増してきているといえよう。そのような状況において、政治の正統性、あるいは政府・内閣の政策活動の正統性が厳しく問われることとなってきている。すなわち、このような観点から、各議員が正しく国民の声を反映した選挙により選出されたのかどうかが国民の間で深刻に意識されるようになってきたのである。

なお、今日の我が国の社会的・政治的状況の下で、政治の正統性がより強く意識されてきているという点は、詳細は省くが、周知のとおり、米国連邦最高裁長官アール・ウォーレン (Earl Warren, 長官在位 1953年から69年) 時代に、*Baker v. Carr*, 369 U.S. 186 (1962) 等の一連の判決により、議員定数不均衡問題を初めて司法審査の対象に据え、平等原則を徹底する判例法理を確立していったという出来事があり、その背景事情として、当時、世界の超大国となった米国において、人種差別問題や投票価値の不均衡等の国家の重要課題について、政治部門が解決策を打ち出せないでいたという社会的・政治的状況があり、民主的統一国家としての正統性が揺らぎかねない事態に見舞われ、国民の間に、司法部の積極的な対応により正統性を確立すべしという声が高まっていたという歴史（この点を指摘するものとして、当職ほか2名による最高裁判所の司法研究報告書第43輯第1号「欧米諸国の憲法裁判制度について」66頁以下、126頁以下等参照）を、想起させるものである。

(5) もとより、投票価値の較差についての合憲性審査の判断基準は、数値で一義的に示すべきものではなく、他の考慮要素との総合判断で

あるが、今回、本件の多数意見が、最大較差2.129倍を違憲状態と判断したのは、平成19年大法廷判決がこれよりも大きな最大較差2.171倍を合憲状態とした当時と比べて、投票価値の平等に関する上記のような憲法的状況の変化、特に、政治の正統性への要求が高まってきたことを踏まえての判断であると考える。

(なお、参議院議員の選挙区選挙については、3年ごとに議員の半数が改選されるため定数の偶数配分が求められる等の憲法上の制約等があり、定数配分の際には、衆議院議員選挙制度ほどには人口比例原則が徹底できないのはやむを得ないところもあって、衆議院と同列には論じられない面がある。)

### 3 人口比例原則と地方（過疎地域）への配慮

(1) ところで、今日の我が国社会において、人口の地方から大都市への流入が続き、過疎対策との関係で地方の振興が課題になっており、そこでは、地方の過疎地域の実情を踏まえ、そこでの社会的、経済的、地域的な産業構造や振興策等の問題点を十分に認識し、地域振興のために何が必要なのか等について、それを国政に問題提起し、反映させる議員活動が重要であろう。そうであれば、そのことを十分になし得るのは地方の実情に詳しく、体験的にその状況を実感している地元の議員がふさわしいところ、人口比例原則だけで選挙区割り等を行えば、地方選出の議員の数が少数にとどまらざるを得ないことになるため、地方振興の観点からは、地方に対する配慮を実現できるような人口比例原則とは異なる理念に基づく選挙区割り策定の原則が必要であるとする見解も見られる。この見解は、現実の政治活動の場面を想定すれば、それなりに説得力を有するものであるが、ここで問われているのは、そのような人口比例原則に背馳する対応をとることにより生ずる較差の結果が、憲法の許容する程度に収まっているかどうかなのである。

(2) 我が国の憲法は、92条以下で、地方自治の原則を定めてはいるが、米国やドイツでの州のように、一定範囲の完全な地方分権を認めてはおらず、中央集権的な統治機構を採用している。

また、地方における政治的課題の解決のために地方の声を代弁する議員が必要であるとして、選挙区割りの際に人口比例原則を貫くことを疑問視する上記見解については、憲法上、国会議員は、地域の代表ではなく、全国民を代表して行動することが要請されており（43条1項、15条2項）、全国民の利益ではなく専ら地方固有の利益の実現を図るための議員活動というものを想定してはいない（我が国憲法は、米国の連邦憲法が上院議員選挙制度につき州の代表を選出するものとして人口比例原則とは異なる代表制を規定しているのと異なり、国会議員の選挙を地域（地方）代表制とする旨を規定してはいない。）。

(3) さらに、地方の利益、地方の振興、災害からの復興等という観点からみても、次のような指摘ができるよう。今日、社会、経済、文化的流動化、グローバル化が激しくなり、地方の問題が大都市の問題にも直接的な影響を及ぼす面が多くなり、現実にも、地方と大都市との間で利害が反するというよりも、相互の調整、協力により対処すべき問題がほとんどであり、地方の利益と大都市の利益とを区別してこれを対立的、二律背反的に評価すべき状況ではなくなってきた。すなわち、地方振興等の問題は、当該地域固有の利益ではなく、我が国全体の利益に直接繋がる問題でもあり、地方の農業、酪農、漁業、商業、工業等の産業構造の現状の評価、その振興策の緊急度ないし重要性、対応策をどう考えるか、政策の優先順位をどうするか等は、いまや全国的な観点で検討すべきテーマとなっている面が多く、持続的で安定した地方の発展のためには、大都市と地方との「役割分担」と「連携」の視点が極めて重要となってきているといえよう。

(4) 以上によれば、人口の少ない地方の実情を国政に届ける地方選

出議員の存在が重要であるとしても限度があり、今日の社会・経済の全国的な流動化が進み、情報化が飛躍的に向上した状況下では、投票価値の較差の評価において、憲法上の平等の観点から要請される人口比例原則に明らかに反する程度まで許容することの合理性は、説明できないところとなっている。

多数決原理により制定される我が国の各種政策の正統性に疑義を生じさせる余地は速やかに排除していくべきであろう。

#### 4 人口比例原則を踏まえた選挙制度の構築

(1) 上記のとおり、我が国の人団分布は、これまで「地方から大都市へ」という大きな移動の流れがあり、この傾向は、当分の間は変わらずに継続するものと推察される。そのため、現行選挙制度を前提とする限り、投票価値の較差は、今後も、必然的に拡大する傾向にあり、現状維持ないし縮小することは当面望めそうにない。

そうすると、平成25年改正法が、前記のとおり最大較差1.998倍となる改正措置を採ったが、上記の人口の地方から大都市へと流入が続く現状を見る限り、較差是正のための対応策としては、それが緊急措置としてであっても、程なく違憲状態とされる程度に拡大することは明らかであって（本件では、正にそのような状態が生じてしまっている。）、やはり弥縫策としての評価を免れないところであり、このような轍を再び踏まないような抜本的な改正措置が期待されるところである。

(2) そこで、上記のような我が国の人団変動の動向を踏まえると、較差の速やかな是正のためには、頻繁に選挙区割りを変更する改正法の制定を繰り返すのではなく（選挙区割りを変更する改正法の制定が過大の時間と労力を要することは周知のところである。）、人口の大都市への流入が続くことを前提に、人口変動に対応して、常時（少なくとも選挙時において）、較差が過大とならないよう選挙区割りがほぼ自

動的に変更・修正されるようなシステムの構築が望まれるところであり、そのような較差是正のシステムが制定されれば、今後、衆議院議員総選挙が行われるたびに、投票価値の較差の違憲性を理由に選挙の効力を争う選挙無効訴訟が提起されるという事態は、解消されることになり、そうなれば、司法部において、公職選挙法204条を借用適用して判例法理で創設した投票価値の較差を問題とする定数訴訟ないし選挙無効訴訟は、衆議院議員の選挙についてはその目的を達成し、役割を終えることにもなろう。

このような機能を有するシステムには、様々なものが考え得るところであり、人口比例原則が基本の理念・方式とされているのであれば、具体的な方策は、立法府の裁量により決せられるべきことは当然である。いずれにしろ、国会の速やかで適切な裁量権の行使を期待したい。

## 5 実効性のある司法部と立法府との相互作用

平成23年3月23日言渡しの平成23年大法廷判決以来、2度の衆議院議員選挙が施行され、また、その間に平成24年改正法及び平成25年改正法が制定、施行されてきたが、投票価値の較差についての十分な是正はされないまま、平成26年12月14日に、本件選挙が施行されており、1人別枠方式の残滓があり較差のは是正も十分とはいえない状態が今日まで約4年半も続いている。しかし、国会においては、利害が錯綜し、調整の容易でないテーマについて、多数意見が指摘するように、衆議院選挙制度に関する調査会が設置され、投票価値の較差の更なる縮小を可能にする制度の見直しを内容とする改正案が検討されるなど、当裁判所大法廷の判断を踏まえた制度の見直しについての検討が続けられており、司法部と立法府とのそれぞれの機能、役割を踏まえた緊張感を伴う相互作用が行われているといえよう。国家機構の基本となる選挙制度の大改革を目指し、両者の間で、いわば実効性のあるキャッチボールが続いている状況にあり、司法部として

は、選挙を無効とする等の対応を探るのではなく、この相互作用が早期に実りある成果を生むようにしっかりと見守っていくことが求められるところであろう。

裁判官櫻井龍子、同池上政幸の意見は、次のとおりである。

私たちは、結論において、多数意見に同調するものであるが、本件選挙当時、本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたということはできないと考える点において、多数意見と見解を異にするので、次のとおり意見を述べる。

1 これまでの累次の大法廷判決や多数意見が示しているとおり、憲法は、投票価値の平等を要求しているが、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されており、国会が小選挙区選挙の選挙区を定めるに当たっては、市町村その他の行政区画を基礎にして、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。衆議院小選挙区選出議員の選挙の区割規定の憲法適合性は、これらの要請や諸事情を考慮した上でなお、国会に与えられた立法の裁量権の行使として合理性を有するか否かによって判断されることになるものと考えられる。

2(1) 本件選挙における選挙区割りを定めた平成24年改正法及び平成25年改正法が成立し、施行された経緯及びその内容は多数意見に述べられているとおりであるが、その趣旨は、平成23年大法廷判決が、いわゆる1人別枠方式及びそれに基づく選挙区間の選挙人数の最大較差（以下「選挙人比最大較差」という。）2.304倍を違憲状態とし、できるだけ速やかな1人別枠方式の廃止及び区割規定の改正という立法措置にまで言及したことに応えるため、同方式を廃止した

上で、違憲状態を緊急に是正し、選挙区間の人口の最大較差（以下「人口比最大較差」という。）を2倍未満とするために、特例として、都道府県別の定数（選挙区数）を0増5減し、必要最小限の選挙区割りの改定（17都県42選挙区を37選挙区に改定）を行ったものである。

平成25年大法廷判決は、この両改正法により、旧区画審設置法3条2項の規定が削除された上、「平成22年国勢調査の結果に基づく選挙区間の人口較差を2倍未満に抑える選挙区割りの改定が実現された」として、「平成23年大法廷判決を受けて、立法府における是正のための取組が行われ、本件選挙前の時点において是正の実現に向けた一定の前進と評価し得る法改正が成立に至っていた」との肯定的評価を示すとともに、「新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備については、今回のような漸次的な見直しを重ねることによってこれを実現していくことも、国会の裁量に係る現実的な選択として許容されているところと解される。」と判示している。すなわち、平成25年大法廷判決は、両改正法による旧区画審設置法3条2項の削除と違憲状態を緊急に是正するための特例として0増5減を基にした選挙区割りの改定により、違憲状態が当面は解消されるとの評価を前提にしているものと考えられ、今後も漸次的改正を積み重ねることによって、新区画審設置法3条の定める基準による憲法の投票価値の平等の更なる実現を図っていくことを許容したものと解される。

このことは、平成25年大法廷判決が、「今後の国勢調査の結果に従って同条（新区画審設置法3条）に基づく各都道府県への定数の再配分とこれを踏まえた選挙区割りの改定を行うべき時期が到来することも避けられないところである。」として、本件区割規定について、平成23年大法廷判決のように憲法の投票価値の平等の要求に反するものとして速やかな是正を求めるものではなく、今後の国勢調査の結果に従い、区画審による勧告を基に改正することを求める趣旨の判示をし

ているところからも明らかである。

(2) 本来なら、旧区画審設置法3条2項が削除された以上、全ての都道府県について、改めて新区割基準に基づいて定数の配分がなされた上、各都道府県内の選挙区割りについても、同基準により区割りされるのが立法政策の望ましい在り方というべきである。しかし、全ての都道府県について新たに新区割基準による定数配分を行い、その上で、300近くの全ての選挙区における区割りを見直すことは、選挙制度の新設にも等しい2段階の膨大な立法作業を要するだけでなく、これまでの立法の経過等に照らせば、国会の合意の形成も容易なものではないといわざるを得ない。また、衆議院議員の任期は4年とされているものの、衆議院には解散の制度があり、次期総選挙がいつ行われるかを予測することができないことからすれば、過去2回の総選挙と同様に次期総選挙が平成23年大法廷判決で指摘された違憲状態の下で行われることを避けるため、新区割基準によらずに人口比最大較差を2倍未満とするための特例として緊急の立法措置を探ることが求められていたものということができる。

選挙制度の整備は、漸次の見直しを重ねることによって実現していくことも国会の裁量によるものとして許容されるものであるところ、両改正法により緊急是正策の特例として定められた上記0増5減を基にした本件選挙区割り（人口比最大較差1.998倍。較差2倍を超える選挙区はない。）は、その後の人口変動により同較差が2倍を僅かに超えることが予見されるものであったとしても、衆議院に解散制度があり、いつ次期総選挙が行われるか予想できることや両改正法の趣旨及び成立までの経緯等に照らすと、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を当面是正するものとして国会の立法権行使の在り方として現実的な選択であり、合理的な裁量の範囲内にあるものと考えられる。

もとより、その立法裁量の合理性については、おのずから時間的限界があるが、平成25年大法廷判決は、今後の国勢調査の結果に従って、新区割基準に基づく各都道府県の定数の再配分とこれを踏まえた区画審の勧告による選挙区割りの改定が行われることを想定しているものと解されるところ、ここにいう「今後の国勢調査」のうち直近のものとしては、その判旨に照らすと、統計法5条2項ただし書による中間調査ではあるが、平成27年10月実施の国勢調査（同28年2月に人口速報集計の結果が公表予定）を指すものと解される。また、衆議院の議院運営委員会が「衆議院選挙制度に関する調査会」を設置した際に、当時の現職議員の任期（平成28年12月）を念頭に置いて、立法期間や周知期間を考え答申するよう求めているのも、このような同大法廷判決の理解の上に立って、同任期中に上記国勢調査の結果を踏まえた新区割基準に基づく都道府県に対する定数の再配分と選挙区割りを立法し、施行するとの方針を表明していたものと評価することができる。こうしてみると、これらの時期が到来していない平成26年12月の本件選挙当時においては、いまだ本件選挙区割りについての立法裁量の合理性は失われてはいなかつたものと考えられる。

3(1) これに対して、多数意見は、本件区割規定の下においても、0増5減の対象となった5県以外の都道府県においては、旧区割基準に基づいて配分された定数が見直しを経ておらず、旧区画審設置法3条2項が削除された後の新区割基準に基づいた定数の再配分が行われていないことから、いまだ多くの都道府県において、そのような再配分が行われた場合に配分されるべき定数とは異なる定数が配分されている旨を指摘する。その上で、それが本件選挙時における選挙人比最大較差が2.129倍に達し、較差2倍以上の選挙区も13選挙区存在していたことの主な要因であるとし、このような投票価値の較差が生じたことが、全体として新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制

度の整備が実現されていたとはいえないことの表れというべきである旨を指摘して、本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反するものであったとの判断を示している。

(2)ア しかしながら、平成23年大法廷判決が、旧区画審設置法3条2項に定められた定数配分方式の不合理性を指摘したのは、それが都道府県間の投票価値の不平等を殊更に創出し、その結果として、選挙区間における2倍を優に超える投票価値の較差を生じさせる主要な原因になっていたことによるものである。

そこで、平成24年改正法による各都道府県に対する定数配分を見ると、人口が最も少ない鳥取県（定数2）よりも議員1人当たりの人口が少ない5県の選挙区数を3から2に減少させるにとどまり、他の42都道府県においては、旧区画審設置法3条2項による定数配分が維持されているのは多数意見の指摘するとおりである。しかし、平成22年国勢調査を基に、人口最少の鳥取県（定数2）と人口最大の東京都（定数25）との議員1人当たりの人口を計算すると、その較差は1.788倍であり、これを本件選挙時における選挙人数最少選挙区の属する宮城県（定数6）と同最大選挙区の属する東京都との間で比較すると1.345倍である。また、本件選挙時における鳥取県と東京都との議員1人当たりの選挙人数で比較しても、その較差は1.820倍であり、これを宮城県と東京都の間で比較すると1.367倍であって、都道府県間の定数較差は、いずれも2倍を相当程度下回っている。念のため、多数意見が、本件選挙当日において東京都第1区の選挙人数が2倍以上となっていたとして指摘する12選挙区の属する10県のうち、上述した鳥取、宮城の両県を除く8県（福島、長崎、鹿児島、三重、青森、長野、栃木及び香川の各県）についてみても、平成22年国勢調査による人口比較で1.223倍（長野県）ないし1.586倍（香川県）、本件選挙時における選挙人数比較で1.

248倍（長野県）ないし1.588倍（香川県）である。

したがって、少なくとも本件選挙区割りに関しては、上記0増5減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県について新区割基準に基づいた定数の再配分が行われていないからといって、そのことが多数意見のいうような選挙人比最大較差が2倍を超えた主な要因ということはできないもので、そのこと自体が国会による立法裁量権の行使として憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあるということはできない。

イ 次に、本件選挙当日における選挙人比最大較差が最少の宮城県第5区と最大の東京都第1区との間で、2.129倍であったことが問題となる。

しかしながら、宮城県第5区は、平成22年（10月1日現在）の国勢調査から本件選挙（平成26年12月14日）までの間に東日本大震災があり、大津波による被害が甚大であった石巻市、東松島市等を含む選挙区であるため、これによる大きな人口減少があったことが明らかである。また、次に選挙人数が少ない福島県第4区についても、同選挙区内の会津若松市等が同大震災の影響を受け、農業、観光産業等の不振等による予想外の人口減があった蓋然性を否定することはできない。したがって、これらの特別の事情のあったと見られる選挙区を基準として選挙人比最大較差を算出するのは相当でないというべきである。むしろ、本件選挙時における同較差を算出する基準とすべき選挙区としては、平成24年改正の際に人口最少県であった鳥取県に着目すべきであり、平成25年改正法において同県の二つの選挙区の人口の平準化を図り、その人口の少ない方の選挙区を基準として、17都県42選挙区について選挙区間の人口較差を2倍未満とするための本件選挙区割りが改定された経緯にも照らし、本件選挙時において、上記の特別の事情がなく最少選挙区から3番目に選挙人数が少ない鳥

取県第1区を基準として、選挙人最大選挙区の東京都第1区とを比較するのが最も妥当な方法であると考えられる。

そこで、鳥取県第1区と東京都第1区との間で比較すると、本件選挙時における選挙人比最大較差は、2.067倍であり、2倍を僅かに超える較差にとどまっている。また、同較差が2倍を上回るのは5選挙区だけである。

もともと、国勢調査の結果に基づく新たな選挙区割りは、区画審の調査審議、勧告を受けて、改定法案が国会に提出され、国会での審議を経て法律として成立し、公布、施行されることが必要であり、それまでには相当の時間をする上、その後、次回の選挙区割りの改定までにかなりの時間的間隔があり、こうした経過の中で選挙区間の人口の較差が2倍を僅かに超えることは、選挙区割りの継続性、安定性の要請から法が許容するところであり、憲法の要求する投票価値の平等の要求に反するものであるとまではいえない。

そうすると、本件区割規定の基礎となった平成22年国勢調査の調査時から4年2か月余りが経過した本件選挙時において、選挙人比最大較差は、鳥取県第1区を基準とすれば2.067倍と2倍を僅かに超える程度にとどまっていたもので、前記2(1)及び(2)の緊急是正策として、国会の合理的な立法裁量の範囲内における現実的な選択として定められた本件選挙区割りについて、その較差が立法裁量の合理性を失わせる程度に至っていたと解することはできない。

4 以上に述べたところによれば、国会が具体的な選挙区割りを定めるに当たって考慮することが許される諸事情のほか、本件区割規定が次期総選挙を違憲状態のまま行うことのないよう緊急に人口比最大較差を2倍未満に是正するための特例として、都道府県別定数を0増え5減するにとどめ、これに基づき必要最小限の選挙区割りのみを見直したことは、国会の合理的な立法裁量の現実的な行使として許容され

るものであり、少なくとも本件選挙時においては、いまだその立法裁量の合理性は失われていなかつたこと、上記①増5減の対象となつた5県を除く都道府県について定数の見直しや再配分がなされなかつたことが、本件選挙時における選挙人比最大較差が拡大し、2倍を僅かに超えたことの主な要因であるとはいえないこと等の事情を総合的に考慮すると、本件区割規定は、国会に与えられた裁量権の行使の合理的な範囲内にあるというべきであつて、本件選挙当時、本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至つていたということはできない。

5 私たちも、多数意見が、衆議院に設置された衆議院選挙制度に関する調査会において行われている投票価値の較差の更なる縮小を可能にする制度の見直しを内容とする具体的な改正案の検討と集約が早急に進められ、新区画審設置法3条の趣旨に沿つた選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があると述べていることには賛同する。

加えて、選挙区間の投票価値の最大較差が拡大する要因としては、区画審が定めた「区割りの改正案の作成方針」（平成13年9月）において、都道府県内の区割り基準について、「各選挙区の人口は、当該都道府県の議員1人当たり人口の2/3から4/3までとする」との原則や「市（指定都市にあっては行政区）区町村の区域は分割しない」との原則が定められていたことによるところが大きいといえる。実際には、後者についてかなりの例外を認めてきているとはいえ、いまだ同一都道府県内での選挙区間人口の平準化を妨げ、較差を生ぜしめる主要因になっていることは明らかであり、地方自治体の議会の議員の選挙とは異なり、全国民を代表すべき国會議員を選出するための選挙区割りであることを踏まえると、区画審においては、こうした基準を見直し、憲法の投票価値の平等の要求をより一層実現するよう希望し

ておきたい。

裁判官大橋正春の反対意見は、次のとおりである。

私は、多数意見と異なり、平成23年大法廷判決において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているとされた旧選挙区割りは本件選挙区割りによっても違憲状態が解消されることにはならず、したがって憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたもので、本件選挙区割りは憲法の規定に違反すると考えるものであり、また本件では事情判決の法理を適用すべき事情はなく、本件選挙区割りに基づいてなされた本件選挙は本判決確定後6か月経過の後に無効とするのが相当であると考える。

1 いわゆる合理的期間の法理に関する私の理解は、平成25年大法廷判決における私の反対意見1項に述べたとおりであり、これを引用する。

2 国会は、遅くとも平成23年大法廷判決の言渡しによって旧選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていると認識し得たのであり、合理的期間の始期は遅くても言渡しがされた平成23年3月23日ということになる。

ところで、平成25年大法廷判決は、本件選挙区割りについて、「上記0増5減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県については、本件旧区割基準に基づいて配分された定数がそのまま維持されており、平成22年国勢調査の結果を基に1人別枠方式の廃止後の本件新区割基準に基づく定数の再配分が行われているわけではなく、全体として新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備が十分に実現されているとはいえず、そのため、今後の人口変動により再び較差が2倍以上の選挙区が出現し増加する蓋然性が高いと想定されるなど、1人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されているとはいえない。」と判示した。そして、同判決が想定したように、本件選

挙当時における選挙区間の投票価値の最大較差は2.129倍となっており、憲法の平等価値の原則に反する状態になっていることは多数意見の指摘するとおりであるから、平成23年大法廷判決が指摘した違憲状態は、現在でもいまだ解消されていないことになる。

平成23年3月23日から本件選挙施行日である平成26年12月14日まで3年8か月が経過しており、国会に認められた選挙制度の構築についての広範な裁量権や議員間で利害が激しく対立する選挙区割りの改正の困難性を考慮しても、3年8か月は国会が旧選挙区割りを憲法上の平等価値の原則に適合するものに改正するのには十分な期間である。したがって、本件では憲法上要求される合理的期間を超過したものといわざるを得ない。

また、平成24年改正法及び平成25年改正法の成立により本件選挙区割りを制定したことを、漸次的な見直しが行われたとして、合理的な期間の判断に当たって考慮することは相当でないと考える。本件選挙区割りの性格については平成25年大法廷判決の指摘するとおりであり、平成22年当時の国勢調査に基づく選挙区間の人口比較差こそ1.998倍と僅かに2倍を下回るものであったが、その後の人口動向から次の選挙時にはこれが2倍を超えることは相当の確度で予想されていたことであり、現に本件選挙当日における選挙人の最大較差は2倍を超えるものとなっている。したがって、平成24年改正法及び平成25年改正法は、問題の根本的解決に向けての立法府の真摯な努力を前提にした上での当面の是正策であると評価することはできず、合理的期間の経過の判断に際して考慮すべきものではない。

また、本件選挙後の国会における是正の実現に向けた取組については、今まで具体的な成果を上げているものでなく、今までに既に4年8か月も経過していることを考慮すれば、合理的な期間が経過しているとの上記の判断を左右するものではない。

3 本件選挙区割りが違憲であるとした場合には、いわゆる事情判決の法理の適用が問題となる。合理的期間の法理が、選挙制度の仕組みの決定について認められている国会の広範な裁量権を尊重するという司法権と立法権の関係に関わるものであるのに対し、いわゆる事情判決の法理は、行政事件訴訟法の規定に含まれる法の一般原則に基づくものと理解されているが、これはまた違憲判決の効果の範囲・内容を定めるについて裁判所の有する裁量権（最高裁平成24年（ク）第984号、第985号同25年9月4日大法廷決定・民集67巻6号1320頁参照）の表れの一つでもある。殊に、定数配分規定や選挙区割りの違憲を理由とする選挙無効訴訟は、公職選挙法204条の選挙の効力に関する訴訟の形式を借りて新たな憲法訴訟の方式を当審が創設したという実質を有するものであり（最高裁昭和59年（行ツ）第339号同60年7月17日大法廷判決・民集39巻5号1100頁の裁判官寺田治郎、同木下忠良、同伊藤正己、同矢口洪一の補足意見（以下「昭和60年大法廷判決の共同補足意見」という。）参照）、その効果を定めるについて裁判所の裁量を認める余地は大きいということができよう。勿論、憲法上保障される個人の基本的権利の侵害が問題になっている場合には、違憲の効力を制限することには慎重であるべきだが、本件はいわゆる客観訴訟でありそのような問題は生じない。

上記のように考えた場合には、裁判所は、昭和51年大法廷判決のいう違法であることを判示するにとどめて選挙自体は無効としないことや、昭和60年大法廷判決の共同補足意見のいう選挙を無効とするがその効果は一定期間経過後に初めて発生するものとすることが可能である。

平成23年大法廷判決から現在まで既に4年8か月が経過しているにもかかわらず国会による是正措置は実現されていないのであり、選

挙人の基本的人権である選挙権の制約及びそれに伴って生じている民主的政治過程のゆがみは重大といわざるを得ず、また、立法府による憲法尊重擁護義務の不履行や違憲立法審査権の軽視も著しいものであることに鑑みれば、本件は事情判決により選挙の違法を宣言するのにとどめるべき事案とはいえない。

他方において、選挙無効の効力を直ちに生じさせることによる混乱を回避することは必要であり、本件選挙は本判決確定後6か月経過の後に無効とすることが相当である。

投票価値の較差の是正が困難であるのは、選挙制度構築の技術性や専門性に由来するものと利害関係の対立、特に直接の利害関係人である現職議員間の利害対立によるものと考えられるが、国会はこれまで何度もわたり衆議院議員総選挙の小選挙区選挙に関する定数是正を検討するための審議会等の組織を設置し検討を加えてきたのであるから、技術的・専門的な知識・経験を蓄積してきたものと考えられ、技術性・専門性が是正措置実現の大きな障害であるとは考え難く、主たる原因は現職議員間の利害対立にあるものと考えられる。しかしながら、本件は裁判所が違憲状態にあるとした本件選挙区割りのは正に関わるのであるから、憲法尊重義務を負う個々の議員だけでなく立法府として速やかにこれを是正する法的義務を負っているものといわなければならない。そもそも利害関係を調整して必要な決定を行うのが立法府の役割である以上、利害対立を理由に決定を避けることは許されない。

本件では全選挙区について訴訟が提起されており、平成25年大法廷判決の私の反対意見が指摘した問題は生じない。立法府による本件選挙区割りのは正のための検討作業を前提にすれば、本判決確定後6か月以内に是正措置を探ることを求めるのは不可能を強いるものとはいえない。そして、6か月以内に是正措置が採られた場合には、特別

法による選挙か衆議院を解散した上での通常選挙によるか等の具体的な方法についての選択肢はあるものの、憲法14条に適合する新たな選挙区割りに基づいた選挙をすることで本件選挙を無効とすることによる混乱は回避することが可能である。

裁判官鬼丸かおるの反対意見は、次のとおりである。

私は、多数意見とは異なり、本件選挙時の選挙規定は憲法に違反するに至っており、本件選挙についてその違法を宣言することが相当であると考える。以下にその理由を述べる。

### 1 本件区割規定及びこれに基づく本件選挙区割りの憲法適合性について

(1) 衆議院議員の選挙における投票価値の較差の問題については、多数意見の3(3)アに記載されている判断方法が従前より採用されており、私もこの判断の枠組みは相当であると考えるので、この判断枠組みに従い検討を進める。

(2) 憲法適合性を判断する基本となる投票価値の平等に関する私の考え方は、平成25年大法廷判決において意見を述べたとおりであるが、概要は次のとおりである。

私は、衆議院議員の選挙における国民の投票価値につき、憲法は、できる限り1対1に近い平等を基本的に保障しているものと考える。

その理由は、両議院議員は、日本国憲法の前文、13条、14条1項、15条1項、44条ただし書に規定されているとおり社会的身分等により差別されることのない主権者たる国民から負託を受けて国政を行うものであり、正当な選挙により選出されることが憲法上要請されていると解されるところにある。特に衆議院議員を選出する権利は、選挙人が当該選挙施行時における国政に関する自己の意見を主張するほぼ唯一の機会であって、国民主権を実現するための国民の最も重要な権利であるが、投票価値に不平等が存在すると認識されるときは、

選挙結果が国民の意見を適正に反映しているとの評価が困難になるのであって、衆議院議員が国民を代表して国政を行い、民主主義を実現するとはいい難くなるものである。以上の理由により、憲法は、衆議院議員選挙について、国民の投票価値をできる限り 1 対 1 に近い平等なものとすることを基本的に保障しているというべきである。

ところで憲法は、両議院議員の定数、選挙区や投票の方法等その他の両議院議員の選挙に関する事項を法律で定めると規定している（43条2項、44条、47条）のであるから、国会が上記事項を決定するに当たり立法裁量権を有することは予定されているところであるが、私は、国会が立法裁量権を行使して両議院議員選挙制度の内容を具体的に決定するに当たっては、憲法の保障する投票価値の平等を最大限尊重し、その較差の最小化を図ることが要請されていると考える。しかし、国会が配慮を尽くしても、人口異動による選挙人の基礎人口の変化や行政区画の変更といった社会的な事情及びその変動に伴ういわば技術的に不可避ともいるべき較差等が生ずることは避け難く、このような較差は許容せざるを得ないものである。したがって、投票価値の較差については、それが生ずる理由を明らかにした上で、当該理由を投票価値の平等と比較衡量してその適否を検証すべきものであると考える。

(3) 平成23年大法廷判決を受けて、国会は、いわゆる0増5減等を内容とする平成24年改正法及びこれを前提とする平成25年改正法を成立させ、選挙区割りを改めたが、この改定は、選挙区間の人口の較差が最大2倍未満となることを目的としたものであって、できる限り1人1票に近い平等を保障するものではなかった。このため、本件選挙時の最大較差は、予測されていたとおり2倍を超えることになったものである。上記の投票価値の平等に関する私の考え方からすれば、選挙区間の人口較差を2倍以内とすることに終始した本件選挙区

割りは、憲法の要求する1人1票に近い投票価値の平等に反するものであるといわざるを得ない。

多数意見は、理由は異なるものの、本件選挙区割りはなお憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものといわざるを得ないとしており、多数意見の本件選挙区割りの合憲性に関する意見の結論部分については、私も賛同するものである。

## 2 憲法の要求する合理的期間内における是正について

(1) 次に、本件選挙までに投票価値の平等の要求に反する状態について、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかつたか否かを検討する。

なお、合理的期間の始期については、私も、多数意見の3(3)イに述べられているとおり、平成23年大法廷判決の言渡しがされた日である平成23年3月23日であると考える。

(2) 平成25年大法廷判決の多数意見は、3(3)において、「憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている旨の司法の判断があれば国会はこれを受けて是正を行う責務を負う」と述べ、国会に是正の責務があることを前提にして、さらに、「単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点から評価すべきものと解される」として、合理的期間の経過の有無の判断に当たって考慮すべき事項を明確にした。そして、結論としては、この問題への対応や合意の形成に困難が伴うことを踏まえ、憲法上要求される合理的期間を超過したものとは断ずることができないとしたのである。

本判決の多数意見も、平成25年大法廷判決と同様に、この問題へ

の対応や合意の形成には様々な困難が伴うのであり、国会において是正実現に向けた取組が平成25年大法廷判決の趣旨を踏まえた方向で進められていたことから、憲法上要求される合理的期間内に是正されなかつたと断ずることはできないとした。

(3) しかし、私は多数意見に賛同することができない。

国会が平成23年3月23日に投票価値の平等に反する状態にあることを認識し得てから本件選挙までの間に、3年8か月が経過した。これは、衆議院議員の1期分の任期にほぼ等しい期間である。その一方で、同日以降に衆議院において少なからぬ法案が可決されてきた状況に照らすと、期間の長短のみならず是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の考慮事項を総合考慮しても、国会が司法の判断の趣旨を踏まえて適切に衆議院議員の定数配分や選挙区割りのは正に取り組んだならば、上記期間内に、憲法の投票価値の平等の要求するところに沿った定数配分や選挙区割りのは正を行うことは可能であったろうと考えるものである。

衆議院議員の定数配分や選挙区割りの見直しについては、種々の論議があることは容易に想定できることであり、また国会内の合意を得て見直しができるのであれば、それが最も望ましいことであるについては、私も何ら疑念を持つものではない。けれども、どのような法案であっても問題への対応や合意形成に困難がないということは少ないものであり、また全ての法案が国会の合意形成を得て成立するものではないことはいうまでもない。国会は、国民を代表する両議院の議員が論議を交わし一定期間論議した後に多数決の原理に従って議決し立法に至るという代表民主制を具現する場である。衆議院議員の定数配分の見直しや選挙区割りの改革等に関する事項に関しては国会の合意形成を要するとする憲法上の要求はないのであるから、他の立法と

異なる取扱いをすることは相当ではないと考える。

一方、当裁判所の大法廷判決において既に2度にわたって、衆議院小選挙区選挙における投票価値の較差は憲法の要求に違反する状態であることを指摘され、これらの判決には国会が是正の責務を負う旨判示されていることに照らせば、是正は国会の急務であって、立法裁量権に配慮しても、合理的期間を緩やかに解することは許されるべきではないであろうと考える。

以上のことから、憲法の予定している立法権と司法権の関係を考慮してもなお、本件選挙時には既に憲法上要求される合理的期間を徒過したものというべきである。

### 3 本件選挙の効力について

(1) 本件選挙における各選挙区の中には、議員1人当たりの人口の較差に開きが存在するが、本件選挙区割りはその性質上不可分であるから、憲法に違反する投票価値の較差を生じている選挙区のみではなく、本件区割規定ないし本件選挙区割りが全体として、本件選挙当时において、憲法の要請する投票価値の平等に反していたものであり、違法であったというべきである。そこで本件選挙全部の効力が問題となるところ、選挙を無効と認めるべきか否かについては検討を要するところである。

(2) 本件選挙を全部無効とした場合には、本件選挙により選出された衆議院の小選挙区選出議員全員の当選の効力が失われることになる。しかし、衆議院には、小選挙区選出議員のほかに比例代表選出議員180人が存在するのであるから、比例代表選出議員のみによっても憲法56条の定足数を満たすことができるのであって、定足数等の人数のみに着目すれば、衆議院の機能が直ちに失われることにはならないと考えることができよう。そして、民主主義の根幹である国民の投票価値の平等を尊重した是正が行われず、衆議院議員が国民を代表して

国政を行い民主主義を実現しているとはいひ難い状況で立法作業が継続されるという事態を一応回避できるといえよう。そうであれば、選挙は、判決と同時あるいは将来に向かって無効とするという結論を探ることもあり得るところである。

(3) しかしながら、小選挙区選出議員全員の当選が無効となった場合に、比例代表選出議員のみによって衆議院の活動が行われるという事態は、衆議院議員の小選挙区比例代表並立制度を定めた公職選挙法も、また衆議院議員選出のために投票した国民も予定しなかった事態であり、予期しない不都合や弊害がもたらされるおそれがあることを否定することはできない。国民は、本件選挙時に、小選挙区選出と比例代表選出の2選出方法による議員を選出することを前提とした投票行為を行っているのであるから、比例代表選出議員のみによって衆議院の活動が行われ、定数配分や選挙区割りが定められる等という状況の出現は、一時的なものにせよ、選挙時には想定していなかったものであり、そのような事態は、国民の負託に沿わないおそれが高いといわねばならない。

そして、多数意見が指摘するどおり、国会においては引き続き選挙制度の見直しが行われ、衆議院に設置された検討機関において投票価値の較差の更なる縮小を可能にする制度を内容とする具体的な改正案等の検討が行われていること等を総合考慮すると、事情判決の制度の基礎に存する一般的な法の基本原則を適用して、本件選挙が違法であることを主文において宣言することが相当であると考えるものである。

裁判官木内道祥の反対意見は、次のとおりである。

### 1 本件規定の憲法適合性

私の意見は、本件区割規定及び本件選挙区割りは、平成25年改正後の平成24年改正法によるものであるが、定数削減の対象外の都道府県には旧区割基準による定数が配分されており、全体として新区画

審設置法 3 条の趣旨に沿った選挙制度の整備を実現したものといえず、本件選挙区割りはなお憲法の投票価値の平等の要求に反する状態（以下、違憲状態ともいう）にあったというものであり、この点は多数意見と同じである。

## 2 合理的期間内の是正

憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたか否かについては、是正がされなかつたとはいえないとする多数意見に賛成することはできない。

国会が憲法上要求される合理的期間内における是正がされたか否かの判定は、国会が立法府として合理的に行動することを前提として行われるべきであり、既に平成 23 年大法廷判決において、違憲状態の主要な原因である 1 人別枠方式の廃止と新基準による選挙区割規定の改正という、行うべき改正の方向が示されており、改正の内容についての裁量権はこの範囲に限定されている。司法権と立法権の関係に由来するとされる事項は、事情判決の法理を適用すべきか否かの段階で考慮すべきことであり、合理的期間内の是正の有無の判定について考慮すべきではない。また、定数配分の見直しにそれ以外の政策課題が併せて議論されているというような実際の政策問題も、合理的期間内の是正の有無の判定について考慮すべきではない（平成 25 年大法廷判決の私の反対意見参照）。

合理的期間の起算点が平成 23 年大法廷判決の言渡しがされた時点であり、本件選挙施行までの期間が 3 年 9 か月弱となる（この点は多数意見も同じである）ところ、平成 23 年大法廷判決、平成 25 年大法廷判決が憲法上の要求とした投票価値の平等の実現を阻害する 1 人別枠方式という要因の解消は、平成 25 年改正後の平成 24 年改正法による本件選挙区割りにおいても実現していない（このことは、既に、平成 25 年大法廷判決が示している）のであるから、本件選挙施行時

点までは是正がなされなかつたことが、合理的期間を徒過したものであることは明らかである。

したがつて、本件区割規定は、違憲の瑕疵を帯びるものである。

### 3 選挙の効力について

#### (1) 選挙無効の判決があり得るのかとの危惧

投票価値の平等を害することを理由とする選挙無効請求訴訟についてなされた当審大法廷判決は、参議院議員通常選挙についての昭和39年2月5日のものを最初とし、18回なされている。この中で、いわゆる事情判決の法理が適用されたものは、昭和51年4月14日大法廷判決と昭和60年7月17日大法廷判決の2回であり、それ以外の大法廷判決の多数意見は、定数配分又は選挙区割り規定が違憲とされた場合の選挙の効力という問題については言及していない。しかし、①定数配分又は選挙区割りが違憲状態に至つてゐるか否か、②その場合に、憲法上要求される合理的期間内における是正がなされなかつたとして定数配分規定又は選挙区割規定が違憲となつてゐるか否か、③その場合に、選挙を無効とすることなく違法を宣言するにとどめるか否かという3段階の判断枠組みが採られる中で、③の選挙を無効とするか否かは、この種の訴訟において、最も重みのある問題として意識され、その問題を念頭に、前段階の判断もなされてきたと思われる。

従来の大法廷判決の個別意見には、選挙の効力（選挙を無効とすべきか否か）について言及するものが少なからず存在する。

選挙の効力について、違憲とする場合常にいわゆる事情判決の法理を適用せざるを得ないとの意見（横井大三裁判官、昭和58年11月7日大法廷判決）、定数訴訟は、議員定数配分規定の違憲を宣言する訴訟として運用し、無効とはしないとの意見（園部逸夫裁判官、平成5年1月20日大法廷判決など）もあるが、いわゆる事情判決の法理を適用した昭和51年4月14日大法廷判決の多数意見の趣旨は「この

種の選挙訴訟においては常に被侵害利益の回復よりも当該選挙の効力を維持すべき利益ないし必要性が優越するとしているわけではなく、具体的な事情のいかんによっては、衡量の結果が逆になり、当該選挙を無効とする判決がされる可能性が存することは、当然にこれを認めている」（中村治郎裁判官、昭和58年11月7日大法廷判決）と理解されるべきであり、それを前提として、昭和60年7月17日大法廷判決が、再び、いわゆる事情判決の法理の適用を行ったものと解される。

他方、選挙を無効とすることがあり得るといいつつ、実際には選挙を無効とすることはないと危惧を抱く意見が個別意見において幾つも述べられている。「将来を約束する言葉の響きを与えるながら、期待をふみにじる」結果になり、かえって国民の司法に対する信頼を裏切ることにならないかを、私は危惧する」（斎藤朔郎裁判官、昭和39年2月5日大法廷判決）、「違憲の議員定数配分規定により選挙が繰り返し行われ、裁判所がこれに対しその都度、事情判決的処理をもって応対するということになれば、それは正に裁判所による違憲事実の追認という事態を招く結果となることであって、裁判所の採るべき途ではない」（谷口正孝裁判官、昭和60年7月17日大法廷判決）「最高裁判所が…議員定数配分規定を全体として違憲と判断しながら、結論においては事情判決的処理に終始することがあれば、ひいては主権者である国民の有する選挙における平等の権利の侵害が放置されることになりはしないであろうか」（木崎良平裁判官、平成5年1月20日大法廷判決）などのとおりである。

ここで懸念されているように、選挙区割規定が違憲であるにもかかわらず、選挙が繰り返し行われるような場合に、裁判所は違法を宣言するのみで選挙を無効としない判決をただ繰り返すに終始することはできない。また、是正をなすべき合理的期間の幅を広げることにも自ずと限界がある。「選挙を無効とする結果余儀なくされる不都合」（昭

和60年7月17日大法廷判決)をできるだけ少ないものとし、選挙権の侵害を回復する方途を求める必要があるのである。

## (2) 一部の選挙区の選挙無効

私は、平成25年大法廷判決の反対意見において「一般に、どの範囲で選挙を無効とするかは、前述のように、憲法によって司法権に委ねられた範囲内において裁判所が定めることができると考えられるのであるから、従来の判例に従って、区割規定が違憲とされるのは選挙区ごとではなく全体についてであると解しても、裁判所が選挙を無効とするか否かの判断をその侵害の程度やその回復の必要性等に応じた裁量的なものと捉えれば、訴訟の対象とされたすべての選挙区の選挙を無効とするのではなく、裁判所が選挙を無効とする選挙区をその中で投票価値平等の侵害のごく著しいものに限定し、衆議院としての機能が不全となる事態を回避することは可能であると解すべきである。」と述べた。

そして、平成26年11月26日大法廷判決の私の反対意見において「各選挙区における選挙人各人の投票価値平等の侵害の程度を考えると、選挙人としての権利の侵害の最も大きな選挙区は議員一人当たりの選挙人数の最も多い選挙区である。しかし、その選挙区の選挙を無効とした場合、投票価値の較差を是正する公職選挙法の改正が行われて再度の選挙が行われない限り、その選挙区の選挙人が選出する議員はゼロとなる。これでは、選挙を無効とすることが、当該選挙区の選挙人が被っている権利侵害を回復することにはならない。法改正により較差が是正されれば、選挙人の投票価値平等の侵害は解消されるのであるから、選挙を無効とする選挙区の選定に当たって考慮すべきは、法改正による較差の是正までの間の選挙人の権利侵害である。このような観点からすると、議員一人当たりの選挙人数が多いことによる選挙人の権利侵害は、その選挙人数の絶対数の問題ではなく、より

選挙人数の少ない他の選挙区の選挙人との比較の問題であるから、議員一人当たりの選挙人数が最も多い選挙区の選挙人の権利侵害を著しくしているのは、議員一人当たりの選挙人数が少なくとも議員を選出できる選挙区の存在であり、この選挙区の選挙を無効とすれば、残る議員についての投票価値の較差は縮小する。したがって、限定した範囲の選挙区の選挙を無効とすることによって選挙人としての権利の侵害を少なくするためにには、議員一人当たりの選挙人数が少ない選挙区からその少ない順位に従って選挙を無効とする選挙区を選定すべきである。議員一人当たりの選挙人数の少ない選挙区の順に選挙無効とする場合、どの選挙区までを無効とするかは、憲法によって司法権に委ねられた範囲内において、この訴訟を認めた目的と必要に応じて、裁判所がこれを定めることができるものである（昭和60年7月17日大法廷判決の4名の裁判官の補足意見参照）。議員一人当たりの選挙人数が少ない選挙区からその少ない順位に従って裁判所が選挙を無効とする選挙区をどれだけ選定すべきかの規律は、選挙を無効とされない選挙区の間における投票価値の較差の程度を最も重要なメルクマールとすべきと思われるが、この規律は、いまだ熟しているということはできない。」と述べ、特定の選挙区の選挙のみを無効とすることは控えることとした。

平成26年11月26日大法廷判決は参議院議員通常選挙についてのものであるが、議員一人当たりの選挙人数が少ない選挙区からその少ない順位に従って選挙を無効とする選挙区を選定すべきであることは、衆議院議員小選挙区選挙についても同様に当てはまる。前回平成24年12月16日施行の衆議院議員選挙については、私は、区割規定を違憲とし、いわゆる事情判決の法理を適用して違法を宣言するとどめたが、今回の衆議院議員総選挙は、従来の選挙区割りを基本的に維持して行われたものであり、その全てについて違法の宣言にとど

めることはできない。

裁判所が選挙を無効とする選挙区をどれだけ選定すべきかの規律は、従来3段階の判断枠組みの第一段階である選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態（違憲状態）に至っているか否かの判断基準とは性質が異なる。選挙区割りが違憲状態か否かの判断基準は、区割規定（定数配分規定）が「全体として違憲の瑕疵を帯びる」（昭和51年4月14日大法廷判決、同60年7月17日大法廷判決）か否かについてのものであり、その区割基準が投票価値の平等に反するものか否かが重要であり、一律に較差の一定数値によって定めることは、それに達しない不平等を無条件に是認することとなり、不適切である。これに対し、ここで問題となる無効とする選挙区の選定の規律は、違憲判断の及ぶ範囲を一定程度制限するという司法権に委ねられた権能の行使についてのものである。

具体的にどの範囲で選挙を無効とするかは、個々の選挙によって異なることは当然であるが、本件においては、本件選挙区割りによる295選挙区の選挙人数の違いが後述のとおりであることを考慮すると、衆議院としての機能が不全となる事態を回避することと投票価値平等の侵害の回復のバランスの観点から、投票価値の較差が2倍を超えるか否かによって決するのが相当である。

今回の選挙の結果によると、295の選挙区のうち最も選挙人数の少ないのは宮城県第5区（選挙当日で23万1081人）、最も選挙人数の多いのは東京都第1区（選挙当日で49万2025人）であり、その比率は1対2.129である。選挙人数が東京都第1区の選挙人数の2分の1を下回る選挙区は、宮城県第5区以外に11あり、少ない順に挙げると福島県第4区、鳥取県第1区、鳥取県第2区、長崎県第3区、長崎県第4区、鹿児島県第5区、三重県第4区、青森県第3区、長野県第4区、栃木県第3区、香川県第3区である。

したがって、この12の選挙区については選挙無効とされるべきであり、その余の選挙区の選挙については、違法を宣言するにとどめ無効とはしないこととすべきである。この12選挙区について選挙が無効とされると、その選挙区から選挙人が選出し得る議員はゼロとなるが、これは、選挙を無効とする以上やむを得ないことであり、較差を是正する法改正による選挙が行われることにより回復されるべきものである。

(裁判長裁判官 寺田逸郎 裁判官 櫻井龍子 裁判官 千葉勝美  
裁判官 岡部喜代子 裁判官 大谷剛彦 裁判官 大橋正春  
裁判官 山浦善樹 裁判官 小貫芳信 裁判官 鬼丸かおる  
裁判官 木内道祥 裁判官 山崎敏充 裁判官 池上政幸 裁判官  
大谷直人 裁判官 小池 裕)

